

5 低所得者等の福祉

以下の事業については複数課に共通するため、該当ページにまとめて掲載をしています。

コミュニティバス乗車券の発行	411 ページ
無料入浴券の給付	425 ページ
都営交通の無料乗車券の交付	426 ページ

生活福祉調整課

生活保護事業	所管課	各総合支所区民課
		生活福祉調整課
目 的 憲法第25条「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」の理念に基づき、国が生活に困窮する全ての国民に対し、その困窮の程度に応じて必要な保護を行い、最低限度の生活を保障するとともに、自立を助長することを目的としています。 事 業 内 容 (1) 生活扶助 衣食、光熱水費その他日常生活に必要な費用 (2) 住宅扶助 家賃、地代等の費用 (3) 教育扶助 義務教育に必要な学用品、教材、学校給食費等の費用 (4) 医療扶助 原則として、生活保護法等の規定に基づき指定を受けた医療機関（指定医療機関）において医療の給付を行います。 (5) 介護扶助 原則として、生活保護法等の規定に基づき指定を受けた介護サービス機関（指定介護機関）を通じて介護サービスを行います。 (6) 出産扶助 出産に必要な費用 (7) 生業扶助 技術を身につけたり、仕事を始めるのに必要な費用及び高等学校等への就学に要する費用 (8) 葬祭扶助 葬祭のために必要な費用 (9) 就労自立給付金 就労により自立した世帯に給付金を支給します。 (10) 進学・就職準備給付金 大学等に進学又は就職する世帯員に給付金を支給します。 ※これらの給付は(4)、(5)を除き、原則として金銭で支給します。 ※(10) 進学準備給付金は、令和6年度から、「進学・就職準備給付金」と名称を改め、対象を追加しています。 根拠法令等 生活保護法 港区生活保護法施行細則 開 始 時 期 昭和 25 年 5 月		

実績表

港区の人口及び被保護世帯等の状況

区分 年度	港区の人口(3月1日現在)		被保護世帯及び人員(3月中)				
	世帯 (世帯)	人口 (人)	世帯 (世帯)	人員 (人)	保護率(1,000人当り)		
					港区 (%)	東京都 (%)	全国 (%)
元	139,492	260,535	1,727	2,007	7.7	20.4	16.4
2	137,730	258,105	1,760	2,036	7.9	20.3	16.4
3	145,011	258,273	1,765	2,042	7.9	20.0	16.3
4	148,745	263,097	1,830	2,128	8.1	19.8	16.2
5	151,562	267,225	1,820	2,123	7.9	19.5	16.3

資料：月報 福祉行政統計（東京都福祉局）、生活保護速報（厚生労働省社会・援護局）

資料：福祉行政統計

主な扶助別被保護世帯及び人員の状況

(各年度3月中)

区分 年度	生活扶助		住宅扶助		医療扶助		介護扶助		生活保護扶助費 (千円)
	世帯	人員	世帯	人員	世帯	人員	世帯	人員	
元	1,488	1,748	1,501	1,745	1,483	1,669	456	465	4,458,165
2	1,499	1,752	1,507	1,772	1,497	1,659	461	469	4,258,542
3	1,499	1,746	1,510	1,767	1,547	1,725	454	459	4,266,613
4	1,551	1,811	1,577	1,852	1,605	1,800	458	465	4,411,219
5	1,527	1,787	1,549	1,818	1,596	1,793	461	470	4,761,123

生活保護の開始、廃止の状況

資料：福祉行政統計

区分 年度	申請受理件数	取下げ件数	却下件数	開始		廃止	
				世帯	人員	世帯	人員
元	215	6	15	234	263	305	334
2	285	12	13	291	335	257	279
3	303	18	20	260	305	252	277
4	331	14	15	317	374	250	270
5	288	16	16	258	308	268	285

補助金等 (有) ・ 無	国負担割合 3 / 4	都又は区負担割合 1 / 4	補助金名等	生活保護費等国庫負担金
-----------------	----------------	-------------------	-------	-------------

就労支援事業		所管課		各総合支所区民課					
				生活福祉調整課					
目 的									
生活保護を受給している人等で、働く能力がありながら就労に結びついていない人を対象に、就労支援員が就労に関する支援を行います。									
事 業 内 容									
就労支援員を配置									
(1) 内 容									
求人情報の提供、求職の支援、ハローワークへの同行、履歴書の書き方や面接の指導、その他就労に関わる相談等を専門的に行います。									
また、就労経験のない生活保護受給者等に、短期・軽度の就労体験プログラムを実施します。									
(2) 対 象									
生活保護受給中の人、生活保護相談中の人									
根拠法令等									
生活保護法									
港区被保護者等就労支援事業実施要綱									
開 始 時 期									
平成 16 年 4 月 1 日									
実 績 表									
就労支援結果									
年度	支援人数 (人)	就労結果（雇用形態別）						就労による生活 保護の 廃止件数 (件)	扶助費 削減額 (千円)
		常勤 (人)	パート (人)	日雇い (人)	臨時雇い (人)	その他 (人)	計 (人)		
元	136	12	51	1	1	2	67	5	4,870
2	151	3	24	0	1	1	29	3	14,190
3	180	13	30	0	0	0	43	2	6,027
4	192	12	39	0	0	0	51	1	5,602
5	213	10	48	0	1	6	65	4	6,685
補助金等 ⑦ ・ 無		国負担割合 3／4		都負担割合 －		区負担割合 1／4		補助金名等 生活困窮者自立相談支援事業費等 負担金	

生活保護受給者等就労自立促進事業		所管課		各総合支所区民課 生活福祉調整課				
目 的								
生活保護を受給している人等で、働く能力がありながら就労に結びついていない人を対象に、福祉事務所と公共職業安定所（ハローワーク）が連携して就労に関する支援を行います。								
事業内容								
(1) 内 容								
支援対象者ごとに福祉事務所とハローワークが生活保護受給者等就労支援チームを設置し、連携して就労支援を行います。								
(支援メニュー)								
・ナビゲーターによる就労支援								
・職業準備プログラム								
・トライアル雇用の活用								
・公共職業訓練の受講あっせん								
・求職者支援訓練の活用								
・その他の支援								
(2) 対 象								
生活保護受給中の人、住居確保給付金受給中の人、生活保護相談中の人等								
根拠法令等								
生活保護受給者等就労自立促進事業実施要領								
開始時期								
平成 23 年 12 月 1 日（平成 25 年 4 月 1 日から、「福祉から就労」支援事業から生活保護受給者等就労自立促進事業へ名称及び一部内容変更）								
実 績 表								
年度		支援人数 (人)		就労結果（雇用形態別）		就労による生活保護の廃止件数 (件)		
				常勤 (人)	パート (人)		その他 (人)	計 (人)
元		55		6	10	1	17	4
2		45		1	6	0	7	2
3		33		3	7	0	10	1
4		48		1	11	0	12	1
5		65		0	13	0	13	1
補助金等有 ・ ④						備 考		

生活保護受給者等メンタルケア支援事業	所管課	各総合支所区民課 生活福祉調整課												
目 的 精神保健福祉士等の専門的な知識を有する者を「メンタルケア支援員」として配置し、精神疾患等を有する人の自立への支援を行います。														
事 業 内 容 メンタルケア支援員を配置 (1) 内 容 メンタルケア支援員は、対象者の自立を支援するため、ケースワーカー、相談員、嘱託医等と連携して以下の業務を行います。 ① 被保護者の自立に向けた個別支援 ア 日常生活支援 イ 社会生活支援 ウ 就労支援 ② ケースワーカー等へのアドバイス業務 (2) 対 象 生活保護受給中の人、生活保護相談中の人														
根拠法令等 生活保護法 港区生活保護受給者等メンタルケア支援事業実施要領														
開 始 時 期 平成 24 年 4 月 1 日														
実 績 表 (単位：人) <table><tr><td>年度</td><td>元</td><td>2</td><td>3</td><td>4</td><td>5</td></tr><tr><td>支援人数</td><td>71</td><td>73</td><td>88</td><td>57</td><td>124</td></tr></table>			年度	元	2	3	4	5	支援人数	71	73	88	57	124
年度	元	2	3	4	5									
支援人数	71	73	88	57	124									
補助金等 ⑦ ・ 無	国負担割合 3 / 4	都負担割合 －	区負担割合 1 / 4	補助金名等	生活困窮者就労準備支援事業費等補助金									

調査訪問体制強化事業		所管課	各総合支所区民課 生活福祉調整課													
目 的 年金受給権等生活保護以外の制度・施策の利用可能性を探る調査や資産の活用等を行う体制を強化して、生活保護受給世帯の自立への援助を行います。																
事 業 内 容 生活福祉調整課に、調査訪問補助員及び年金専門調査員を配置 (1) 内 容 ① 資産活用方法調査 ② 年金受給権調査 ③ 扶養義務者調査 ④ 債務整理支援等 (2) 対 象 生活保護受給中の人、生活保護申請中の人																
根拠法令等 生活保護法 港区調査訪問体制強化事業実施要綱																
開 始 時 期 平成 17 年 4 月 1 日																
実 績 表 (単位：件) <table><tr><td>年度 区分</td><td>元</td><td>2</td><td>3</td><td>4</td><td>5</td></tr><tr><td>調査件数</td><td>11,671</td><td>10,497</td><td>11,537</td><td>12,278</td><td>13,126</td></tr></table>					年度 区分	元	2	3	4	5	調査件数	11,671	10,497	11,537	12,278	13,126
年度 区分	元	2	3	4	5											
調査件数	11,671	10,497	11,537	12,278	13,126											
補助金等 (有) ・ 無	国負担割合 3 / 4	都負担割合 －	区負担割合 1 / 4	補助金名等	生活困窮者就労準備支援事業費等補助金											

法外援護事業	所管課	各総合支所区民課
		生活福祉調整課

目 的

生活保護世帯及び中国残留邦人等支援給付受給世帯に対して、日常生活の安定・向上及び自立を図るため、法による扶助のほか、様々な法外援護を実施しています。

事 業 内 容

- (1) 見舞金（夏季・冬季）を支給
- (2) 出産に際し、祝品を支給
- (3) 小学生、中学生、高校生に学童服及び運動衣の購入費用を支給（小学１年生、中学１年生、高校１年生のみ別途対応）
- (4) 小学生、中学生、高校生に夏季健全育成費（夏休みの野外活動等の参加費用）を支給
- (5) 修学旅行が実施される学年に在籍する小学生、中学生、高校生に修学旅行支度金を支給
- (6) 中学校を卒業し、高校に入学又は就職する生徒に高校学習支援金・就職支度金を支給

根拠法令等

港区生活保護世帯等に対する法外援護事業実施要綱

実 績 表

支給の状況（令和５年度）

区分				対象数	支給総額	備考
種別		単価				
居宅世帯に 対する見舞金	夏 季	居宅単身世帯	5,000円	1,579世帯	8,241,000円	
		居宅複数世帯	7,000円			
		単身入院世帯	3,000円			
		施設入所世帯	5,000円			
	冬 季	居宅単身世帯	5,000円	1,547世帯	8,081,000円	
		居宅複数世帯	7,000円			
		単身入院世帯	3,000円			
		施設入所世帯	5,000円			
出 産 祝 品				1世帯		5,000 円 相 当 の祝品を支給
学童服及び運動衣購入費		学童服	11,400円	64人	729,600円	小・中・高生同 一単価（1人あ たり）
		運動衣	4,100円		262,400円	
夏 季 健 全 育 成 費		3,300円		98人	323,400円	
修学旅行支度金		小学生	4,300円	1人	4,300円	
		中学生・高校生	8,500円	5人	42,500円	
高校学習支援金・就職支度金		51,500円		10人	515,000円	

補助金等 有 ・ (無)				備 考	
-----------------	--	--	--	-----	--

自立促進事業		所管課	各総合支所区民課 生活福祉調整課			
目 的 生活保護を受給している世帯又は、受給している人に対して自立支援に要する経費の全部又は一部を支給することにより、保護を受給している人の自立の促進を図ります。						
事業内容 (1) 就労支援 (被服費・技能習得費・緊急一時保育料・就職活動用の携帯電話購入費) (2) 社会参加活動支援 (シルバー人材センター年度会費・ボランティア保険料) (3) 地域生活移行支援 (居宅清掃費用及び居宅環境整理サポート費用等) (4) 健康増進支援 (介護予防教室等参加費) (5) 次世代育成支援 (学習環境整備支援費・大学等進学支援費)						
根拠法令等 港区被保護者自立促進事業実施要綱						
開始時期 平成 19 年 4 月 1 日						
実績表						
年度 区分		元	2	3	4	5
就労支援	人数 (人)	4	2	7	2	4
	支給額 (円)	88,360	24,684	155,870	28,500	64,901
社会参加活動支援	人数 (人)	2	6	6	4	6
	支給額 (円)	4,000	12,000	12,000	8,000	12,000
地域生活移行支援	人数 (人)	36	45	51	43	35
	支給額 (円)	1,352,470	1,400,560	994,000	796,140	642,500
健康増進支援	人数 (人)	0	0	0	0	0
	支給額 (円)	0	0	0	0	0
次世代育成支援	人数 (人)	29	19	22	22	38
	支給額 (円)	2,745,647	1,925,821	1,994,200	2,077,322	3,524,298

補助金等 (有) ・ 無	国負担割合 －	都負担割合 10／10	区負担割合 －	補助金名等	地域福祉推進区市町村包括補助事業補助金
-----------------	------------	----------------	------------	-------	---------------------

被保護者健康管理支援事業		所管課	各総合支所区民課 生活福祉調整課		
目 的 生活保護を受給している人に対し健康管理上の支援を行うことにより、生活習慣病等の重症化予防を図り、受給者の自立を支援します。					
事 業 内 容 (1) 健康診査受診勧奨 40 歳以上で生活保護を受給している人に対し、健康診査の受診勧奨を行います。 (2) 健康管理支援 生活保護を受給している人で、健康管理上の支援が必要な人に対し、医療機関の受診勧奨、保健指導及び生活支援等を行います。					
根拠法令等 生活保護法					
開 始 時 期 令和 2 年 4 月 1 日					

生活相談		所管課		各総合支所区民課		
				生活福祉調整課		
目 的						
生活に困窮する人の相談に応じ、生活保護及びその他の援護について、必要な助言を行います。						
事 業 内 容						
生活困窮に至った経緯、生活状況などを聴き取り、生活保護制度の説明後、生活保護の対象となる人は、保護申請につなげます。生活保護の対象にならない人は、生活保護以外の社会資源の情報提供や助言を行います。						
根拠法令等						
生活保護法						
開 始 時 期						
昭和 25 年 5 月						
実 績 表						
(単位：件)						
年度 区分		元	2	3	4	5
生 活 相 談		1,148	1,206	995	922	1,253
生活保護申請		215	285	303	340	288
補助金等 有 ・ 無					備 考	

中国残留邦人等支援給付事業	所管課	芝地区総合支所区民課				
		生活福祉調整課				
目 的						
中国残留邦人等は中国等に長期間残留を余儀なくされたことから、日本人としての義務教育を受ける機会もなく、今日においても多くの人が、日本語が不自由な状態です。また、帰国が遅れたために、高度経済成長の恩恵を享受することができず、老後の備えが不十分な状態です。						
上記の特別な事情を鑑み、国は一定の要件を満たす中国残留邦人等に対して、老齢基礎年金を満額受給することができるようにしましたが、それでもなお生活の安定が十分に図れない世帯に対して、生活支援給付、住宅支援給付、医療支援給付などの各支援給付を実施し、生活の安定を図ります。						
事業内容						
世帯の収入が一定の基準に満たない人を対象に、生活保護とは別の制度ですが、生活保護制度の内容・金額等を準用して、支援給付を支給します。						
平成 26 年 10 月から、中国残留邦人等の人が亡くなられた後に、支援給付を受けている特定配偶者に対して、配偶者支援金を支給しています。						
また、中国語ができ、中国残留邦人等の問題に理解のある支援・相談員を 1 人配置しています。						
根拠法令等						
中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律						
開始時期						
平成 20 年 4 月 1 日						
実績表						
年度 区分		元	2	3	4	5
受給世帯数（世帯）		25	25	24	24	25
受給者数（人）		38	37	36	35	34
うち配偶者支援金 受給者数（人）		0	0	0	0	1
支援給付扶助費額 （千円）		74,479	74,975	73,025	87,018	67,053
補助金等 ① 有 ・ 無		国負担割合 3 / 4	都又は区負担割合 1 / 4		補助金名等	生活保護費等国庫負担金 他

路上生活者対策事業		所管課		芝地区総合支所区民課 生活福祉調整課		
目 的						
路上生活者に対し、応急援護として、交通費又は食費を支給します。また、自立支援センター等を活用した社会的自立支援を行います。						
事 業 内 容						
(1) 交通費又は食費の支給						
窓口に来所した路上生活者に対し、①自立を支援するために行う就労等に要する交通費又は食費の支給、②医療機関の受診に必要な特別診療券の交付を行います。 *窓口にて面談を実施後、対象となる路上生活者に対し、交通費又は食費として500円（3か月に1回）を支給します。						
(2) 自立支援センター（都区共同による自立支援事業）※						
路上生活者に対し、①緊急一時保護事業による心身の健康回復と本人の意欲、能力等の総合的な評価、②自立支援事業での就労による自立支援、③支援付住宅による居宅移行支援に取り組みます。 ※23区内に5か所設置済み						
根拠法令等						
路上生活者対策事業実施大綱 路上生活者緊急一時保護事業実施要綱・同実施細目 路上生活者自立支援事業実施要綱・同実施細目 生活困窮者自立支援法						
開 始 時 期						
平成12年11月						
実 績 表						
年度		元	2	3	4	5
区分						
食事の提供等		358	296	126	95	39
(件)						
自立支援センター	緊急一時保護事業利用者数 (人)	6	5	17	6	8
	自立支援事業利用者数 (人)	6	3	8	1	6
	支援付住宅利用者数 (人)	2	3	3	3	2
補助金等有・無				備考		

住居確保給付金		所管課		—		
				生活福祉調整課		
目 的						
離職または、やむを得ない休業等により経済的に困窮している状態であって就労能力及び就労意欲のある人のうち、住宅を喪失している人又は喪失するおそれのある人に対して、支給対象者の申請に基づき、住居確保給付金を支給し、住宅と就労機会を確保することを目的としています。						
事 業 内 容						
(1) 住居確保給付金の支給						
(2) 生活困窮者自立相談支援事業による支援						
根拠法令等						
生活困窮者自立支援法						
開 始 時 期						
平成 21 年 10 月（平成 27 年 4 月 1 日から、住宅支援給付事業から住居確保給付金に変更）						
実 績 表						
年度 区分		元	2	3	4	5
支給決定者数（人）		1	1,335	1,012	206	43
支給金額（円）		139,600	633,920,581	305,755,462	72,729,914	13,931,400
補助金等 （有） ・ 無		国負担割合 3 / 4	都負担割合 —	区負担割合 1 / 4	補助金名等	生活困窮者自立相談支援事業費等負担金

戦没者遺家族援護	所管課	各総合支所区民課																												
		生活福祉調整課																												
目 的 旧軍人・軍属の遺族等を対象にした国の特別給付金などの制度に対する申請受付を行います。 事 業 内 容 区で申請を受付け、本籍地の都道府県で裁定され国庫債券として支給されます。 (1) 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金 遺族年金や公務扶助料等を受ける遺族等がない場合に、3親等内の親族のうち、請求権の最高順位の1人に支給します。 (2) 戦没者等の妻に対する特別給付金 遺族年金や公務扶助料等の受給権を有する妻に対し支給します。 (3) 戦傷病者等の妻に対する特別給付金 傷病賜金や障害年金等の受給権を有する戦傷病者等の妻に対し支給します。 (4) 戦没者の父母等に対する特別給付金 遺族年金や公務扶助料等の受給権を有する父母等で、戦没者以外に子も孫も有していない父母等に対し支給します。 根拠法令等 戦傷病者戦没者遺族等援護法 戦没者等の妻に対する特別給付金支給法 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法 戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法 戦没者の父母等に対する特別給付金支給法 戦傷病者特別援護法 実 績 表 給付金等受付件数 (単位：件) <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度 区分</th> <th>元</th> <th>2</th> <th>3</th> <th>4</th> <th>5</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>戦没者等の遺族に対する特別弔慰金</td> <td>0</td> <td>316</td> <td>65</td> <td>43</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>戦没者等の妻に対する特別給付金</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>戦傷病者等の妻に対する特別給付金</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>4</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> </tbody> </table> ※戦没者の父母等に対する特別給付金については、現在該当者がいません。							年度 区分	元	2	3	4	5	戦没者等の遺族に対する特別弔慰金	0	316	65	43	0	戦没者等の妻に対する特別給付金	0	0	0	0	0	戦傷病者等の妻に対する特別給付金	0	0	4	0	0
年度 区分	元	2	3	4	5																									
戦没者等の遺族に対する特別弔慰金	0	316	65	43	0																									
戦没者等の妻に対する特別給付金	0	0	0	0	0																									
戦傷病者等の妻に対する特別給付金	0	0	4	0	0																									
補助金等 有 ・ ⑨				備 考																										

精神障害者医療保護入院の区長同意		所管課		— 生活福祉調整課																																																									
目 的 精神保健指定医が入院の必要を認めた精神障害者について、入院に係る本人の同意が得られない場合で家族等のいない場合などに、区長が家族等に代わって入院の同意をします。 事 業 内 容 医療機関からの医療保護入院同意依頼書に基づき、区長が同意書を病院に交付します。 根拠法令等 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律 実 績 表 入院者数の状況 (単位：人) <table border="1"> <tr> <th colspan="2">年度</th> <th>元</th> <th>2</th> <th>3</th> <th>4</th> <th>5</th> </tr> <tr> <td rowspan="3">入 院 者</td> <td>男</td> <td>5</td> <td>3</td> <td>3</td> <td>9</td> <td>7</td> </tr> <tr> <td>女</td> <td>6</td> <td>3</td> <td>6</td> <td>9</td> <td>12</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>11</td> <td>6</td> <td>9</td> <td>18</td> <td>19</td> </tr> </table> 病名の状況 (単位：人) <table border="1"> <tr> <th>年度 病名</th> <th>元</th> <th>2</th> <th>3</th> <th>4</th> <th>5</th> </tr> <tr> <td>統合失調症</td> <td>2</td> <td>1</td> <td>3</td> <td>2</td> <td>11</td> </tr> <tr> <td>そううつ病</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>9</td> <td>5</td> <td>6</td> <td>16</td> <td>8</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>11</td> <td>6</td> <td>9</td> <td>18</td> <td>19</td> </tr> </table>						年度		元	2	3	4	5	入 院 者	男	5	3	3	9	7	女	6	3	6	9	12	計	11	6	9	18	19	年度 病名	元	2	3	4	5	統合失調症	2	1	3	2	11	そううつ病	0	0	0	0	0	その他	9	5	6	16	8	計	11	6	9	18	19
年度		元	2	3	4	5																																																							
入 院 者	男	5	3	3	9	7																																																							
	女	6	3	6	9	12																																																							
	計	11	6	9	18	19																																																							
年度 病名	元	2	3	4	5																																																								
統合失調症	2	1	3	2	11																																																								
そううつ病	0	0	0	0	0																																																								
その他	9	5	6	16	8																																																								
計	11	6	9	18	19																																																								
補助金等有 ・ 無				備 考																																																									

行旅死亡人、行旅病人及び発掘人骨の処理			所管課		— 生活福祉調整課	
目 的 身柄引取人のない死亡人や生活保護の対象とならない外国人行旅病人が発見された場合、火葬・救護等の措置をとっています。また、人骨が発掘された場合も同様に火葬の措置をとっています。						
事 業 内 容 (1) 行旅死亡人 身柄引取人のない死亡人が区内で発生した場合、区長が死亡人の火葬を行います。 (2) 行旅病人 生活保護の対象とならない外国人行旅病人が発生した場合、医療機関に対し、医療の必要の有無を調査し、必要なときは診療・入院等の手続を行っています。 (3) 発掘人骨 区内において、工事その他の地下発掘により発見され、引取者の判明しない人骨は、その死亡年月日等が不明なため、法による正規の手続きが取れません。そのためその人骨が文化財等にも該当しない場合には、特例として、人骨発見の事情及び経過を証明する公文を作成して、火葬許可証に代えています。 (4) 墓地・埋葬等に関する法律に基づく死亡人 火葬・埋葬を行う者がいない死亡人については、区長が火葬を行います。						
根拠法令等 行旅病人及行旅死亡人取扱法 墓地、埋葬等に関する法律						
開 始 時 期 昭和 62 年 4 月						
実 績 表						
行旅死亡人取扱の状況						(単位：件)
年度	元	2	3	4	5	
件数	3	2	3	3	3	
外国人行旅病人取扱の状況						(単位：件)
年度	元	2	3	4	5	
件数	0	0	0	0	0	
発掘人骨の取扱の状況						(単位：件)
年度	元	2	3	4	5	
件数	0	0	0	0	0	
墓地、埋葬等に関する法律に基づく死亡人取扱の状況						(単位：件)
年度	元	2	3	4	5	
件数	17	32	24	23	33	
補助金等 (有) ・ 無	国負担割合 —	都負担割合 10/10	区負担割合 —	補助金名等	行旅病人及行旅死亡人取扱法の規定に基づく死体の取扱いに要した費用に対する負担金	

福祉事務所無料職業紹介所		所管課	— 生活福祉調整課			
目 的						
港区福祉事務所に求人開拓員を配置するとともに、無料職業紹介所を設置し、生活保護を受給している人等の就労意欲の醸成から雇用の成約にいたる一貫した就労支援の流れを整備します。自力で就労することが困難だった人に、一人ひとりに合った就職先を探して斡旋することによって就労につなげ、経済的な自立と社会参加を促進します。						
事業内容						
(1) 内 容						
① 求人開拓員の配置 求人開拓員を配置し、様々な事情を有する支援対象者が就労につながるよう、企業訪問等により求人の申し込みを獲得します。						
② 無料職業紹介所の設置 厚生労働大臣に無料職業紹介事業の届出をし、福祉事務所に無料職業紹介所を設置します。						
③ 企業と求職者のマッチング 支援対象者一人ひとりの適性や個別事情と求人情報をマッチングさせます。						
④ 求人の斡旋 区が無料職業紹介事業者として、支援対象者に求人の斡旋を行い、就労につなげます。						
(2) 対 象 生活保護受給中の人、生活保護相談中の人						
根拠法令等 港区福祉事務所における無料職業紹介所の設置及び運営に関する要綱						
開始時期 平成 25 年 4 月 1 日						
実 績 表						
年 度		元	2	3	4	5
求人件数	常用(人)	293	211	307	469	464
	臨時(人日)	0	0	0	0	0
	日雇(人日)	0	0	0	0	0
求職者数		82	86	61	36	41
内就職者数	常用(人)	20	3	3	1	1
	臨時(人)	1	6	5	10	7
	日雇(人)	2	0	0	0	1
補助金等 (有) ・ 無	国負担割合 2 / 3	都負担割合 —	区負担割合 1 / 3	補助金名等	生活困窮者就労準備支援事業費等補助金	

生活・就労支援センター		所管課		— 生活福祉調整課		
目 的 生活困窮者自立支援法に基づき、生活困窮者が有する多様で複合的な課題を解きほぐしながら、本人の状況に応じて必要な支援を行うことにより、生活困窮状態からの早期の脱却を図ることを目的としています。						
事業内容 麻布地区総合支所2階に、港区生活・就労支援センターを設置し、専門の相談員や就労支援員などにより、以下の生活困窮者に対する支援事業を実施しています。						
(1) 内容						
① 自立相談支援事業 支援対象者の抱える課題を把握するとともに、その置かれている状況や本人の意思を十分に確認することを通じて、個々人の状態にあった支援計画を作成し、就労に関する支援のほか、以下の各種事業を活用しながら、支援対象者の自立までを包括的・継続的に支援します。また、住居確保給付金の相談及び申請受付を行います。						
② 就労準備支援事業 支援対象者に対し、生活習慣の確立、社会参加能力の形成、事業所での就労体験など、一般就労に従事する準備としての基礎能力の形成について、計画的かつ一貫的な支援を行います。						
③ 家計改善支援事業 支援対象者に対し、家計の収支改善のため、家計管理に関する支援を行います。						
④ 学習相談支援事業 子どものいる支援対象者の世帯に対し、貧困の連鎖を防止するため、子どもの進学に関する相談や学習習慣確立などの支援を行います。						
⑤ ひとり親家庭支援事業 ひとり親家庭の置かれている状況に配慮しながら、保護者の就労支援をはじめとした各種支援を行います。						
(2) 対象 区内に居住する生活困窮者（現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある人）及び将来的に生活困窮に陥る可能性のある人						
根拠法令等 生活困窮者自立支援法 港区生活・就労支援センター事業実施要綱 港区自立相談支援事業運営要領 港区就労準備支援事業運営要領 港区家計改善支援事業運営要領 港区学習相談支援事業運営要領 港区生活困窮者住居確保給付金事務取扱要領						
開始時期 平成27年1月5日						
実績表						
(単位：人)						
年度		元	2	3	4	5
相談受付人数		299	675	519	446	312
補助金等 ⑦ ・ 無		国負担割合 (1) 3／4 (2) 2／3 (3) 1／2	都負担割合 —	区負担割合 (1) 1／4 (2) 1／3 (3) 1／2	補助金名等 生活困窮者自立相談支援事業費等負担金 生活困窮者就労準備支援事業費等補助金	

学習支援事業		所管課	—			
			生活福祉調整課			
目 的						
生活困窮者自立支援法に基づく任意事業の学習支援事業として無料学習支援を実施し、学習意欲の向上を図り、自立に向けた意欲を喚起します。						
事業内容						
(1) 対象者						
生活保護受給世帯及び就学援助受給世帯の中学1年生から中学3年生						
生活保護受給世帯及び児童扶養手当受給世帯の高校1年生から高校3年生						
(2) 実施場所						
中学生：区内8か所（各総合支所管内に1～2か所）						
高校生：区内2か所						
(3) 実施日						
中学生は、毎週水曜日（5か所）及び毎週土曜日（3か所）（年末年始を除く。）						
高校生は、毎週火曜日（1か所）及び毎週木曜日（1か所）（年末年始を除く。）						
(4) 内容						
中学生は、学習ボランティア等を講師とする講師1名につき生徒2名程度の体制により実施し、科目は国語、数学、英語とします。						
高校生は、講義形式等により実施し、科目は国語、数学、英語とします。						
必要に応じて大学入学共通テスト受験科目である理科、社会等も実施します。						
あわせて高校中退防止に向け、相談・支援を行います。						
根拠法令等						
生活困窮者自立支援法						
港区学習支援事業運営要綱						
開始時期						
平成29年6月28日（中学生）						
平成30年5月15日（高校生）						
実 績 表						
(単位：人)						
年度 利用実人数		元	2	3	4	5
中 学 生		97	130	133	137	141
高 校 生		43	51	48	31	41
補助金等 ⑦ ・ 無		国負担割合 1／2	都負担割合 —	区負担割合 1／2	補助金名等	生活困窮者就労準備支援事業費等補助金

住民税非課税世帯等生活支援給付金	所管課	—
		生活福祉調整課

目 的

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で、様々な困難に直面した方々に、速やかに生活・暮らしの支援を行うため、住民税均等割が非課税である世帯等に対して、生活支援給付金を支給します。

事業内容

(1) 対象者

- ・基準日（令和5年6月1日）において、世帯全員の令和5年度分の住民税均等割が非課税である世帯
- ・予期せず家計が急変し、住民税非課税世帯と同様の事情にあると認められる世帯（以下「家計急変世帯」という。）
- ・上記支給した世帯のうち、世帯主以外の世帯員
- ・基準日（令和5年12月1日）において、世帯全員の令和5年度分の住民税が非課税及び均等割のみ課税である世帯
- ・令和5年度住民税非課税世帯及び均等割のみ課税世帯のうち、18歳以下の世帯員
- ・基準日（令和6年6月3日）において、世帯全員の令和6年度分の住民税が非課税及び均等割のみ課税である世帯
- ・令和6年度住民税非課税世帯及び均等割のみ課税世帯のうち、18歳以下の世帯員

(2) 内 容

対象者	支給額	基準日	支給決定件数（件）	支給金額（千円）
住民税非課税世帯	3万円	令和5年6月1日	24,972	749,160
家計急変世帯		—	84	2,520
世帯主以外の世帯員	世帯員×3万円	—	5,398	242,160
住民税非課税世帯【追加支給】	7万円	令和5年12月1日	24,865	1,740,550
住民税均等割のみ課税世帯＋18歳以下の世帯員	10万円＋18歳以下の世帯員×5万円		※支給がないため令和6年度へ繰越	
住民税非課税世帯の18歳以下の世帯員	18歳以下の世帯員×5万円		2,116	160,750

根拠法令等

令和5年度港区住民税非課税世帯等生活支援給付金支給事務実施要綱

令和6年度港区住民税非課税世帯等生活支援給付金支給事務実施要綱

開始時期

令和5年6月

補助金等 ⑦ ・ 無	国負担割合 10／10	都負担割合 —	区負担割合 —	補助金名等	子育て世帯等臨時特別支援事業費補助金
---------------	----------------	------------	------------	-------	--------------------

6 国民健康保険等

以下の事業については複数課に共通するため、該当ページにまとめて掲載をしています。

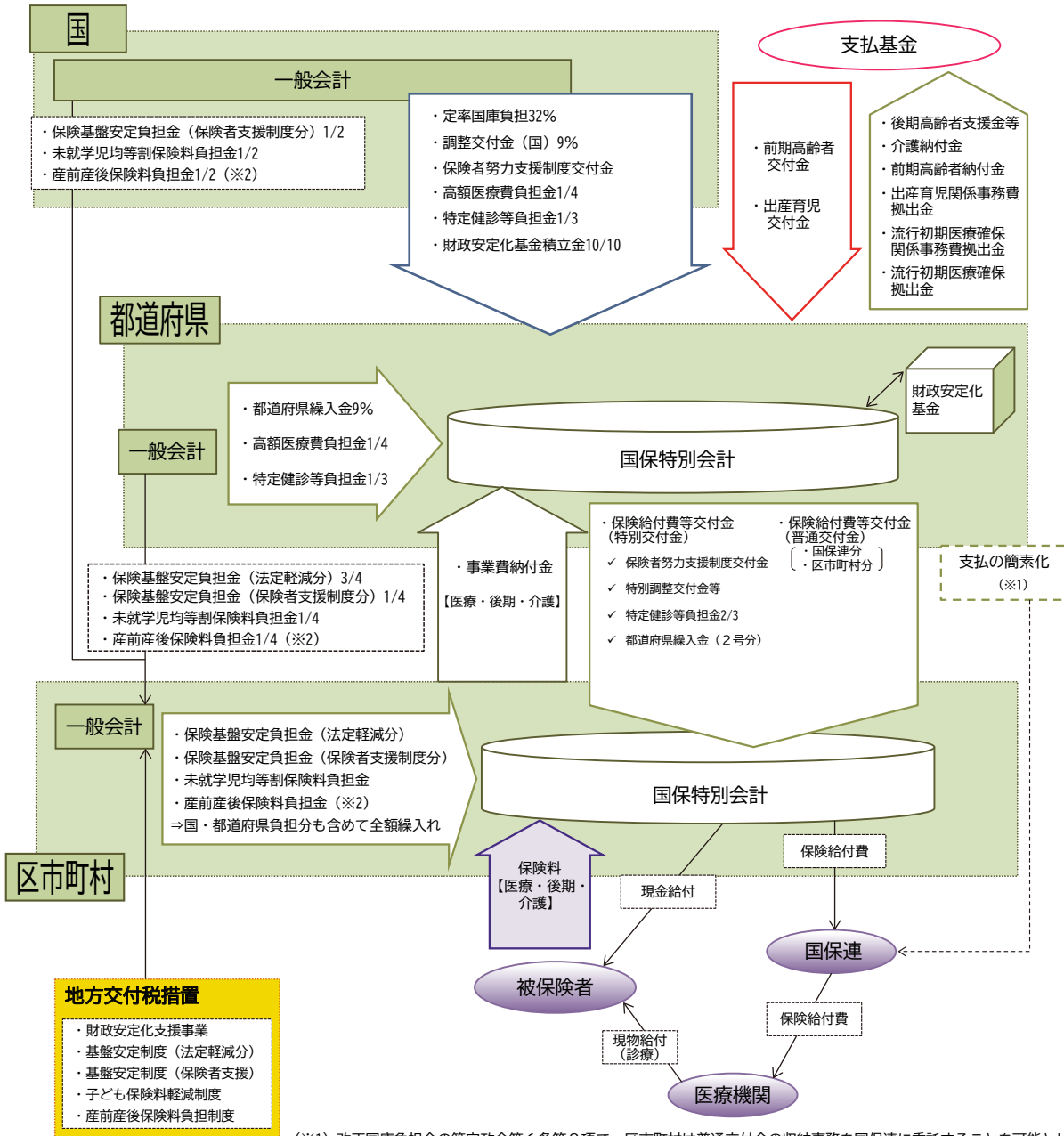
高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業 427 ページ

国保年金課

国民健康保険	所管課	— 国保年金課
概 要 国民健康保険は、国の社会保障制度の一つである社会保険の中の医療保険で、被保険者が疾病・負傷等の際に安心して医療が受けられるよう、加入者が納めた保険料を医療費にあてる、相互扶助の地域医療保険です。被保険者に対して必要な保険給付を行うことにより、地域住民の健康の保持・増進に寄与することを目的としています。 区は保険者として、保険料を賦課・徴収し、保険給付を行い、その他健康増進のための事業を実施しています。 内 容 (1) 国民健康保険の加入資格 国民健康保険法第5条の規定により、港区内に住所がある人（※）は、次の適用除外に該当する場合を除いて、原則国民健康保険の被保険者となります。 ※外国人については、港区に住所を有し、3か月を超えて日本に滞在する人〔適用除外〕 ① 健康保険、船員保険、各種共済組合の被保険者及び被扶養者 ② 後期高齢者医療制度の被保険者 ③ 生活保護を受給している人及び中国残留邦人支援法に基づく支援給付を受けている人 ④ 国民健康保険組合の組合員及び組合員の世帯に属する人 ⑤ 児童福祉法の規定により、児童福祉施設に入所している児童又は小規模住居型児童養育事業を行う者、若しくは里親に委託されている児童であって、扶養義務者がいない人 ⑥ その他特別の理由がある人で、厚生労働省令で定めるもの (2) その他 ・国民健康保険適用の例外 就学するために親元を離れて一人暮らしをする学生や、特別養護老人ホームへ入所するために転出した人などは、大学や老人ホームを多く抱える自治体の国保財政が圧迫されて健全な運営が困難となることから、このような場合には港区の被保険者とします。 根拠法令等 - 国民健康保険法 - 国民健康保険法施行令 - 国民健康保険法施行規則 - 港区国民健康保険条例 - 港区国民健康保険条例施行規則		

国民健康保険体系図（国保制度改革後（平成 30 年度）以降）

平成 30 年 4 月から東京都が国保の財政運営の責任主体となり、東京都と港区がともに国保の保険者として、それぞれの役割を担っています。



（※1）改正国庫負担金の算定政令第6条第8項で、区市町村は普通交付金の収納事務を国保連に委託することを可能としている。
（※2）産前産後保険料免除制度は、令和6年1月から施行された。

※東京都国民健康保険ハンドブックから図表を掲載しています。

制 度 の 状 況

港区国民健康保険加入種別ごとの加入者数の推移

年度			元	2	3	4	5
区 分							
加入世帯数		(世帯)	39,620 (19,602)	38,341 (19,125)	37,528 (18,752)	37,467 (18,474)	37,183 (18,284)
加 入 者 数	一 般 被保険者数	(人)	53,597 (22,003)	51,616 (21,418)	50,066 (21,005)	49,445 (20,636)	48,736 (20,392)
	退 職 被保険者数	(人)	3 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	計	(人)	53,600 (22,003)	51,616 (21,418)	50,066 (21,005)	49,445 (20,636)	48,736 (20,392)

※（ ）内は、介護第2号被保険者を含む世帯又はその被保険者数で内数です。

外国人の国民健康保険加入状況

年度			元	2	3	4	5
区分							
外国人総数（人）			20,587	18,291	17,224	20,215	21,863
※ 加 入 者	世帯数（世帯）		4,862	4,363	4,113	4,691	4,955
	被保険者数（人）		5,999	5,367	5,018	5,753	6,068
	一世帯当たり（人）		1.23	1.23	1.22	1.23	1.22
加入割合（％）			29.14	29.34	29.13	28.46	27.75

※「国民健康保険加入者」には、「公用」の在留資格を持つ住民登録等していない外国人等を含みます。

外国人の国民健康保険加入者の国籍別加入状況

(単位：人)

国 名	人数	国 名	人数	国 名	人数
韓国・朝鮮	1,021	パキスタン	85	ブラジル	80
中国	1,538	バングラデシュ	37	その他中央南アメリカ	109
フィリピン	695	その他アジア	501	ヨーロッパ	803
タイ	65	大洋州	105	中近東	121
インド	106	米国	586	アフリカ	99
インドネシア	31	北アメリカ(除米国)	65	その他	21
				合 計	6,068

補助金等 有 ・ ⑨				備 考	
---------------	--	--	--	-----	--

国民健康保険のあゆみ		所管課	— 国保年金課
昭和 34. 12	国民健康保険事業を開始 世帯主 7 割、家族 5 割給付 助産費 1,500 円 葬祭費 2,500 円 保険料均等割額 1 人 600 円 所得割額前年度区民税額の 95/100 賦課限度額 50,000 円		
36. 4	国民皆保険達成		
37. 12	助産費 2,000 円		
38. 4	結核予防法第 34・35 条、精神衛生法第 29 条適用医療を 10 割給付 保険料均等割額 1 人 500 円		
10	準世帯主 7 割給付 老人ホーム収容者の国保適用除外 督促手数料の撤廃		
12	低所得者に対する保険料減額対象世帯及び減額賦課に関する規定の設定		
39. 4	助産費 3,000 円 葬祭費 3,000 円		
40. 1	家族の給付率 7 割		
41. 4	保険料の所得割額の賦課対象を住民税額とする。		
10	保険料所得割額前年度住民税額の 112/100		
42. 4	保険料所得割額の算定に当たり退職手当等に係る住民税額を除外		
9	延滞金に関する規定の改正		
43. 4	育児手当金 2,000 円（新設）		
44. 8	精神衛生法第 32 条適用医療 10 割給付		
9	助産費 10,000 円		
45. 4	葬祭費 5,000 円 延滞金の割合を年利率に改正		
48. 1	外国人に国保適用		
12	高額療養費一部負担金限度額 30,000 円（新設）		
49. 4	助産費 20,000 円 葬祭費 10,000 円		
10	保険料賦課限度額 80,000 円（ただし、昭和 49 年度は 65,000 円）		
51. 4	助産費 40,000 円 保険料均等割額 1 人 2,400 円 賦課限度額 120,000 円 低所得者に対する保険料減額措置の拡大（7 割・5 割）		
8	高額療養費一部負担金限度額 39,000 円		
53. 4	助産費 60,000 円 葬祭費 20,000 円 保険料均等割額 1 人 4,800 円 賦課限度額 170,000 円		

54. 10	助産費支給制限（社会保険脱退後 6 か月未満の出産で、社保から給付を受けることができる場合は支給されない。）
55. 4 7	助産費 80,000 円 葬祭費 30,000 円 保険料均等割額 1 人 6,000 円 所得割額前年度住民税額の 122/100 賦課限度額 220,000 円 夏季施設「海の家」開設
56. 4	保険料均等割額 1 人 8,400 円 所得割額前年度住民税額の 118/100 賦課限度額 240,000 円
57. 4 9 58. 1 2	助産費 100,000 円 保険料の所得割額の賦課対象を現年度住民税額とする。 保険料均等割額 1 人 9,000 円 所得割額現年度住民税額の 107/100 賦課限度額 260,000 円 高額療養費一部負担金限度額 45,000 円（住民税非課税世帯は、39,000 円） 高額療養費一部負担金限度額 51,000 円（住民税非課税世帯は、39,000 円） 老人保健法施行
59. 4 10	保険料賦課限度額 280,000 円 ・退職者医療制度（新設） （退職者被保険者 本人 8 割給付、被扶養者入院 8 割・通院 7 割給付） ・高額療養費一部負担金限度額 51,000 円（住民税非課税世帯は、30,000 円）
60. 4 6 7	保険料賦課限度額 310,000 円 無料健康相談開始 夏季施設「山の家」開設
61. 4 5	助産費 130,000 円 葬祭費 50,000 円 保険料均等割額 1 人 12,000 円 賦課限度額 350,000 円 高額療養費一部負担金限度額 54,000 円（住民税非課税世帯は、30,000 円）
62. 4	保険料賦課限度額 370,000 円
63. 4	保険料賦課限度額 390,000 円
平成元. 4 6 7	保険料均等割額 1 人 14,400 円 保険料賦課限度額 400,000 円 高額療養費一部負担金限度額 57,000 円（住民税非課税世帯は、31,800 円） 夏季施設「日帰り海の家」開設
2. 4	保険料賦課限度額 420,000 円
3. 5 12	高額療養費一部負担金限度額 60,000 円（住民税非課税世帯は、33,600 円） 高額療養費資金貸付制度（新設）

4. 4	保険料賦課限度額 440,000 円 均等割額 1 人 16,800 円 助産費 240,000 円
5. 4 5 7	保険料賦課限度額 460,000 円 高額療養費一部負担金限度額 63,000 円（住民税非課税世帯は、35,400 円） 夏季施設「温泉の宿」開設
6. 4 10	保険料賦課限度額 500,000 円 保険料均等割額 1 人 15,900 円 所得割額現年度住民税額の 133.7/100（平成 6 年度減税に伴う特例） 入院時食事療養費（減額認定証の発行） 訪問看護療養費の新設 移送費の現金給付化 出産育児一時金 300,000 円
7. 4 7	保険料均等割額 1 人 16,800 円 所得割額現年度住民税額の 119/100 社会福祉施設入所者に対する住所地主義の特例の実施 精神保健法・結核予防法による入院者に対する住所地主義の特例の実施 「結核・精神医療給付金」の新設
8. 4 6	保険料賦課限度額 520,000 円 保険料均等割額 1 人 19,500 円 所得割額現年度住民税額の 155/100 運動負荷検査受診料助成制度（新設） 高額療養費一部負担金限度額 63,600 円（住民税非課税世帯は、35,400 円）
9. 4	保険料均等割額 1 人 22,500 円 所得割額現年度住民税額の 162/100 葬祭費 60,000 円
10. 4 7 10	保険料賦課限度額 530,000 円 保険料均等割額 1 人 26,100 円 所得割額現年度住民税額の 187/100 出産育児一時金 350,000 円 葬祭費 70,000 円 夏季施設「海の家」「山の家」「温泉の宿」を「宿泊施設」に 1 本化 保険料を訪問徴収する徴収調査員制度を導入
11. 8 12 12. 1	「口座振替済み通知」毎月発送の中止 国保新システムオンライン稼働 1 年分の保険料納付額通知「納付済み金額のお知らせ」の発送開始
12. 4	介護保険法施行による介護分（介護納付金賦課額）保険料賦課開始 均等割額第 2 号被保険者 1 人 7,200 円 所得割額第 2 号被保険者全員の現年度住民税額の 12/100 保険料賦課限度額 70,000 円 基礎分医療分（基礎賦課額）保険料所得割額現年度住民税額の 194/100

13. 1	高額療養費一部負担金限度額改正 住民税非課税世帯:35,400 円 住民税課税世帯(一般):63,600 円+[(医療費-318,000 円)×1%] 住民税課税世帯(上位所得者):121,800 円+[(医療費-609,000 円)×1%]
13. 4	医療分(基礎賦課額)保険料均等割額 27,300 円 介護分(介護納付金賦課額)保険料均等割額第2号被保険者1人 8,100 円 所得割額 第2号被保険者全員の現年度住民税額の13/100
14. 4 10	保険料介護分(介護納付金賦課額)均等割額第2号被保険者1人 7,800 円 所得割額第2号被保険者全員の現年度住民税額の15/100 ・一部負担金の割合の改正 3歳未満:2割、3歳~70歳未満:3割、70歳以上:1割(一定以上所得者2割) ・国民健康保険高齢受給者証の発行 ・高額療養費一部負担金の自己負担限度額改正 ・70歳未満の人 住民税非課税世帯:35,400 円 住民税課税世帯(一般):72,300 円+[(医療費-361,500 円)×1%] 住民税課税世帯(上位所得者):139,800 円+[(医療費-699,000 円)×1%] ・70歳以上の人(外来:個人ごと) 住民税非課税世帯(低所得Ⅰ・Ⅱ):8,000 円 住民税課税世帯(一般):12,000 円 住民税課税世帯(一定以上所得者):40,200 円 ・70歳以上の人(外来+入院:世帯ごと) 住民税非課税世帯(低所得Ⅰ):15,000 円 住民税非課税世帯(低所得Ⅱ):24,600 円 住民税課税世帯(一般):40,200 円 住民税課税世帯(一定以上所得者):72,300 円+[(医療費-361,500 円)×1%]
15. 4	・医療分(基礎賦課額)保険料均等割額 29,400 円 医療分(基礎賦課額)保険料所得割額現年度住民税額の204/100 ・介護分(介護納付金賦課額)保険料均等割額第2号被保険者1人 9,000 円 所得割額 第2号被保険者全員の現年度住民税額の20/100
16. 4	・保険料の賦課方式の変更(4月、7月の2回賦課から6月の1回賦課) ・医療分(基礎賦課額)保険料均等割額 30,200 円 医療分(基礎賦課額)保険料所得割額現年度住民税額の208/100 ・介護分(介護納付金賦課額)保険料賦課限度額 80,000 円 介護分(介護納付金賦課額)保険料均等割額第2号被保険者1人 10,800 円 所得割額 第2号被保険者全員の現年度住民税額の24/100 保険料のコンビニエンスストアでの収納開始
17. 4 7 11	・医療分(基礎賦課額)保険料均等割額 32,100 円 ・介護分(介護納付金賦課額)保険料均等割額第2号被保険者1人 12,000 円 ・所得割額第2号被保険者全員の現年度住民税額の27/100 出産費資金貸付制度(新設) 口座振替加入促進キャンペーン開始(平成24年3月廃止)

18. 4 10	・医療分（基礎賦課額）保険料均等割額 33,300 円 医療分（基礎賦課額）保険料所得割額現年度住民税額の 182/100 ・介護分（介護納付金賦課額）保険料所得割額第 2 号被保険者全員の現年度住民税額の 29/100 ・一部負担金の割合の改正 ・70 歳以上の一定以上所得者：3 割 「入院時生活療養費」の新設 「特定療養費」を廃止し、「保険外併用療養費」の新設 ・高額療養費一部負担金の自己負担限度額改正 ・70 歳未満の人 住民税非課税世帯：35,400 円 住民税課税世帯（一般）：80,100 円 + [(総医療費 - 267,000 円) × 1%] 住民税課税世帯（上位所得者）：150,000 円 + [(総医療費 - 500,000 円) × 1%] ・70 歳以上の人（外来：個人ごと） 住民税非課税世帯（低所得Ⅰ・Ⅱ）：8,000 円 住民税課税世帯（一般）：12,000 円 住民税課税世帯（一定以上所得者）：44,400 円 ・70 歳以上の人（外来 + 入院：世帯ごと） 住民税非課税世帯（低所得Ⅰ）：15,000 円 住民税非課税世帯（低所得Ⅱ）：24,600 円 住民税課税世帯（一般）：44,400 円 住民税課税世帯（一定以上所得者）：80,100 円 + [(総医療費 - 267,000 円) × 1%]
19. 4	・医療分（基礎賦課額）保険料均等割額 35,100 円 医療分（基礎賦課額）保険料所得割額現年度住民税額の 124/100 ・介護分（介護納付金賦課額）保険料所得割額第 2 号被保険者全員の現年度住民税額の 21/100 介護分（介護納付金賦課額）保険料賦課限度額 90,000 円 ・70 歳未満の高額療養費現物給付化（「限度額適用認定証」「限度額適用・標準負担額減額認定証の交付」）
20. 4 7 10	・高齢者の医療の確保に関する法律施行 後期高齢者医療制度開始（老人保健医療制度は平成 19 年度末をもって終了） 退職者医療制度廃止（平成 26 年度まで経過措置あり） ・医療分（基礎賦課額）保険料 均等割額 28,800 円、所得割額現年度住民税額の 90/100、賦課限度額 470,000 円 ・支援金分（後期高齢者支援金等賦課額）保険料 均等割額 8,100 円、所得割額現年度住民税額の 27/100、賦課限度額 120,000 円 ・介護分（介護納付金賦課額）保険料 均等割額 11,100 円、所得割額現年度住民税額の 11/100 ・高額介護合算療養費（新設） ・一部負担金の割合の見直し ・義務教育就学前：2 割 ・70 歳以上 75 歳未満（一定以上の所得者を除く。）：2 割 *特例措置により平成 21 年 3 月まで 1 割に据え置き ・高額療養費一部負担金の引き上げ ・70 歳以上 75 歳未満 一般自己負担限度額：62,400 円 外来（個人ごと）：24,600 円 *経過措置により平成 25 年 3 月まで、それぞれ（44,400 円）（12,000 円）に据え置き ・旧被扶養者に対する減額開始 7 特定健康診査開始 10 保険料の年金からの特別徴収開始 特定保健指導開始

21. 1	出産育児一時金 380,000 円
21. 4	・医療分（基礎賦課額）保険料 均等割額 27,600 円、所得割額現年度住民税額の 68/100、賦課限度額 470,000 円 ・支援金分（後期高齢者支援金等賦課額）保険料 均等割額 9,600 円、所得割額現年度住民税額の 26/100、賦課限度額 120,000 円 ・介護分（介護納付金賦課額）保険料 均等割額 11,100 円、所得割額現年度住民税額の 10/100、賦課限度額 100,000 円 ・70 歳以上 75 歳未満（一定以上の所得者を除く。）：2 割 *特例措置により平成 22 年 3 月まで 1 割に据え置き
10	出産育児一時金 420,000 円（直接支払制度開始）
22. 4	・医療分（基礎賦課額）保険料 均等割額 31,200 円、所得割額現年度住民税額の 80/100、賦課限度額 500,000 円 ・支援金分（後期高齢者支援金等賦課額）保険料 均等割額 8,700 円、所得割額現年度住民税額の 23/100、賦課限度額 130,000 円 ・介護分（介護納付金賦課額）保険料 均等割額 12,000 円、所得割額現年度住民税額の 11/100、賦課限度額 100,000 円 ・非自発的失業者の保険料の軽減措置実施 ・保険料均等割額の減額制度に 2 割減額を追加 ・70 歳以上 75 歳未満（一定以上の所得者を除く。）：2 割 *特例措置により平成 23 年 3 月まで 1 割に据え置き
9	国民健康保険料・後期高齢者医療保険料の電話催告等業務委託開始
23. 4	・出産育児一時金（恒久化）420,000 円 ・国民健康保険料の賦課方式を住民税方式（当該年度分の住民税額に料率をかける方式）から旧ただし書方式（前年の総所得金額及び山林所得金額、株式・長期（短期）譲渡所得金額等の合計から、基礎控除額 33 万円を差し引いた額に料率をかける方式）に変更 ・医療分（基礎賦課額）保険料 均等割額 31,200 円に据え置き、所得割額 6.13/100、賦課限度額 510,000 円 ・支援金分（後期高齢者支援金等賦課額）保険料 均等割額 8,700 円に据え置き、所得割額 1.96/100、賦課限度額 140,000 円 ・介護分（介護納付金賦課額）保険料 均等割額 13,200 円、所得割額 0.95/100、賦課限度額 120,000 円 ・賦課方式の変更に伴う経過措置実施（23、24 年度） ・後期高齢者医療保険料の訪問徴収業務委託開始 ・70 歳以上 75 歳未満（一定以上の所得者を除く。）：2 割 *特例措置により平成 24 年 3 月まで 1 割に据え置き
24. 4	・医療分（基礎賦課額）保険料 均等割額 30,000 円、所得割額 6.28/100、賦課限度額 510,000 円に据え置き ・支援金分（後期高齢者支援金等賦課額）保険料 均等割額 10,200 円、所得割額 2.23/100、賦課限度額 140,000 円に据え置き ・介護分（介護納付金賦課額）保険料 均等割額 14,100 円、所得割額 1.12/100、賦課限度額 120,000 円に据え置き ・国民健康保険料の訪問徴収業務委託開始 ・外来診療分の高額療養費現物給付化実施（「限度額認定証」「限度額適用・標準負担額減額認定証の適用」） ・70 歳以上 75 歳未満（一定以上の所得者を除く。）：2 割 *特例措置により平成 25 年 3 月まで 1 割に据え置き

25. 4	・医療分（基礎賦課額）保険料 均等割額 30,600 円、所得割額 6.02/100、賦課限度額 510,000 円に据え置き ・支援金分（後期高齢者支援金等賦課額）保険料 均等割額 10,800 円、所得割額 2.34/100、賦課限度額 140,000 円に据え置き ・介護分（介護納付金賦課額）保険料 均等割額 15,000 円、所得割額 1.16/100、賦課限度額 120,000 円に据え置き ・70 歳以上 75 歳未満（一定以上の所得者を除く。）：2 割 *特例措置により平成 26 年 3 月まで 1 割に据え置き ・賦課方式変更に伴う平成 23・24 年度とは異なる新たな経過措置実施（25、26 年度）
26. 3	運動負荷検査受診料助成制度は、利用料割引制度になったため廃止
26. 4	・医療分（基礎賦課額）保険料 均等割額 32,400 円、所得割額 6.30/100、賦課限度額 510,000 円に据え置き ・支援金分（後期高齢者支援金等賦課額）保険料 均等割額 10,800 円に据え置き、所得割額 2.17/100、賦課限度額 160,000 円 ・介護分（介護納付金賦課額）保険料 均等割額 15,300 円、所得割額 1.04/100、賦課限度額 140,000 円 ・70 歳以上 75 歳未満（高齢受給者証）の一部負担金 - 現役並み所得者 3 割 - 一般、低所得者Ⅱ・Ⅰ - 昭和 19 年 4 月 2 日以降に生まれた人 2 割 - 昭和 19 年 4 月 1 日以前に生まれた人 2 割（特例措置により 1 割）
8	高額介護合算療養費の 69 歳までの自己負担限度額の所得区分と限度額を、3 区分から 5 区分に変更
27. 1	高額療養費の 69 歳までの自己負担限度額の所得区分と限度額を、3 区分から 5 区分に変更
3	保険料を訪問徴収する徴収調査員制度を廃止
27. 4	・医療分（基礎賦課額）保険料 均等割額 33,900 円、所得割額 6.45/100、賦課限度額 520,000 円 ・支援金分（後期高齢者支援金等賦課額）保険料 均等割額 10,800 円に据え置き、所得割額 1.98/100、賦課限度額 170,000 円 ・介護分（介護納付金賦課額）保険料 均等割額 14,700 円、所得割額 0.98/100、賦課限度額 160,000 円 ・保険料の減額のうち、5 割減額と 2 割減額の判定基準を改正
28. 4	・医療分（基礎賦課額）保険料 均等割額 35,400 円、所得割額 6.86/100、賦課限度額 540,000 円 ・支援金分（後期高齢者支援金等賦課額）保険料 均等割額 10,800 円に据え置き、所得割額 2.02/100、賦課限度額 190,000 円 ・介護分（介護納付金賦課額）保険料 均等割額 14,700 円、所得割額 1.10/100、賦課限度額 160,000 円 ・保険料の減額のうち、5 割減額と 2 割減額の判定基準を改正
6	保険料のモバイルレジでの収納開始
29. 4	・医療分（基礎賦課額）保険料 均等割額 38,400 円、所得割額 7.47/100、賦課限度額 540,000 円 ・支援金分（後期高齢者支援金等賦課額）保険料 均等割額 11,100 円、

29. 8	所得割額 1.96/100、賦課限度額 190,000 円 ・介護分（介護納付金賦課額）保険料 均等割額 15,600 円、所得割額 1.09/100、賦課限度額 160,000 円 ・保険料の減額のうち、5 割減額と 2 割減額の判定基準を改正 高額療養費一部負担金の自己負担限度額改正 ・70 歳以上の人（外来：個人ごと） 現役並み所得者世帯：57,600 円 一般：14,000 円（年間限度額 144,000 円） ・70 歳以上の人（外来＋入院：世帯単位） 一般：57,600 円 *過去 12 か月以内に自己負担限度額を超えた支給が 4 回以上あった場合、4 回目以降は 44,400 円
30. 1	保険料支払いの口座振替登録促進のため、ペイジー口座振替受付サービス開始
30. 4	国民健康保険制度改革により東京都が新たに保険者となり、港区とともにそれぞれの役割を担う。東京都は財政運営の責任主体となり、安定的な財政運営や効率的な事業の確保等の国保運営の中心的な役割を担い、港区は、資格管理、保険給付、保険料率の決定、賦課の徴収、保健事業等を引き続き担う。 ・医療分（基礎賦課額）保険料 均等割額 39,000 円、所得割額 7.32/100、賦課限度額 580,000 円 ・支援金分（後期高齢者支援金等賦課額）保険料 均等割額 12,000 円、所得割額 2.22/100、賦課限度額 190,000 円 ・介護分（介護納付金賦課額）保険料 均等割額 15,600 円、所得割額 1.18/100、賦課限度額 160,000 円 ・保険料の減額のうち、5 割減額と 2 割減額の判定基準を改正
6	モバイルレジでクレジットカードでの収納開始
8	高額療養費の 70 歳以上 75 歳未満の自己負担限度額の所得区分と限度額を、4 区分から 6 区分に変更 高額介護合算療養費の 70 歳以上 75 歳未満の自己負担限度額の所得区分と限度額を、4 区分から 6 区分に変更
31. 3	高額療養費資金及び出産費資金貸付制度（廃止）
31. 4	・医療分（基礎賦課額）保険料 均等割額 39,900 円、所得割額 7.25/100、賦課限度額 610,000 円 ・支援金分（後期高齢者支援金等賦課額）保険料 均等割額 12,300 円、所得割額 2.24/100、賦課限度額 190,000 円 ・介護分（介護納付金賦課額）保険料 均等割額 15,600 円、所得割額 1.24/100、賦課限度額 160,000 円 ・保険料減額のうち、5 割減額と 2 割減額の判定基準を改正 ・旧被扶養者に対する軽減措置を均等割額について、資格取得後 2 年までと変更 ・重複頻回受診等対策事業開始

令和 2. 4	・医療分（基礎賦課額）保険料 均等割額 39,900 円、所得割額 7.14/100、賦課限度額 630,000 円 ・支援金分（後期高齢者支援金等賦課額）保険料 均等割額 12,900 円、所得割額 2.29/100、賦課限度額 190,000 円 ・介護分（介護納付金賦課額）保険料 均等割額 15,600 円、所得割額 1.46/100、賦課限度額 170,000 円 ・保険料減額のうち、5 割減額と 2 割減額の判定基準を改正 ・新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金を支給するための条例改正（適用期間 令和 2 年 1 月 1 日から） ・新型コロナウイルス感染症の影響で収入が減少したこと等により保険料の減免措置を開始（令和 2 年 2 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日までの納期限分） ・残薬調整啓発事業開始 ・保険料支払いの口座振替登録促進のため、Web 口座振替受付サービス開始 ・電子資格確認（マイナンバーカードの健康保険証利用）の運用開始（本格運用については令和 3 年 10 月 20 日開始） ・条例付則第 2 条で引用している地方税法の用語である「特例基準割合」を「延滞金特例基準割合」に変更するための条例改正 ・保険料の L I N E P a y、P a y P a y での収納開始
3. 4	・医療分（基礎賦課額）保険料 均等割額 38,800 円、所得割額 7.13/100、賦課限度額 630,000 円 ・支援金分（後期高齢者支援金等賦課額）保険料 均等割額 13,200 円、所得割額 2.41/100、賦課限度額 190,000 円 ・介護分（介護納付金賦課額）保険料 均等割額 17,000 円、所得割額 2.13/100、賦課限度額 170,000 円 ・保険料減額の判定基準を改正 ・新型コロナウイルス感染症の影響で収入が減少したこと等により保険料の減免措置に係る対象期間を変更（令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日までの納期限分）
4. 4	・医療分（基礎賦課額）保険料 均等割額 42,100 円、所得割額 7.16/100、賦課限度額 650,000 円 ・支援金分（後期高齢者支援金等賦課額）保険料 均等割額 13,200 円、所得割額 2.28/100、賦課限度額 200,000 円 ・介護分（介護納付金賦課額）保険料 均等割額 16,600 円、所得割額 2.02/100、賦課限度額 170,000 円 ・未就学児に係る被保険者均等割額（医療分・支援金分）の減額措置の導入 ・民法の一部改正（成人年齢が 20 歳から 18 歳に変更）に伴い、結核医療給付金の支給対象となる被保険者の年齢を 20 歳から 18 歳に改正 ・新型コロナウイルス感染症の影響で収入が減少したこと等により保険料の減免措置に係る対象期間を変更（令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日までの納期限分） ・保険料の a u P A Y、d 払い、J - C o i n P a y での収納開始
5. 4	・出産育児一時金 500,000 円 ・医療分（基礎賦課額）保険料 均等割額 45,000 円、所得割額 7.17/100、賦課限度額 650,000 円 ・支援金分（後期高齢者支援金等賦課額）保険料 均等割額 15,100 円、所得割額 2.42/100、賦課限度額 220,000 円 ・介護分（介護納付金賦課額）保険料 均等割額 16,200 円、所得割額 2.07/100、賦課限度額 170,000 円 ・保険料減額のうち、5 割減額と 2 割減額の判定基準（減額対象となる世帯の総所得金

	額等)を改正 5割減額:43万円+(給与所得者等※の数-1)×10万円+29万円×被保険者数以下 2割減額:43万円+(給与所得者等※の数-1)×10万円+53.5万円×被保険者数以下 ※給与所得者等…一定の給与所得者(給与収入55万円超)及び公的年金等に係る所得を有するもの(公的年金等収入額が65歳未満で60万円超または65歳以上で125万円超)
5. 5	新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等にかかる傷病手当金(適用期間:令和5年5月7日まで)
5. 8	高額療養費支給申請に係る手続の簡素化開始
6. 1	出産被保険者の保険料の減額措置を開始
6. 4	・医療分(基礎賦課額)保険料 均等割額49,100円(未就学児24,550円)、所得割額8.69/100、賦課限度額650,000円 ・支援金分(後期高齢者支援金等賦課額)保険料 均等割額16,500円(未就学児8,250円)、所得割額2.80/100、賦課限度額240,000円 ・介護分(介護納付金賦課額)保険料 均等割額16,500円、所得割額2.36/100、賦課限度額170,000円 ・保険料減額の判定基準(減額対象となる世帯の総所得金額等)を改正 7割減額:43万円+(給与所得者等※の数-1)×10万円以下 5割減額:43万円+(給与所得者等※の数-1)×10万円+29.5万円×被保険者数以下 2割減額:43万円+(給与所得者等※の数-1)×10万円+54.5万円×被保険者数以下 ※給与所得者等…一定の給与所得者(給与収入55万円超)及び公的年金等に係る所得を有するもの(公的年金等収入額が65歳未満で60万円超または65歳以上で125万円超) ・保険料のR P a yでの収納開始

国民健康保険事業の運営に関する協議会		所管課	— 国保年金課																																				
概 要 国民健康保険事業の運営に関する協議会は、国民健康保険法第 11 条の規定により設置された区長の諮問機関で、区長の諮問により国民健康保険事業の運営に関する重要事項を審議します。 内 容 (1) 審議事項 ① 国民健康保険に関する条例、規則等の制定及び改廃に関すること。 ② 療養の給付の充実及び改善に関すること。 ③ 保険料の賦課徴収方法に関すること。 ④ その他、区長が国民健康保険事業の運営上重要と認める事項 (2) 委員の構成 (単位：人) <table border="1"> <thead> <tr> <th>委員</th> <th>定数</th> <th>現員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>被保険者代表</td> <td>8</td> <td>8</td> </tr> <tr> <td>保険医又は保険薬剤師代表</td> <td>8</td> <td>8</td> </tr> <tr> <td>公益代表</td> <td>8</td> <td>8</td> </tr> <tr> <td>被用者保険等保険者代表</td> <td>3</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>27</td> <td>27</td> </tr> </tbody> </table> 任期は令和 3 年 12 月 7 日から令和 6 年 12 月 6 日までです。 根拠法令等 港区国民健康保険条例 港区国民健康保険事業の運営に関する協議会規則 開 始 時 期 昭和 34 年 12 月 実 績 表 開催状況 <table border="1"> <thead> <tr> <th>開催回数</th> <th>開催年月日</th> <th>議 題</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">1</td> <td rowspan="2">令和 5 年 10 月 26 日</td> <td>港区国民健康保険条例の一部改正について</td> </tr> <tr> <td>港区国民健康保険第 3 期保健事業実施計画（データヘルス計画）・第 4 期特定健康診査等実施計画について</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">2</td> <td rowspan="2">令和 6 年 2 月 26 日</td> <td>港区国民健康保険条例の一部改正について</td> </tr> <tr> <td>港区国民健康保険第 3 期保健事業実施計画（データヘルス計画）・第 4 期特定健康診査等実施計画について</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <tr> <td>補助金等 有 ・ 無</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>備 考</td> <td></td> </tr> </table>					委員	定数	現員	被保険者代表	8	8	保険医又は保険薬剤師代表	8	8	公益代表	8	8	被用者保険等保険者代表	3	3	計	27	27	開催回数	開催年月日	議 題	1	令和 5 年 10 月 26 日	港区国民健康保険条例の一部改正について	港区国民健康保険第 3 期保健事業実施計画（データヘルス計画）・第 4 期特定健康診査等実施計画について	2	令和 6 年 2 月 26 日	港区国民健康保険条例の一部改正について	港区国民健康保険第 3 期保健事業実施計画（データヘルス計画）・第 4 期特定健康診査等実施計画について	補助金等 有 ・ 無				備 考	
委員	定数	現員																																					
被保険者代表	8	8																																					
保険医又は保険薬剤師代表	8	8																																					
公益代表	8	8																																					
被用者保険等保険者代表	3	3																																					
計	27	27																																					
開催回数	開催年月日	議 題																																					
1	令和 5 年 10 月 26 日	港区国民健康保険条例の一部改正について																																					
		港区国民健康保険第 3 期保健事業実施計画（データヘルス計画）・第 4 期特定健康診査等実施計画について																																					
2	令和 6 年 2 月 26 日	港区国民健康保険条例の一部改正について																																					
		港区国民健康保険第 3 期保健事業実施計画（データヘルス計画）・第 4 期特定健康診査等実施計画について																																					
補助金等 有 ・ 無				備 考																																			

国民健康保険趣旨普及		所管課	—		
			国保年金課		
概要					
国民健康保険加入者に対して、国民健康保険制度の仕組みや手続きの理解を深めてもらうため次の冊子等を発行しています。					
「港区の国保」		発行月	4月		
「港区国民健康保険ガイドブック」(外国語版)			4月		
「国保だより」			6月		
実績表					
発送件数		(単位：件)			
年度 \ 区分		発送件数			
元		39,220			
2		38,624			
3		38,754			
4		38,236			
5		38,025			
※「港区の国保」「国保だより」は、納入通知書に同封して、6月に発送しています。					

国民健康保険料		所管課	— 国保年金課
概 要 国民健康保険料（以下「保険料」といいます。）は、みなさんが病気やケガをしたときの診療費など、様々な給付の財源となる医療給付費分（基礎賦課額）（以下「医療分」といいます。）、後期高齢者医療制度の給付の財源となる後期高齢者支援金分（後期高齢者支援金等賦課額）（以下「支援金分」といいます。）、介護サービスの財源となる介護納付金分（介護納付金賦課額）（以下「介護分」といいます。）から成り立っています。 保険料は世帯を単位として計算され、その支払義務は世帯主にあります。世帯主本人が国民健康保険の被保険者でなくても、同一世帯に被保険者がいる場合は、世帯主が納付義務者となります。 内 容 1 保険料の計算 保険料は、同一世帯の国民健康保険の被保険者の人数と、被保険者の所得金額（賦課基準額※）をもとに計算します。 ※賦課基準額とは、前年の総所得金額及び山林所得金額、株式・長期（短期）譲渡所得金額等の合算金額から、基礎控除額を控除した額です（雑損失の繰越控除額は控除しません。）。令和5年度の保険料の金額は次の式で計算しました。 ・医療分 所得割額 被保険者全員の賦課基準額×7.17%＋均等割額 被保険者数×45,000円＝年間医療分保険料（賦課限度額 65万円） ・支援金分 所得割額 被保険者全員の賦課基準額×2.42%＋均等割額 被保険者数×15,100円＝年間後期高齢者支援金分保険料（賦課限度額 22万円） ・介護分（40歳～64歳） 所得割額 40歳～64歳の被保険者全員の賦課基準額×2.07%＋均等割額 40歳～64歳の被保険者数×16,200円＝年間介護分保険料（賦課限度額 17万円） ※未就学児の医療分・支援金分の均等割額は、5割軽減されます。 2 保険料の通知 6月に納入通知書を発送します。 3 保険料の納め方 保険料は、1年間の保険料を6月から翌年3月までの10回で納めていただきます。納入通知書に同封した納付書又は口座振替で納めます。 ただし、被保険者全員が65歳～74歳の場合は、世帯主の年金からの徴収（特別徴収）が原則となります。 根拠法令等 港区国民健康保険条例			
補助金等 有 ・ ⑨			備 考

保 險 料 算 定 階 層 別 世 帯 数 ・ 被 保 数 (医 療 給 付 費 分)

(単位 世帯数：世帯、被保数：人、階層区分：円)

階 層 区 分	全 体		一 般 世 帯		退 職 世 帯		混 合 世 帯	
	世帯数	被保数	世帯数	被保数	世帯数	被保数	世帯数	被保数
50,000 未満	19,902	22,062	19,902	22,062	0	0	0	0
50,000 ～ 100,000 未満	3,529	5,391	3,529	5,391	0	0	0	0
100,000 ～ 150,000 未満	3,399	4,683	3,399	4,683	0	0	0	0
150,000 ～ 200,000 未満	2,395	3,329	2,395	3,329	0	0	0	0
200,000 ～ 250,000 未満	1,632	2,353	1,632	2,353	0	0	0	0
250,000 ～ 300,000 未満	1,121	1,748	1,121	1,748	0	0	0	0
300,000 ～ 350,000 未満	823	1,281	823	1,281	0	0	0	0
350,000 ～ 400,000 未満	596	1,016	596	1,016	0	0	0	0
400,000 ～ 450,000 未満	467	751	467	751	0	0	0	0
450,000 ～ 500,000 未満	352	568	352	568	0	0	0	0
500,000 ～ 550,000 未満	304	527	304	527	0	0	0	0
550,000 ～ 600,000 未満	255	431	255	431	0	0	0	0
600,000 ～ 650,000 未満	195	345	195	345	0	0	0	0
650,000 以上	2,213	4,251	2,213	4,251	0	0	0	0
合 計	37,183	48,736	37,183	48,736	0	0	0	0

保 險 料 算 定 階 層 別 世 帯 数 ・ 被 保 数 (後期高齢者支援金 分)

(単位 世帯数：世帯、被保数：人、階層区分：円)

階層区分	全 体		一 般 世 帯		退 職 世 帯		混 合 世 帯	
	世帯数	被保数	世帯数	被保数	世帯数	被保数	世帯数	被保数
10,000 未満	9,658	10,809	9,658	10,809	0	0	0	0
10,000 ～ 20,000 未満	10,701	12,122	10,701	12,122	0	0	0	0
20,000 ～ 30,000 未満	1,696	2,346	1,696	2,346	0	0	0	0
30,000 ～ 40,000 未満	2,685	3,964	2,685	3,964	0	0	0	0
40,000 ～ 50,000 未満	2,016	2,811	2,016	2,811	0	0	0	0
50,000 ～ 60,000 未満	1,439	1,898	1,439	1,898	0	0	0	0
60,000 ～ 70,000 未満	1,330	1,947	1,330	1,947	0	0	0	0
70,000 ～ 80,000 未満	980	1,399	980	1,399	0	0	0	0
80,000 ～ 90,000 未満	827	1,253	827	1,253	0	0	0	0
90,000 ～ 100,000 未満	584	923	584	923	0	0	0	0
100,000 ～ 110,000 未満	478	776	478	776	0	0	0	0
110,000 ～ 120,000 未満	479	727	479	727	0	0	0	0
120,000 ～ 130,000 未満	349	600	349	600	0	0	0	0
130,000 ～ 140,000 未満	337	532	337	532	0	0	0	0
140,000 ～ 150,000 未満	261	431	261	431	0	0	0	0
150,000 ～ 160,000 未満	228	378	228	378	0	0	0	0
160,000 ～ 170,000 未満	189	309	189	309	0	0	0	0
170,000 ～ 180,000 未満	191	332	191	332	0	0	0	0
180,000 ～ 190,000 未満	162	266	162	266	0	0	0	0
190,000 ～ 200,000 未満	155	270	155	270	0	0	0	0
200,000 ～ 210,000 未満	133	233	133	233	0	0	0	0
210,000 ～ 220,000 未満	100	176	100	176	0	0	0	0
220,000 以上	2,205	4,234	2,205	4,234	0	0	0	0
合 計	37,183	48,736	37,183	48,736	0	0	0	0

保 險 料 算 定 階 層 別 世 帯 数 ・ 被 保 数 (介 護 納 付 金 分)

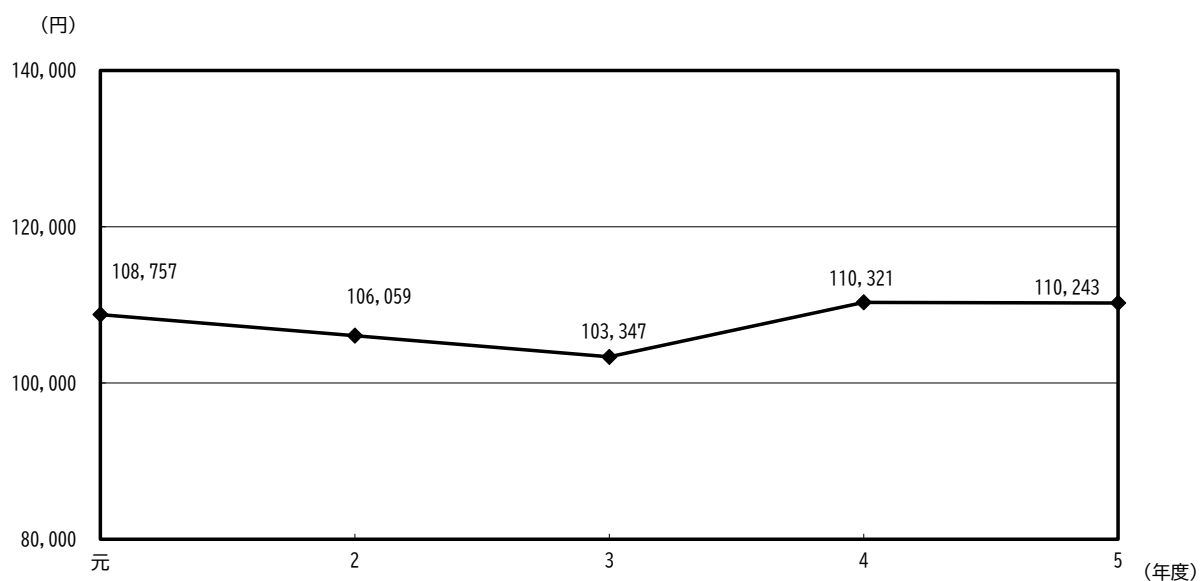
(単位 世帯数：世帯、被保数：人、階層区分：円)

階層区分	全 体		一般世帯		退職世帯		混合世帯	
	世帯数	被保数	世帯数	被保数	世帯数	被保数	世帯数	被保数
10,000 未満	5,492	5,827	5,492	5,827	0	0	0	0
10,000 ～ 20,000 未満	4,673	4,756	4,673	4,756	0	0	0	0
20,000 ～ 30,000 未満	865	955	865	955	0	0	0	0
30,000 ～ 40,000 未満	1,333	1,676	1,333	1,676	0	0	0	0
40,000 ～ 50,000 未満	1,019	1,094	1,019	1,094	0	0	0	0
50,000 ～ 60,000 未満	798	897	798	897	0	0	0	0
60,000 ～ 70,000 未満	548	631	548	631	0	0	0	0
70,000 ～ 80,000 未満	470	571	470	571	0	0	0	0
80,000 ～ 90,000 未満	327	411	327	411	0	0	0	0
90,000 ～ 100,000 未満	307	367	307	367	0	0	0	0
100,000 ～ 110,000 未満	210	253	210	253	0	0	0	0
110,000 ～ 120,000 未満	192	244	192	244	0	0	0	0
120,000 ～ 130,000 未満	167	212	167	212	0	0	0	0
130,000 ～ 140,000 未満	140	180	140	180	0	0	0	0
140,000 ～ 150,000 未満	115	147	115	147	0	0	0	0
150,000 160,000 未満	94	121	94	121	0	0	0	0
160,000 ～ 170,000 未満	94	120	94	120	0	0	0	0
170,000 以上	1,440	1,930	1,440	1,930	0	0	0	0
合 計	18,284	20,392	18,284	20,392	0	0	0	0

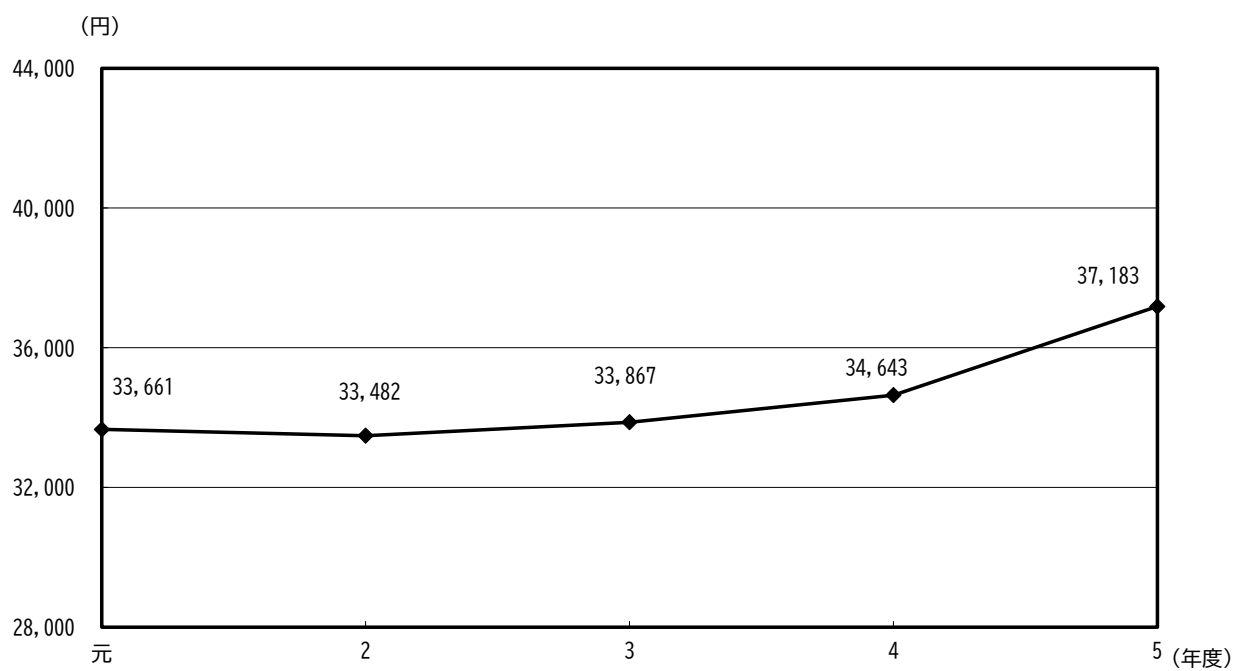
国民健康保険料年度別調定収納状況					所管課	— 国保年金課	
年度	区分	調定額 (円)	収納額 (円)	還付未済額 (円)	不納欠損額 (円)	未収額 (円)	収納率 (%)
元	現年分	8,374,494,463 (※1) (5,072,168)	7,082,701,013 (4,492,314)	27,329,800 (210)	6,539,273 (0)	1,285,254,177 (579,854)	84.88 (※2) (88.57)
	滞納 繰越分	2,511,634,365 (※1) (3,537,943)	697,107,460 (1,093,255)	2,753,601 (0)	607,370,164 (979,045)	1,207,156,741 (1,465,643)	27.79 (※2) (30.90)
	計	10,886,128,828 (8,610,111)	7,779,808,473 (5,585,569)	30,083,401 (210)	613,909,437 (979,045)	2,492,410,918 (2,045,497)	71.69 (64.87)
2	現年分	7,974,020,800 (※1) (0)	6,885,495,962 (0)	37,875,887 (3,160)	3,811,169 (0)	1,084,713,669 (0)	86.61 (※2) (0)
	滞納 繰越分	2,375,122,277 (※1) (2,045,497)	504,899,596 (277,045)	3,978,357 (0)	1,014,051,739 (838,679)	856,170,942 (929,773)	21.39 (※2) (13.54)
	計	10,349,143,077 (2,045,497)	7,390,395,558 (277,045)	41,854,244 (3,160)	1,017,862,908 (838,679)	1,940,884,611 (929,773)	71.68 (13.54)
3	現年分	7,749,492,612 (※1) (0)	6,783,720,256 (0)	32,032,273 (0)	1,774,297 (0)	963,998,059 (0)	87.80 (※2) (0)
	滞納 繰越分	1,879,712,717 (※1) (929,773)	386,493,249 (7,800)	3,043,081 (0)	713,298,218 (467,610)	779,921,250 (454,363)	20.74 (※2) (0.84)
	計	9,629,205,329 (929,773)	7,170,213,505 (7,800)	35,075,354 (0)	715,072,515 (467,610)	1,743,919,309 (454,363)	74.77 (0.84)
4	現年分	8,027,451,113 (※1) (0)	6,995,773,802 (0)	41,463,106 (0)	4,588,717 (0)	1,027,088,594 (0)	87.42 (※2) (0)
	滞納 繰越分	1,689,628,004 (※1) (454,363)	372,949,550 (0)	2,729,069 (0)	654,986,521 (454,363)	661,691,933 (0)	22.22 (※2) (0)
	計	9,717,079,117 (454,363)	7,368,723,352 (0)	44,192,175 (0)	659,575,238 (454,363)	1,688,780,527 (0)	76.12 (0)
5	現年分	8,054,221,130 (※1) (0)	7,000,776,550 (0)	35,367,931 (0)	259,734 (0)	1,053,184,846 (0)	87.17 (※2) (0)
	滞納 繰越分	1,638,291,022 (※1) (0)	433,321,940 (0)	2,253,795 (0)	466,315,054 (0)	738,654,028 (0)	26.51 (※2) (0)
	計	9,692,512,152 (0)	7,434,098,490 (0)	37,621,726 (0)	466,574,788 (0)	1,791,838,874 (0)	76.92 (0)

(※1)居所不明分調定を含みます。(※2)居所不明分調定を差し引いた収納率です。
(注1) ()内は退職被保険者等分で内数です。
(注2)収納額は還付未済額を除いた数値です。
(注3)介護保険法により第2号被保険者に賦課された介護納付金分も含みます。
(注4)出納閉鎖後の数値です。

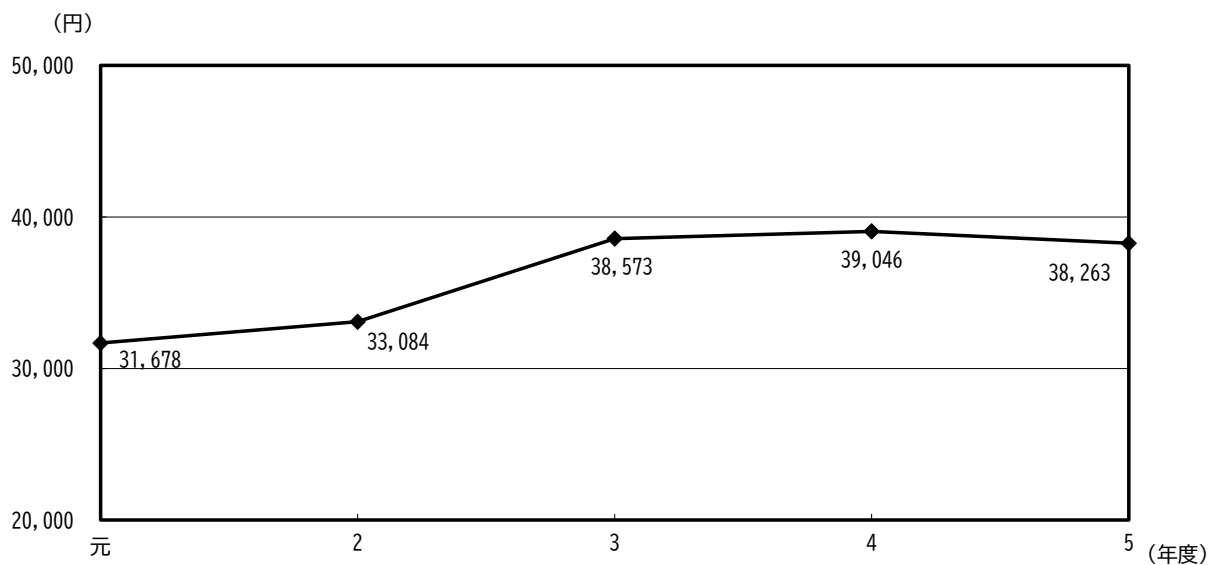
年度別 1 人当たり保険料額（現年分調定額）の推移（医療分）



年度別 1 人当たり保険料額（現年分調定額）の推移（支援金分）



年度別 1 人当たり保険料額（現年分調定額）の推移（介護分）



※退職者医療制度は、平成 20 年 3 月末に廃止されましたが、平成 26 年度までの間における 65 歳未満の退職者を対象として制度を存続させる経過措置がとられています。退職者被保険者の年間別 1 人当たり保険料額（医療分・支援金分・介護分）について、令和元年末現在の医療分、支援金分、介護分の人数は、それぞれ 3 人、3 人、0 人となりました。このことから令和元年度以降の記載を割愛します。

補助金等
有 ・ 無

備 考

国民健康保険料の減免制度	所管課	各総合支所区民課
		国保年金課

概要

前年の所得が一定基準以下であったり、災害や特別の事情などにより、生活が一時的に著しく困難になり保険料の納入ができなくなった場合、保険料を減額又は免除します。

内容

(1) 減 額

前年の所得が一定基準以下の世帯に対し、保険料均等割額を減額して賦課します。

(2) 減額・免除

災害や特別の事情により、著しくその生活が困難になり、保険料の納入ができなくなった場合、申請により減額又は免除します。ただし、一定の要件があります。また、新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の収入が下がった世帯に対し保険料を減免します。※コロナ減免は令和4年度で終了

(3) 旧被扶養者に対する減額

被用者保険の被保険者が、後期高齢者医療制度に移行した場合、その被扶養者(65歳以上75歳未満)が国保に加入した場合は、申請により減額します。

根拠法令等

港区国民健康保険条例

港区国民健康保険料の徴収猶予及び減免に関する事務取扱要綱

実績表

保険料の年度別減免状況

(単位 世帯数：世帯、金額：円)

種別	1 元		2		3	
	世帯数	金 額	世帯数	金 額	世帯数	金 額
減 額 (退 職)	19,770 (17)	743,873,594 (370,820)	19,112 (0)	733,041,544 (0)	19,571 (0)	753,408,428 (0)
コロナ減免 (退 職)			1,445 (0)	270,818,217 (0)	595 (0)	98,535,669 (0)
免 除 (退 職)	35 (0)	2,012,201 (0)	22 (0)	1,227,468 (0)	22 (0)	1,605,244 (0)
旧被扶養者	136	8,409,974	135	7,438,669	158	6,605,214
合 計 (退 職)	19,941 (17)	754,295,769 (370,820)	20,714 (0)	1,012,525,898 (0)	20,346 (0)	860,154,555 (0)

種別	4		5	
	世帯数	金 額	世帯数	金 額
減 額 (退 職)	20,208 (0)	802,629,224 (0)	20,223 (0)	869,622,054 (0)
コロナ減免 (退 職)	164 (0)	27,066,139 (0)		
免 除 (退 職)	27 (0)	2,101,354 (0)	19 (0)	589,789 (0)
旧被扶養者	182	6,377,506	207	10,779,311
合 計 (退 職)	20,581 (0)	838,174,223 (0)	20,449 (0)	880,991,154 (0)

※介護納付金分も含みます。

※下段()内は退職被保険者等分で内数です。

補助金等 (有) ・ 無	国負担割合 国基準による	都負担割合 都基準による	区負担割合 国基準による	補助金名等	保険基盤安定負担金
-----------------	-----------------	-----------------	-----------------	-------	-----------

非自発的失業者の保険料の軽減措置		所管課		各総合支所区民課		
				国保年金課		
概要						
リストラなどで職を失った失業者が、在職中と同じ程度の保険料負担で医療保険に加入できるように、保険料を軽減する制度です。						
内容						
対象者の前年の給与所得を、100 分の 30 として保険料を算定します。 (ただし、対象者と同じ世帯に属する被保険者の所得は、通常の額を用いて算定します。)						
対象者						
(1) 65 歳未満の雇用保険の特定受給資格者 (倒産、解雇等の事業主都合により離職した人)						
(2) 65 歳未満の雇用保険の特定理由離職者 (雇用期間満了で更新希望したが更新されなかった人、正当な理由により退職した人)						
※適用期間中に 65 歳になった場合は、対象期間中は継続して軽減します。 ※国民健康保険の資格を喪失した場合は、適用を終了します。 ※再就職しても国民健康保険を継続する場合には、適用終了としません。						
軽減期間						
離職日の翌日の属する月から、その月の属する年度の翌年度末までです。						
根拠法令等						
港区国民健康保険条例						
実績表						
保険料の年度別軽減措置状況						
年度		元	2	3	4	5
世帯数（世帯）		481	733	690	496	484
被保険者数（人）		481	739	693	496	486
補助金等 (有) ・ 無		国負担割合 －	都負担割合 都基準による	区負担割合 －	補助金名等	東京都国民健康保険保険給付費等交付金

出産被保険者の保険料の減額措置		所管課	各総合支所区民課							
			国保年金課							
概要 出産被保険者の産前産後期間相当分に係る保険料を減額する制度です。										
内容 出産被保険者の産前産後期間相当分に係る保険料の所得割額と均等割額を免除します。単胎妊娠の場合は出産予定月（又は出産月）の前月から出産予定月（又は出産月）の翌々月相当分、多胎妊娠の場合は出産予定月（又は出産月）の3か月前から出産予定月（又は出産月）の翌々月相当分が対象となります。										
根拠法令等 港区国民健康保険条例										
開始時期 令和6年1月1日										
実績表 保険料の年度別減額措置状況 <table><tr><td>年度</td><td>5</td></tr><tr><td>世帯数（世帯）</td><td>68</td></tr><tr><td>被保険者数（人）</td><td>68</td></tr></table>					年度	5	世帯数（世帯）	68	被保険者数（人）	68
年度	5									
世帯数（世帯）	68									
被保険者数（人）	68									
補助金等 ⑦・無	国負担割合 国基準による	都負担割合 都基準による	区負担割合 国基準による	補助金名等 産前産後保険料負担金						

国民健康保険療養の給付		所管課	— 国保年金課		
概要					
被保険者が病気やけがをしたとき、病院や診療所などの保険医療機関等に「マイナンバーカード」を持参し、電子資格確認を受けるか、「被保険者証」を提示し、一部負担金を支払うことで療養の給付が受けられます。これを現物給付といいます。（令和6年12月2日から被保険者証は廃止されるため、資格確認書を交付する予定です。）					
内容					
(1) 給付の内容					
① 診察					
② 薬剤又は治療材料の支給					
③ 処置、手術、その他の治療					
④ 居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護					
⑤ 病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護					
(2) 給付の割合					
年齢		一部負担金の割合			
70 歳以上		2 割（現役並み所得者 3 割）			
義務教育就学前		2 割			
上記以外		3 割			
根拠法令等					
国民健康保険法					
港区国民健康保険条例					
港区国民健康保険条例施行規則					
実績表					
P365～368 を参照。					
補助金等 ⑦ ・ 無		国負担割合 —	都負担割合 都基準による	区負担割合 —	補助金名等 東京都国民健康保険保険給付費等交付金

国民健康保険療養費	所管課	各総合支所区民課
		国保年金課

概要

被保険者が現物給付としての療養の給付を受けられなかった場合に、後日、保険者から現金の支払いを受ける制度です。これを現金給付といいます。

内容

- (1) 保険者が、療養の給付を行うことが困難であると認めるとき。
(柔道整復、あんま、マッサージ、はり、きゅう、補装具、生血)
- (2) 緊急、その他やむを得ない理由により保険医療機関等以外の病院、薬局で診療等を受けたとき。
- (3) 緊急、その他やむを得ない理由により被保険者証を提示しないで保険医療機関等において診療又は薬剤の支給を受けたとき。

根拠法令等

港区国民健康保険条例

港区国民健康保険条例施行規則

実績表

療養費の年度別給付状況

(単位 件数：件、金額：円)

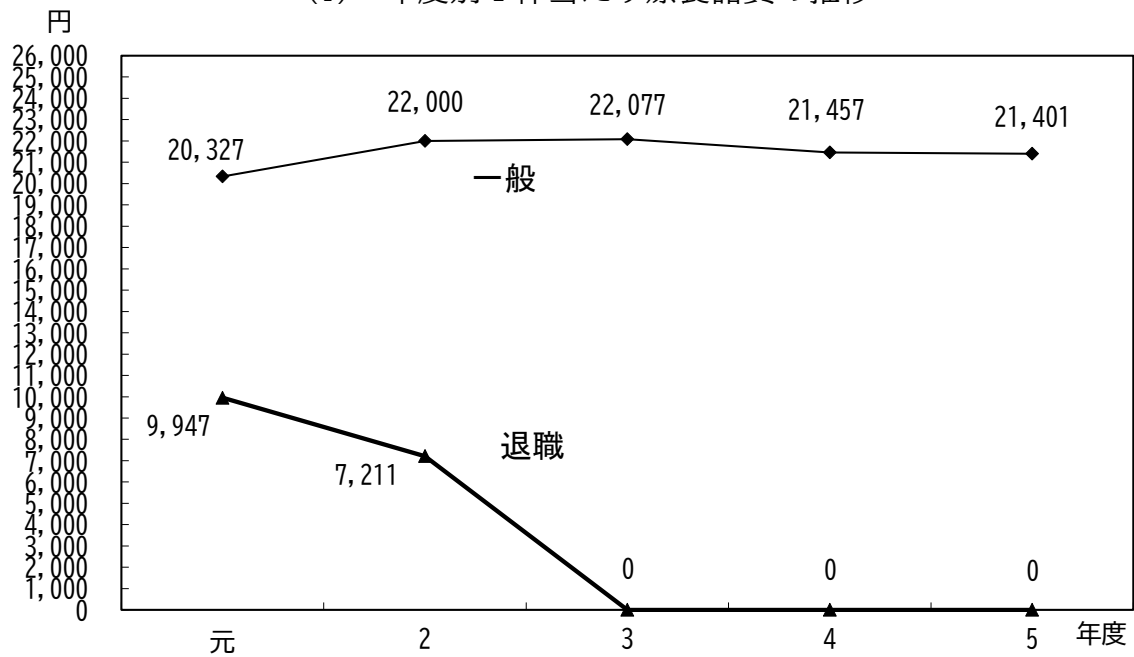
年 度	件数 金額	一般診療	柔道整復	はり・きゅう あんま マッサージ	補装具	生 血	※指定 公費	計
元	件数	973	16,305	1,740	429	0		19,447
	金額	17,023,678	82,687,984	34,031,497	12,303,544	0	48,319	146,095,022
2	件数	1,032	12,676	1,609	363	0		15,680
	金額	10,299,728	64,867,186	32,204,169	12,138,631	0	0	119,509,714
3	件数	1,257	12,769	1,731	435	0		16,192
	金額	20,077,330	62,588,790	33,140,942	12,431,885	0	0	128,238,947
4	件数	1,074	12,152	1,999	417	0		15,642
	金額	14,051,038	58,457,042	35,534,267	12,802,002	0	0	120,844,349
5	件数	1,332	11,569	2,093	381	0		15,375
	金額	29,497,840	54,953,207	37,568,570	11,797,080	0	0	133,816,697

※指定公費

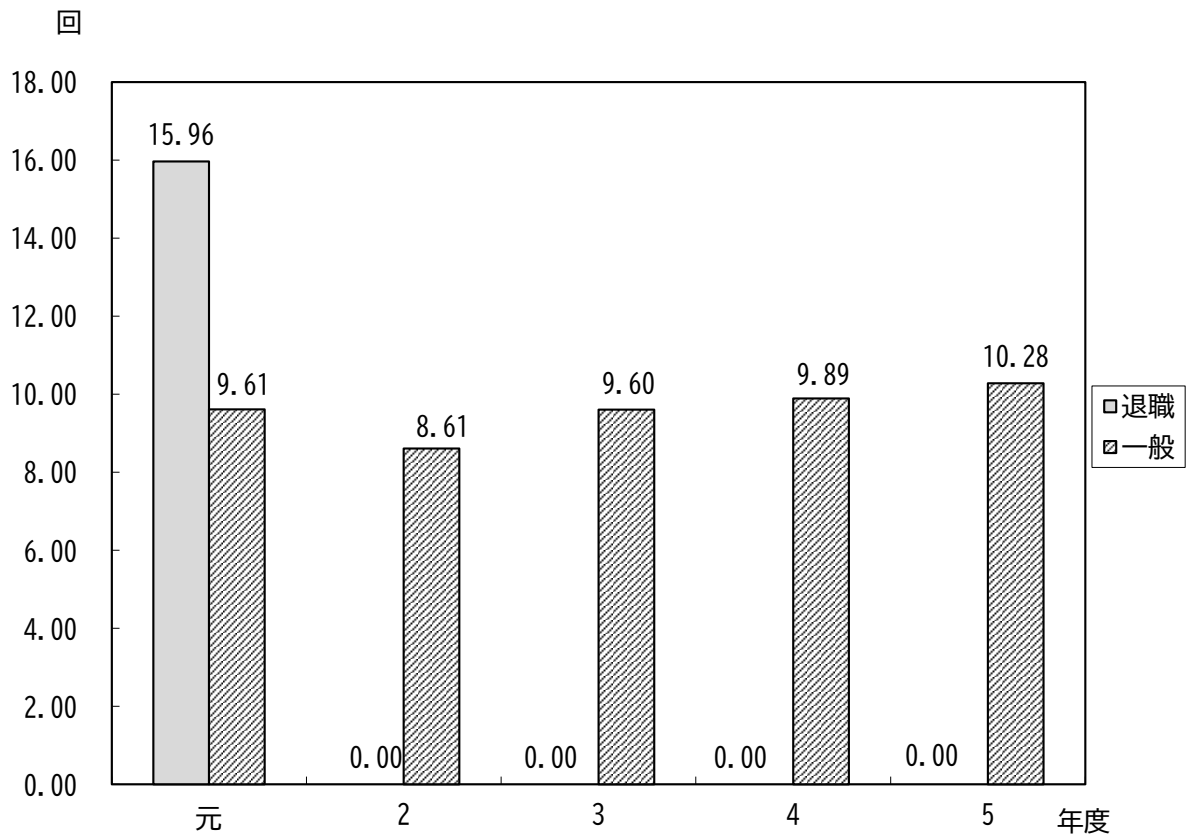
平成26年3月31日以前に70歳に達した特例措置対象被保険者等（誕生日が昭和19年4月1日以前の人）については、自己負担増（1割→2割）が凍結されています。保険給付は8割とし、この措置に係る財源については指定公費として国が負担しています。

被保険者（一般・退職）療養諸費の診療内容推移

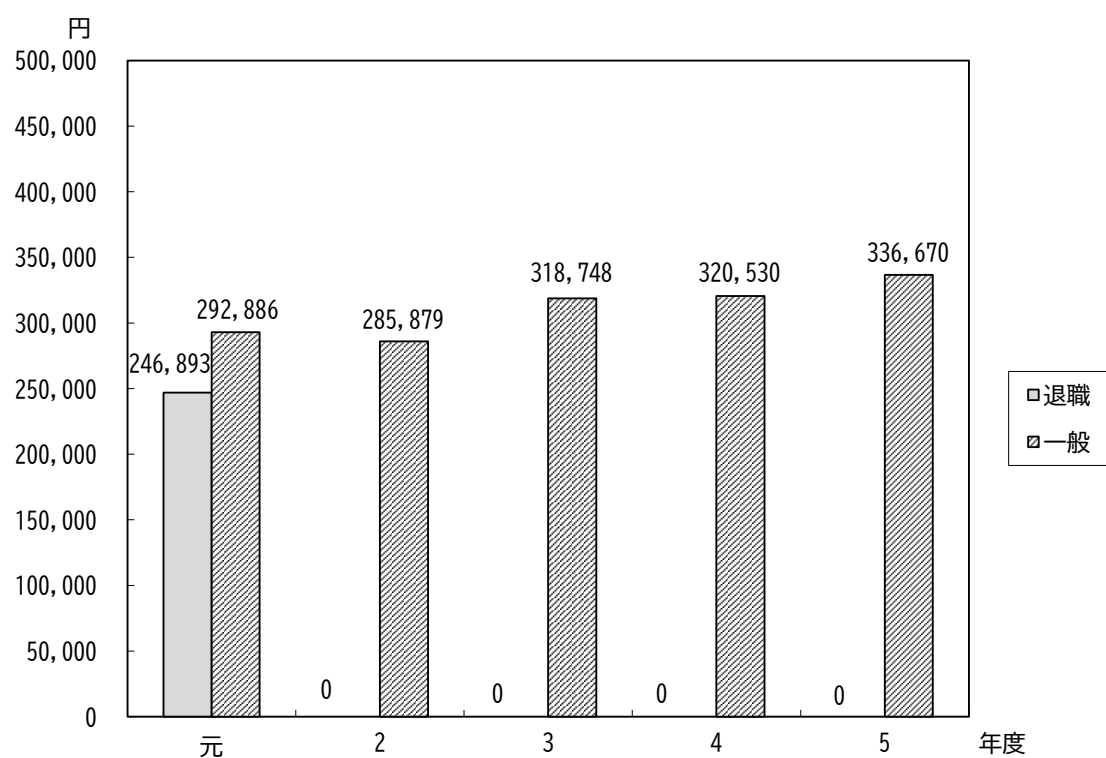
(1) 年度別 1 件当たり療養諸費の推移



(2) 年度別 1 人当たり受診回数の推移



(3) 年度別 1 人当たり療養諸費の推移



診療報酬の審査及び支払手数料等件数

(単位：件)

区分 \ 年度	元	2	3	4	5
審査手数料	791,257	693,435	737,373	746,175	773,431
療養費審査手数料	19,433	15,812	15,924	15,459	15,200
レセプト電算処理手数料	771,824	677,623	721,449	730,716	758,231
審査支払手数料	771,824	677,624	721,449	730,716	758,231
処理手数料	771,840	677,658	721,457	730,748	758,235

一般被保険者療養諸費の診療内容

(単位 件数：件、金額：千円)

療 養 の 給 付 諸 費	年 度		元		2		3		
	区 分		件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額	
	療 養 の 給 付	入 院 外	404,775	6,455,154	349,114	6,013,524	376,104	6,594,152	
		入 院	8,413	4,986,605	8,041	4,691,277	7,908	5,084,180	
		歯 科	112,034	1,338,353	97,602	1,275,334	105,170	1,349,953	
		薬 剤	240,902	2,708,216	213,616	2,614,941	227,529	2,661,635	
		計	766,124	15,488,329	668,373	14,595,076	716,711	15,689,919	
	費	食事療養		※(7,972)	182,930	※(7,166)	169,058	※(7,394)	167,592
		訪問看護		1,770	131,054	2,031	164,913	2,408	199,004
		療養費等		19,409	200,975	15,672	164,786	16,193	177,299
合 計		787,303	16,003,288	686,076	15,093,833	735,312	16,233,815		
療 養 の 給 付 諸 費	年 度		4		5		※食事療養件数については 入院件数の再掲です。		
	区 分		件 数	金 額	件 数	金 額			
	療 養 の 給 付	入 院 外	382,369	6,683,498	393,687	6,695,700			
		入 院	7,228	4,774,675	7,469	5,097,026			
		歯 科	105,212	1,360,152	105,274	1,358,414			
		薬 剤	233,873	2,685,414	250,640	2,871,775			
		計	728,682	15,503,740	757,070	16,022,914			
	費	食事療養		※(6,714)	150,481	※(7,036)			159,627
		訪問看護		2,685	207,030	2,834			223,076
		療養費等		15,642	167,164	15,375			186,175
合 計		747,009	16,028,414	775,279	16,591,793				

一般被保険者療養諸費の負担額

(単位：千円)

年度			元	2	3	4	5
療 養 諸 費	区分						
	療 養 の 給 付	保 險 者 負 担	11,403,823	10,786,307	11,620,283	11,463,359	11,830,008
		被 保 險 者 負 担	3,915,779	3,650,222	3,860,409	3,807,367	4,001,771
		他 法 負 担	482,711	492,518	575,823	590,526	573,839
		計	15,802,313	14,929,047	16,056,515	15,861,251	16,405,618
	療 養 費 等	保 險 者 負 担	145,939	119,488	128,361	120,844	133,817
		被 保 險 者 負 担	54,995	45,295	48,938	46,319	52,358
		他 法 負 担	41	3	0	0	0
		計	200,975	164,786	177,299	167,164	186,175
	合 計		16,003,288	15,093,833	16,233,815	16,028,414	16,591,793

退職被保険者療養諸費の診療内容

(単位 件数：件、金額：千円)

療 養 の 給 付 諸 費	年 度		元		2		3	
	区 分		件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額
	療 養 の 給 付	入 院 外	334	3,208	1	2	0	0
		入 院	25	907	0	-1	0	0
		歯 科	88	747	3	35	0	0
		薬 剤	210	1,879	7	71	0	0
		計	657	6,741	11	107	0	0
	食事療養		※(2)	18	※(0)	0	※(0)	0
	訪問看護		0	0	0	0	0	0
	療養費等		38	155	8	30	0	0
合 計		695	6,913	19	137	0	0	
療 養 の 給 付 諸 費	年 度		4		5		※食事療養件数については 入院件数の再掲です。	
	区 分		件 数	金 額	件 数	金 額		
	療 養 の 給 付	入 院 外	0	0	0	0		
		入 院	0	0	0	0		
		歯 科	0	0	0	0		
		薬 剤	0	0	0	0		
		計	0	0	0	0		
	食事療養		※(0)	0	※(0)	0		
	訪問看護		0	0	0	0		
	療養費等		0	0	0	0		
合 計		0	0	0	0			

退職被保険者療養諸費の負担額

(単位：千円)

	年 度		元	2	3	4	5
	区 分						
療 養 の 給 付 諸 費	療 養 の 給 付	保 険 者 負 担	4,724	75	0	0	0
		被 保 険 者 負 担	1,930	32	0	0	0
		他 法 負 担	104	0	0	0	0
		計	6,759	107	0	0	0
	療 養 費 等	保 険 者 負 担	108	21	0	0	0
		被 保 険 者 負 担	46	7	0	0	0
		他 法 負 担	0	2	0	0	0
		計	155	30	0	0	0
	合 計		6,913	137	0	0	0

補助金等 ⑦ ・ 無	国負担割合 －	都負担割合 都基準による	区負担割合 －	補助金名等	東京都国民健康保険保険給付費 等交付金
---------------	------------	-----------------	------------	-------	------------------------

国民健康保険その他の医療給付			所管課		各総合支所区民課																									
					国保年金課																									
概要																														
国民健康保険療養の給付（現物給付）及び療養費（現金給付）のほか、その他の医療給付として、保険外併用療養費及び訪問看護療養費があります。これらについては、概念上は療養費ですが、診療報酬請求による現物給付により支給されます。																														
また、移送費については、後日、保険者からの現金の支払いを受ける現金給付の制度です。																														
内容																														
(1) 保険外併用療養費																														
保険給付として評価療養（高度の医療技術を用いた療養その他の療養であって、保険給付の対象とすべきものであるか否かについて評価を行うことが必要な療養）、患者申出療養（高度の医療技術を用いた療養であって、当該療養を受けようとする者の申出に基づき、保険給付の対象とすべきか否かについて評価を行うことが必要な療養）及び選定療養（被保険者の選定による特別の病室の提供その他の療養）についてそれぞれ保険外併用療養費を支給します。評価療養、患者申出療養及び選定療養を病院で受けた場合、その療養自体は自費となりますが入院料・検査等の基礎部分で保険診療が受けられます。																														
(2) 訪問看護療養費																														
医師から訪問看護の必要を認められた在宅患者の人が、訪問看護ステーションから派遣された看護師等により、療養上の世話その他必要な診療上の補助を受けた場合に、費用の一部を支払うだけで残りを国保が負担します。																														
(3) 移送費																														
患者が移動困難であって、当該医療機関の設備では十分な診療ができず、医師の指示により緊急に転院したときなどに申請し、国保が認めたときは、移送費が支給されます。																														
根拠法令等																														
港区国民健康保険条例																														
港区国民健康保険条例施行規則																														
実績表																														
(1) 保険外併用療養費																														
P367 一般被保険者療養諸費の診療内容表の療養の給付に含まれます。																														
P368 退職被保険者療養諸費の診療内容表の療養の給付に含まれます。																														
(2) 訪問看護療養費																														
P367 一般被保険者療養諸費の診療内容表の訪問看護に掲載しています。																														
P368 退職被保険者療養諸費の診療内容表の訪問看護に掲載しています。																														
(3) 移送費給付状況																														
<table><tr><td>年度</td><td>元</td><td>2</td><td>3</td><td>4</td><td>5</td></tr><tr><td>区分</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>件数（件）</td><td>0</td><td>0</td><td>1</td><td>0</td><td>0</td></tr><tr><td>金額（円）</td><td>0</td><td>0</td><td>122,190</td><td>0</td><td>0</td></tr></table>							年度	元	2	3	4	5	区分						件数（件）	0	0	1	0	0	金額（円）	0	0	122,190	0	0
年度	元	2	3	4	5																									
区分																														
件数（件）	0	0	1	0	0																									
金額（円）	0	0	122,190	0	0																									
<table><tr><td>補助金等</td><td>国負担割合</td><td>都負担割合</td><td>区負担割合</td><td>補助金名等</td><td>東京都国民健康保険保険給付費等交付金</td></tr><tr><td>（有）・無</td><td>－</td><td>都基準による</td><td>－</td><td></td><td></td></tr></table>							補助金等	国負担割合	都負担割合	区負担割合	補助金名等	東京都国民健康保険保険給付費等交付金	（有）・無	－	都基準による	－														
補助金等	国負担割合	都負担割合	区負担割合	補助金名等	東京都国民健康保険保険給付費等交付金																									
（有）・無	－	都基準による	－																											

国民健康保険医療費の一部負担金の減額・免除と徴収猶予		所管課	各総合支所区民課		
			国保年金課		
概要					
被保険者が災害や失業などの特別な理由で、生活が著しく困難になった場合に、医療費の一部負担金(自己負担分)を減額・免除又は徴収猶予します。					
※入院時の食事代の自己負担分や、補装具等の療養費については、対象となりません。					
内容					
(1) 要件					
次のいずれかに該当したことによって生活が著しく困難になった場合に減額・免除又は徴収猶予できます。					
① 震災等の災害により世帯主などが死亡したとき、又は資産に重大な損害等が生じたとき。					
② 事業の休廃止、失業等により収入が著しく減少したとき。					
③ 事業又は業務に重大な損害を受けたとき。					
④ その他上記に類する理由があるとき。					
(2) 手続					
世帯主が申請します。受理の後調査、審査し、認定又は不認定の決定をし、申請者に通知します。					
(3) 期間					
減額・免除については、3か月以内です。ただし、再申請により、さらに3か月の範囲で認定できます。					
徴収猶予については、6か月以内です。					
根拠法令等					
港区国民健康保険条例					
港区国民健康保険一部負担金の減免又は徴収猶予の事務取扱要綱					
実績表					
医療費の年度別一部負担金の減額・免除と徴収猶予状況 (単位 件数：件、金額：円)					
年度	件数・金額	減額	免除	猶予	合計
元	件数	0	0	0	0
	金額	0	0	0	0
2	件数	0	35	0	35
	金額	0	421,557	0	421,557
3	件数	0	6	0	6
	金額	0	12,978	0	12,978
4	件数	0	15	0	15
	金額	0	152,361	0	152,361
5	件数	0	0	0	0
	金額	0	0	0	0
補助金等有・ 				備考	

国民健康保険高額療養費	所管課	各総合支所区民課
		国保年金課

概要

医療機関等で国民健康保険の加入者の支払った金額（一部負担金）が、自己負担限度額を超えた場合、超えた分を支給します。

内容

(1) 自己負担限度額【70歳～74歳】（月額）

所得区分	外来（個人単位）	外来+入院（世帯単位）
現役並みⅢ （課税所得 690 万円以上）	252,600 円+（総医療費-842,000 円）×1%（※3）	
現役並みⅡ （課税所得 380 万円以上）	167,400 円+（総医療費-558,000 円）×1%（※4）	
現役並みⅠ （課税所得 145 万円以上）	80,100 円+（総医療費-267,000 円）×1%（※5）	
一般 （課税所得 145 万円未満等）	18,000 円（※6） （年間限度額 144,000 円）	57,600 円（※7）
低所得Ⅱ（※1）	8,000 円（※6）	24,600 円
低所得Ⅰ（※2）	8,000 円（※6）	15,000 円

（※1）同一世帯の世帯主及び国保被保険者が住民税非課税の人が対象です（低所得Ⅰ以外の人）。

（※2）同一世帯の世帯主及び国保被保険者が住民税非課税で、各人の所得（年金所得は控除額を 80 万円として計算、給与所得は給与所得控除後さらに 10 万円を控除し計算）が 0 円となる人が対象です。

（※3）過去 12 か月以内に限度額を超えた支給が 4 回以上あった場合（多数回該当）は、4 回目以降の限度額は、140,100 円です。

（※4）過去 12 か月以内に限度額を超えた支給が 4 回以上あった場合（多数回該当）は、4 回目以降の限度額は、93,000 円です。

（※5）過去 12 か月以内に限度額を超えた支給が 4 回以上あった場合（多数回該当）は、4 回目以降の限度額は、44,400 円です。

（※6）年間（8 月～翌年 7 月）の限度額は 144,000 円です。基準日（7 月 31 日）時点で、所得区分が一般及び低所得Ⅰ・Ⅱの人が対象です。

（※7）過去 12 か月以内に外来+入院（世帯単位）の限度額を超えた支給が 4 回以上あった場合（多数回該当）は、4 回目以降の限度額は 44,400 円です。

(2) 自己負担限度額【70 歳未満】（月額）

所得区分（賦課基準額）	年 3 回目までの限度額	年 4 回目以降
ア （901 万円超）	252,600 円 + （総医療費 - 842,000 円） × 1%	140,100 円
イ （600 万円超～901 万円以下）	167,400 円 + （総医療費 - 558,000 円） × 1%	93,000 円
ウ （210 万円超～600 万円以下）	80,100 円 + （総医療費 - 267,000 円） × 1%	44,400 円
エ （210 万円以下）	57,600 円	44,400 円
オ （住民税非課税世帯）	35,400 円	24,600 円

(1)(2) 共通

※70 歳以上、70 歳未満とも自己負担限度額は毎年 8 月診療分から所得判定年度が変更されます。

※非自発的失業者の保険料の軽減を受けた人は、給与所得を軽減して、自己負担限度額を計算します。

支給要件等

(1) 支給基準

同じ世帯の人が同じ月に支払った一部負担金が自己負担限度額を超えた場合、その超えた額を支給します。一部負担金は、病院・診療所ごとに計算し（同じ病院・診療所でも歯科は別計算）、入院・通院は、それぞれ別の病院・診療所として扱います。

(2) 世帯合算

70 歳未満の場合、同一世帯で同じ月に 1 か月の一部負担金が 21,000 円以上のものについて合算し、自己負担限度額を超えた額を支給します。

70 歳以上の場合、一部負担金の金額にかかわらず合算し、自己負担限度額を超えた額を支給します。

(3) 高額療養費多数回該当

同一世帯で過去 12 か月以内に 4 回以上高額療養費に該当する場合、4 回目以降の自己負担限度額を適用し、その超えた額を支給します。

(4) 高額療養費の現金給付

世帯主の申請に基づいて、保険者が現金をもって支払う償還払です。

(5) 高額療養費の現物給付

「限度額適用認定証」又は「限度額適用・標準負担額減額認定証」の提示により、医療機関等の窓口で支払う金額が自己負担限度額までとなります。

申請により、「限度額適用認定証（70 歳未満の住民税課税世帯の人、70 歳以上 74 歳未満で課税所得 145 万円以上 690 万円未満の住民税課税世帯の人）」又は「限度額適用・標準負担額減額認定証（住民税非課税世帯の人）」を交付します（毎年 8 月更新）。「限度額適用認定証」等がなくても、オンラインで自己負担額を確認できる医療機関があります。

(6) 特定疾病の負担軽減

厚生労働大臣が指定した長期高額疾病（先天性血液凝固因子障害、人工透析が必要な慢性腎不全、血液凝固因子製剤の投与に起因する H I V 感染症）の場合、自己負担限度額は 1 か月 10,000 円（人工透析を要する 70 歳未満の所得区分ア・イの人は、20,000 円）。保険者の認定する「特定疾病療養受療証」が必要です（2 年ごと 10 月更新、70 歳未満の人工透析が必要な慢性腎不全の人は毎年 8 月更新）。

(7) 入院時食事療養費・生活療養費

入院時の食事については、食事療養標準負担額を自己負担し、残りは国保が食事療養費として負担します。また、療養病床に入院する 65 歳以上の人の生活療養に要した費用（食費・居住費）については、生活療養標準負担額を自己負担し、残りは国保が生活療養費として負担します。

住民税非課税世帯の人は、申請により「限度額適用・標準負担額減額認定証」を交付し、食事療養標準負担額又は生活療養標準負担額が減額されます。

※食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額は、高額療養費の対象となりません。

(単位：円)

		標準負担額 (入院時食事代) (1食)	生活療養標準負担額 (65歳以上)	
			食事代 (1食)	居住費 (1日)
一般（下記以外の人）		490 [460]	490 [460]	370
住民税非課税世帯 (69歳まで)及び低 所得Ⅱの人(70歳～ 74歳)	過去 12 か月の入院日数 が 90 日までの入院	230 [210]	230 [210]	
	過去 12 か月の入院日数 が 90 日を超える入院(再 度申請が必要)	180 [160]		
低所得Ⅰの人(70歳～74歳)		110 [100]	140 [130]	

※医療機関や疾病内容により減額される場合があります。

[] 内は、令和 6 年 5 月 31 日以前の金額です。

根拠法令等

港区国民健康保険条例

港区国民健康保険条例施行規則

実 績 表

(1) 高額療養費支給状況

(単位 件数：件、金額：千円)

年度	元		2		3	
区分	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額
一般被保険者	16,611	1,474,819	23,563	1,433,874	24,474	1,554,318
退職被保険者等	5	154	0	0	0	0
計	16,616	1,474,973	23,563	1,433,874	24,474	1,554,318
年度	4		5			
区分	件 数	金 額	件 数	金 額		
一般被保険者	23,383	1,449,544	26,060	1,660,934		
退職被保険者等	0	0	0	0		
計	23,383	1,449,544	26,060	1,660,934		

(2) 「特定疾病療養受療証」の発行状況《該当者数》

(単位：人)

年 度	元	2	3	4	5
人 数	145	136	126	121	117

(3) 「限度額適用認定証」「限度額適用・標準負担額減額認定証」の発行状況（70歳未満）
（単位：件）

年度 区分	元	2	3	4	5
ア	127	112	115	132	108
イ	62	56	53	59	44
ウ	307	319	301	259	220
エ	734	725	719	663	609
オ	993	982	1,053	1,044	998

(4) 「限度額適用認定証」「限度額適用・標準負担額減額認定証」の発行状況（70歳以上75歳未満）
（単位：件）

年度 区分	元	2	3	4	5
現役並みⅡ	24	32	29	34	20
現役並みⅠ	89	98	96	87	63
低所得Ⅱ	463	532	528	540	515
低所得Ⅰ	231	272	299	288	272

補助金等 ① ・ 無	国負担割合 —	都負担割合 都基準による	区負担割合 —	補助金名等	東京都国民健康保険給付費 等交付金
---------------	------------	-----------------	------------	-------	----------------------

国民健康保険高額介護合算療養費	所管課	—
		国保年金課

概要

国民健康保険の世帯に介護保険の受給者が存在する場合に、8月1日から翌年7月31日までの1年間で、医療保険と介護保険の自己負担を合算した額が自己負担限度額を超えた場合、高額介護合算療養費を支給します。

内容

(1) 自己負担限度額【70歳～74歳】(年額)(表1)

所得区分	自己負担限度額
現役並みⅢ(課税所得 690 万円以上)	212 万円
現役並みⅡ(課税所得 380 万円以上)	141 万円
現役並みⅠ(課税所得 145 万円以上)	67 万円
一般(課税所得 145 万円未満等)	56 万円
低所得Ⅱ(住民税非課税世帯)	31 万円
低所得Ⅰ(住民税非課税で所得が一定以下)	19 万円(※)

※介護サービス利用者が世帯内に複数いる場合は 31 万円になります。

(2) 自己負担限度額【70歳未満】(年額)(表2)

所得区分(賦課基準額)	自己負担限度額
ア(901 万円超)	212 万円
イ(600 万円超～901 万円以下)	141 万円
ウ(210 万円超～600 万円以下)	67 万円
エ(210 万円以下)	60 万円
オ(住民税非課税世帯)	34 万円

支給要件等

世帯主の申請に基づいて、保険者が現金をもって支払う償還払です。

高額療養費と同様、70歳～74歳の方は全ての一部負担金が、70歳未満の方については 21,000 円以上的一部負担金が合算対象となります。

高額療養費又は高額介護サービス費が支給されている場合、計算期間に生じた医療保険又は介護保険の一部負担金額から、高額療養費又は高額介護サービス費として支給された額に相当する額を差し引いた額が自己負担となります。

当該世帯に 70 歳～74 歳の人と 70 歳未満の人が混在する場合には、まず 70 歳～74 歳の方の自己負担の合算額に、表 1 の区分の自己負担限度額が適用された後、なお残る負担額と、70 歳未満の方の自己負担の合算額とを合算した額に、表 2 の区分の自己負担限度額が適用されます。

根拠法令等

港区国民健康保険条例

港区国民健康保険条例施行規則

開始時期

平成 20 年 4 月

実 績 表

高額介護合算療養費支給状況

(単位 件数：件、金額：円)

年度 区分	元		2		3		4		5	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
一般被保険者	30	1,164,479	38	1,569,531	45	1,284,710	49	1,376,682	40	1,706,826
退職被保険者	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	30	1,164,479	38	1,569,531	45	1,284,710	49	1,376,682	40	1,706,826

補助金等 (有) ・ 無	国負担割合 －	都負担割合 都基準による	区負担割合 －	補助金名等	東京都国民健康保険保険給付費 等交付金
-----------------	------------	-----------------	------------	-------	------------------------

国民健康保険出産育児一時金・葬祭費の支給				所管課	各総合支所区民課						
					国保年金課						
概要											
国民健康保険加入者が出産した場合、出産育児一時金を支給します。 また、加入者が死亡した場合、葬祭費を支給します。											
内容											
(1) 出産育児一時金											
国民健康保険に加入している人が出産したとき、出生児1人につき、令和5年4月1日以降に出産した場合は50万円、令和5年3月31日までに出産した場合は42万円を支給します。直接支払制度（入院時に医療機関等で手続きを行うことで、出産育児一時金を国民健康保険から直接医療機関等へ支払う制度）を利用すれば、出産した人は医療機関等へ出産育児一時金を差し引いた額の支払いで済みます。											
妊娠4か月（85日）以上であれば、死産・流産（この場合は医師の証明が必要）でも支給します。											
(2) 葬祭費											
国民健康保険に加入している人が死亡したとき、その人の葬儀を行った人に葬祭費7万円を支給します。											
根拠法令等											
港区国民健康保険条例 港区国民健康保険条例施行規則											
開始時期											
昭和34年12月											
実績表											
年度別支給状況 (単位 件数：件、金額：万円)											
年度		元		2		3		4		5	
区分		件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
出産育児一時金給付		351	15,145	295	12,676	276	11,640	244	10,412	280	13,842
葬 祭 費 給 付		168	1,141	187	1,309	176	1,232	193	1,351	180	1,260
補助金等 有 ・ 無						備 考					

国民健康保険結核・精神医療給付金		所管課		各総合支所区民課		
				国保年金課		
概 要						
結核医療（一般）については、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（第 37 条の 2）の適用を受けている国民健康保険加入者で住民税が非課税（18 歳未満のときは世帯主の住民税が非課税）の場合、申請により「結核医療給付金受給者証」を交付し、自己負担相当額を支給します。						
精神通院医療については、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（第 54 条）の適用を受けている国民健康保険加入者で住民税非課税世帯の場合、申請により「国保受給者証（精神通院）」を交付し、自己負担相当額を支給します。						
根拠法令等						
港区国民健康保険条例						
港区結核・精神医療給付金の支給に関する規則						
開始時期						
平成 7 年 7 月						
実 績 表						
(1) 受給者証交付 (単位：件)						
年度 区分		元	2	3	4	5
結核医療給付金受給者証		3	5	1	4	0
国保受給者証（精神通院）		893	677	858	1,037	1,075
(2) 結核・精神医療給付金						
年度 区分		元	2	3	4	5
件 数 (件)		10,980	10,993	11,557	12,150	11,883
支 給 額 (円)		12,389,832	12,558,075	12,731,357	13,512,060	13,439,330
補助金等 ⑦ ・ 無		国負担割合 －	都負担割合 都基準による	区負担割合 －	補助金名等	東京都国民健康保険保険給付費 等交付金

特定健康診査		所管課	— 国保年金課	
概要 メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）に着目した健康診査で、生活習慣病の予防と早期発見のために港区（保険者）が実施します。 内容 (1) 対象者 実施年度の4月1日における国民健康保険加入者で、当該年度において 40 歳以上健診受診日現在 75 歳未満の人 (2) 実施期間 毎年7月1日から11月30日まで 令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大の影響により実施期間を8月1日から11月30日までに変更しました。 (3) 実施場所 港区医師会所属の健康診査実施医療機関 (4) 実施方法 「特定健康診査受診券」「質問票」「健康診査・がん検診のご案内」を他の受診券とともに上記(1)の対象者に郵送します。対象者は、健康診査実施医療機関に電話等で健診日を予約し、同封の書類の外に「国民健康保険被保険者証」を持参の上、受診します。 (5) 検査項目 ① 基本的な健診（必須項目）・・・全員に行います。 ア 問診等 イ 血中脂質検査 ウ 血糖検査 エ 肝機能検査 オ 尿検査 ② 詳細な健診・・・医師が必要とした人に行います。 ア 貧血検査 イ 心電図検査 ウ 眼底検査 エ 胸部X線検査 オ 血清クレアチニン検査 (6) 結果の説明 健診結果は、受診医療機関が受診者に説明します。 根拠法令等 高齢者の医療の確保に関する法律第20条 港区国民健康保険特定健康診査事業実施要綱 開始時期 平成20年7月1日				
補助金等 ⑦ ・ 無	国負担割合 1／3	都負担割合 1／3	区負担割合 1／3	補助金名等 東京都国民健康保険保険給付費等交付金

令和5年度 特定健康診査実施状況

	年齢階層	性別	受診者		検査結果		尿検査			
			基本検査	詳細な検査及び区独自検査	異常なし	有所見者	蛋白 陽性	糖 陽性	潜血 陽性	
令和5年度 特定健康診査総数		男	3,999	3,994	225	3,774	242	295	235	
		女	7,445	7,419	823	6,622	223	154	993	
		計	11,444	11,413	1,048	10,396	465	449	1,228	
国民健康保険	40～44歳	男	273	271	43	230	6	4	12	
		女	578	567	205	373	22	5	70	
		計	851	838	248	603	28	9	82	
	45～49歳	男	362	362	32	330	13	14	17	
		女	706	705	166	540	22	6	95	
		計	1,068	1,067	198	870	35	20	112	
	50～54歳	男	447	445	34	413	20	15	14	
		女	882	878	148	734	23	10	92	
		計	1,329	1,323	182	1,147	43	25	106	
	55～59歳	男	492	492	28	464	26	32	21	
		女	948	941	90	858	22	22	104	
		計	1,440	1,433	118	1,322	48	54	125	
	60～64歳	男	577	576	30	547	33	44	31	
		女	984	981	73	911	19	17	127	
		計	1,561	1,557	103	1,458	52	61	158	
	65～69歳	男	683	683	29	654	48	68	45	
		女	1,215	1,215	48	1,167	36	36	169	
		計	1,898	1,898	77	1,821	84	104	214	
	70～74歳	男	1,165	1,165	29	1,136	96	118	95	
		女	2,132	2,132	93	2,039	79	58	336	
		計	3,297	3,297	122	3,175	175	176	431	

参 考 資 料

令和5年度 後期高齢者医療制度 （長寿医療制度）の基本 健診	性別	受診者		検査結果		尿検査				
		基本検査	詳細な検査及び区 独自検査	異常なし	有所見者	蛋白	陽性	糖	陽性	潜血
	男	3,087	3,087	60	3,027	402		293		311
	女	5,808	5,808	163	5,645	515		234		1,011
	計	8,895	8,895	223	8,672	917		527		1,322

令和5年度 港区の特定健康診査実施率		40.2%	
特定健康診査対象者数	30,902	特定健康診査実施者数	11,444
年度途中における資格喪失者数	△ 3,863	実施者数の内、年度途中における資格喪失者数	△ 577
計	27,039	計	10,867

(単位：人)

所 見 内 容 (延 数)									
高血圧	心臓疾患	糖尿病	肝疾患	貧血	腎機能障 害	肥満	高脂血症	高尿酸血 症	その他
1,767	802	1,694	1,127	440	1,024	1,145	2,546	856	1,110
2,031	1,160	2,591	1,106	904	1,849	903	4,622	213	2,131
3,798	1,962	4,285	2,233	1,344	2,873	2,048	7,168	1,069	3,241
44	26	41	82	8	23	70	146	56	56
27	58	59	49	77	81	43	168	6	126
71	84	100	131	85	104	113	314	62	182
77	38	110	131	20	45	109	233	74	92
60	67	124	60	121	121	72	286	7	164
137	105	234	191	141	166	181	519	81	256
136	56	140	149	26	77	154	302	90	110
139	105	215	148	119	156	104	455	26	215
275	161	355	297	145	233	258	757	116	325
192	67	205	170	41	114	167	338	115	139
170	132	324	176	90	201	112	645	26	245
362	199	529	346	131	315	279	983	141	384
256	103	244	161	58	137	157	368	135	148
255	151	379	165	96	260	126	678	37	281
511	254	623	326	154	397	283	1,046	172	429
361	185	330	170	85	205	200	411	140	196
445	218	509	215	108	346	166	859	48	381
806	403	839	385	193	551	366	1,270	188	577
701	327	624	264	202	423	288	748	246	369
935	429	981	293	239	684	280	1,531	63	719
1,636	756	1,605	557	441	1,107	568	2,279	309	1,088

(単位：人)

所 見 内 容 (延 数)									
高血圧	心臓疾患	糖尿病	肝疾患	貧血	腎機能障 害	肥満	高脂血症	高尿酸血 症	その他
1,949	1,247	1,714	488	925	1,391	618	1,734	594	988
3,346	2,012	2,731	680	1,288	2,451	795	3,726	285	2,119
5,295	3,259	4,445	1,168	2,213	3,842	1,413	5,460	879	3,107

メタボ判定

(単位：人)

特定健康診査実施者数	11,444
メタボ基準該当者	1,606
メタボ予備群該当者	1,113
メタボ非該当者	8,725

※メタボの判定方法については、メタボリックシンドローム判定基準により医師が判断しています。

特定保健指導	所管課	—
		国保年金課

概要

特定健康診査（メタボリックシンドロームに着目した健康診査）を受診した結果、生活習慣の改善の必要性があると判定された人に対して、保健指導を実施します。

内容

(1) 対象者

特定健康診査を受診した人の中で、以下の基準により生活習慣の改善の必要性があると判定された「動機付け支援」及び「積極的支援」対象者

特定保健指導のグループわけ

ステップ 1				ステップ 2			
A	腹囲	男性	85cm以上	①	空腹時血糖値 100mg/dl以上又は ヘモグロビンA1c 5.6%以上		
		女性	90cm以上				
B	腹囲	男性	85cm未満	②	中性脂肪 150mg/dl以上又は HDL(善玉)コレステロール40mg/dl未満		
		女性	90cm未満				
	かつBMIが25以上の人			③	収縮期血圧 130mmHg以上又は 拡張期血圧 85mmHg以上		
C	AにもBにも当てはまらない人			④	現在たばこを習慣的に吸っていて、 ①～③の項目に1つでも該当している		

ステップ3

ステップ1とステップ2の結果を表にあてはめます

ステップ1
(腹囲)

ステップ 2 (健診結果)				
A	3つ以上 あてはまる	積極的支援	積極的支援	動機付け支援
B	2つ あてはまる	積極的支援	動機付け支援	動機付け支援
C	1つ あてはまる	情報提供	情報提供	情報提供
	あてはまる 項目なし	情報提供	情報提供	情報提供

※65歳～74歳の方は、積極的支援のグループに該当しても、動機付け支援となります。

※医療機関で糖尿病・高血圧・脂質異常で薬剤治療を受けている人は、特定保健指導の対象外になります。

※医師の判断等で、判定が変わることがあります。

※「情報提供」は、特定健康診査の受診者全員に行われます。

(2) 実施時期

毎年11月開始

(3) 実施場所

区有施設等

(4) 実施内容

保健師や管理栄養士などの専門家が、生活習慣を改善するために必要な事柄について面談を行います。その後、電話や手紙等によって支援を行い、3か月又は6か月後にはどの程度達成ができたのかをアンケート等で評価をします。

根拠法令等

高齢者の医療の確保に関する法律第 24 条
港区国民健康保険特定保健指導事業実施要綱

開始時期

平成 20 年 10 月

実績表

特定保健指導実施状況

(単位：人)

年 度		元	2	3	4	5
区 分						
積極的支援	対象者	453	371	472	356	382
	初回面談 終了者	13	31	28	59	33
	最終終了者	13	28	21	42	※
動機付け支援	対象者	926	866	939	719	772
	初回面談 終了者	113	124	117	130	116
	最終終了者	107	123	116	138	※
対象者計（A）		1,379	1,237	1,411	1,075	1,154
最終終了者計（B）		120	151	137	180	※
特定保健指導実施率（B／A）		8.7%	12.2%	9.7%	16.7%	※

※令和 5 年度特定保健指導の最終終了者及び実施率は、特定保健指導実施期間が 3 か月又は 6 か月であり作成日現在未確定のため掲載していません。

補助金等 ⑦ ・ 無	国負担割合 1 / 3	都負担割合 1 / 3	区負担割合 1 / 3	補助金名等	東京都国民健康保険保険給付費 等交付金
---------------	----------------	----------------	----------------	-------	------------------------

糖尿病等重症化予防事業		所管課	— 国保年金課	
概要				
国民健康保険被保険者（40歳から75歳未満）に関する糖尿病等重症化予防事業を実施します。				
内容				
早期の段階で糖尿病性腎症を発見し、治療等につなげていくことで、人工透析への移行を防止し、国民健康保険被保険者の健康寿命の延伸と医療費の抑制につなげます。				
(1) 微量アルブミン尿検査				
前年度の特定健康診査において、HbA1c 及び尿蛋白の結果が区設定の基準に該当する方を対象に、微量アルブミン尿検査の受診券をお送りし、区内指定医療機関で微量アルブミン尿検査を実施します。				
(2) 糖尿病性腎症重症化予防に係る保健指導				
微量アルブミン尿検査の結果、区指定の専門医療機関で精密検査を受診した方のうち、専門医が必要と認める方に対し、専門職（保健師、管理栄養士等）による保健指導を実施します。				
根拠法令等				
糖尿病性腎症重症化予防プログラム（国） 東京都糖尿病性腎症重症化予防プログラム				
開始時期				
令和3年7月				
実績表				
① 微量アルブミン尿検査 (単位：人)				
年度		3	4	5
区分				
対象者		488	507	453
実施者		264	254	227
実施率		54.1%	50.1%	50.1%
② 保健指導実施状況 (単位：人)				
年度		3	4	5
区分				
対象者		72	61	47
初回面談終了者		5	1	1
最終終了者		5	1	1
保健指導実施率		6.9%	1.6%	2.1%
補助金等 ③ 有・無	国負担割合 —	都負担割合 都基準による	区負担割合 —	補助金名等 東京都国民健康保険保険給付費等交付金

国民健康保険の保健事業		所管課		— 国保年金課		
概要						
被保険者の健康保持増進を目的として、各事業を実施します。						
1 無料健康相談						
内容						
被保険者の健康維持と健康管理のため、区内医師会、歯科医師会、薬剤師会の協力を得て健康相談を実施しています。						
期 間 6月1日～6月30日、11月1日～12月31日						
※令和元年度までは6月のみ実施						
※令和2年度は11月～12月のみ実施						
根拠法令等						
港区国民健康保険及び後期高齢者医療制度無料健康相談実施要領						
開始時期						
昭和60年度						
実績表						
年度別相談件数 (単位：人)						
年度		元	2	3	4	5
種別 及び 人数	内科	47	42	97	125	224
	歯科	100	130	206	218	210
	薬局	42	49	80	58	35

2 保養施設

内 容

被保険者の健康維持・増進と保養を目的として、保養施設を開設しています。

根拠法令等

港区国民健康保険条例

開始時期

夏季保養施設 昭和 55 年 7 月

実 績 表

夏季保養施設の利用状況

(単位 件数：件、延人数：人)

区分		宿泊施設			
所在地		静岡県・伊豆の国市		神奈川県・湯河原町	
借上げ施設		ホテル天坊 5 人×2 部屋		おんやど恵 5 人×2 部屋	
開設期間		令和 5 年 7 月 20 日～8 月 28 日 (40 日間)			
利用料金		大人 (1 泊 2 食・サービス料・消費税込) 7,150 円 (※1) 小人料金等あり			
利用実績 (※2)	年度	件数	延人数	件数	延人数
	元	41	116	35	102
	2	26	74	34	81
	3				
	4	29	74	30	78
	5	31	78	25	68

(※1)令和 2 年度から、利用料金を変更しました。

(※2)令和 3 年度は新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、中止しました。

補助金等 (有) ・ 無	国負担割合 —	都負担割合 都基準による	区負担割合 —	補助金名等	東京都国民健康保険保険給付費 等交付金
-----------------	------------	-----------------	------------	-------	------------------------

国民健康保険高齢受給者証		所管課	各総合支所区民課										
			国保年金課										
概 要 国民健康保険の被保険者が満 70 歳になると、国民健康保険高齢受給者証が交付され、保険医療機関の窓口で支払う一部負担金の割合が 2 割又は一定以上の所得を有する人は 3 割になります。医療機関を受診するときは、「マイナンバーカード」を持参し、電子資格確認を受けるか、「被保険者証」と「高齢受給者証」を併せて提示し、自己負担額を支払います。（令和 6 年 12 月 2 日から被保険者証は廃止されるため、資格確認書を交付する予定です。） 内 容 (1) 対象者 国民健康保険に加入している 70 歳～74 歳の人。 70 歳の誕生月の翌月 1 日から適用されます。ただし、1 日生まれの人は誕生月から適用されます。 (2) 一部負担金の割合の判定 <table border="1"> <tr> <th></th> <th>判定基準</th> <th>自己負担割合</th> </tr> <tr> <td>現役並み所得者</td> <td>本人及び同一世帯に 70 歳～74 歳の国保被保険者で住民税課税所得が 145 万円以上の人がある人</td> <td>3 割（※）</td> </tr> <tr> <td>一般</td> <td>上記以外の人</td> <td>2 割</td> </tr> </table> ※本人及び同一世帯の 70 歳～74 歳の国保被保険者の賦課基準額（P354 参照）の合計額が 210 万円以下であれば 2 割となります。 ※上記判定基準により 3 割（現役並み所得者）と判定されても、収入金額が下記の条件を満たす場合は申請により 2 割となります。（港区で収入金額が確認できる場合は申請不要です。） ●本人及び同一世帯において、70 歳～74 歳の国保被保険者が ・ 1 人で、年間の総収入が 383 万円未満 ・ 2 人以上で、合計した年間の総収入が 520 万円未満 ・ 同一世帯の 70 歳～74 歳の国保被保険者と、国保から後期高齢者医療制度に移行した人の合計した年間の総収入が 520 万円未満 ※ 8 月～12 月は前年の、1 月～7 月は前々年の収入金額が適用されます。 根拠法令等 国民健康保険法 開 始 時 期 平成 14 年 10 月						判定基準	自己負担割合	現役並み所得者	本人及び同一世帯に 70 歳～74 歳の国保被保険者で住民税課税所得が 145 万円以上の人がある人	3 割（※）	一般	上記以外の人	2 割
	判定基準	自己負担割合											
現役並み所得者	本人及び同一世帯に 70 歳～74 歳の国保被保険者で住民税課税所得が 145 万円以上の人がある人	3 割（※）											
一般	上記以外の人	2 割											
補助金等有	・ ☒			備 考									

医療費適正化	所管課	—				
		国保年金課				

1 ジェネリック医薬品差額通知

概要
 現在、服用している医薬品を後発医薬品（ジェネリック医薬品）に切り替えることにより薬価に係る自己負担額が一定以上軽減されると見込まれる人に、切り替えた場合の自己負担額の差額を通知します。被保険者の負担軽減と医療費保険財政の改善を図ります。

内容
 ジェネリック医薬品差額通知
 年3回 7月、10月、2月発送

開始時期
 平成26年7月1日

実績表
 通知書送付数 (単位：件)

区分 \ 年度	元	2	3	4	5
7月発送	2,269	2,325	1,982	2,307	2,026
10月発送	1,016	2,556	2,269	2,033	2,175
2月発送	2,412	1,921	2,385	2,117	2,130
合計	5,697	6,802	6,636	6,457	6,331

2 医療費通知

概要
 被保険者に健康に対する認識を深めてもらい、あわせて国民健康保険事業の健全な運営の一助とするために、医療費の通知を行います。

内容
 前々年の11月～前年の10月までの診療費について、毎年2月に被保険者宛てに通知しています。

開始時期
 昭和55年7月

根拠法令等
 港区国民健康保険医療費通知実施要領

実績表
 通知書送付数 (単位：件)

年度	元	2	3	4	5
発送件数	44,519	42,429	41,100	40,269	39,970

3 重複頻回受診等対策

概要

重複受診、頻回受診及び重複・多剤服薬等の傾向にある被保険者及びその家族に対し、保健師・管理栄養士・薬剤師が電話または訪問し、療養上の日常生活及び受診並びに服薬に関わる相談及び指導・助言を行うことにより、被保険者の健康の保持・増進と医療機関への適正な受診を促し、医療費の適正化を図ります。

内容

案内文、意向確認、重複服薬・多剤服薬者に服薬通知を送付し、希望者について健康相談を実施します。

開始時期

平成31年4月1日

実績表

(単位：件)

区分 \ 年度	元	2	3	4	5
発送件数	95	46	116	111	100
相談件数	2	7	11	4	14

※令和5年度から服薬通知も送付を開始しました。

4 残薬調整啓発事業

概要

港区薬剤師会の協力のもと、残薬バッグを配付します。

内容

自宅にある残薬を薬局等に持参してもらい、服薬管理を行います。

開始時期

令和2年10月1日

実績表

(単位：件)

区分 \ 年度	2	3	4	5
配付薬局数	115	117	119	120

※1薬局につき100枚配付します。

※後期高齢者医療制度加入者への配付分を含みます。

補助金等 (有) ・ 無	国負担割合 国基準による	都負担割合 都基準による	区負担割合 －	補助金名等	東京都国民健康保険保険給付費 等交付金
-----------------	-----------------	-----------------	------------	-------	------------------------

国民健康保険傷病手当金		所管課	—		
			国保年金課		
概要					
新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に傷病手当金を支給します。					
内 容					
国民健康保険に加入している被用者のうち、新型コロナウイルス感染症に感染した又は発熱等の症状があり感染が疑われ、療養のため労務に服することができない人に対し傷病手当金を支給します。※適用期間は令和2年1月1日から令和5年5月7日までです。					
根拠法令等					
港区国民健康保険条例					
港区国民健康保険条例施行規則					
開 始 時 期					
令和2年4月24日					
実 績 表					
年度 区分		2	3	4	5
支給件数（件）		12	31	93	8
支給金額（円）		5,979,222	3,454,938	4,553,285	234,270

後期高齢者医療制度（長寿医療制度）	所管課	各総合支所区民課
		国保年金課

概要

国民皆保険を堅持し、将来にわたり医療保険制度を持続可能なものとしていくため、平成20年4月から新たな高齢者医療制度が創設されました。高齢期における健康の保持増進を図るとともに、高齢世代一人ひとりが被保険者として保険料を負担することにより、現役世代との医療費を公平に負担し、適切な医療を受けられるようにすることを目的としています。

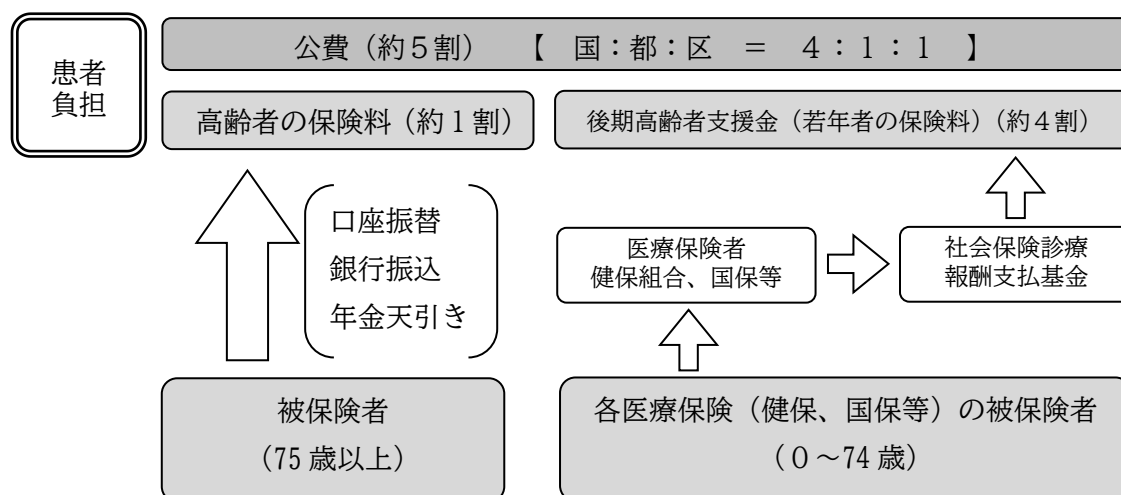
後期高齢者医療制度の事務処理については、都道府県の区域ごとに全ての区市町村が加入する広域連合が行います。東京都では、東京都後期高齢者医療広域連合（以下「都広域連合」といいます。）が運営主体になり、都内62区市町村が加入しています。区は、都広域連合と連携し、窓口での各種申請・届出の受付、被保険者証の引渡し、保険料の徴収、保健事業等の事務を行います。

被保険者証は、令和6年12月2日以降は新規の発行をしないため、マイナンバーカードによりオンライン資格確認を受けることが出来ない状況にある被保険者には資格確認書を交付することとなりました。

後期高齢者医療制度の運営の仕組み

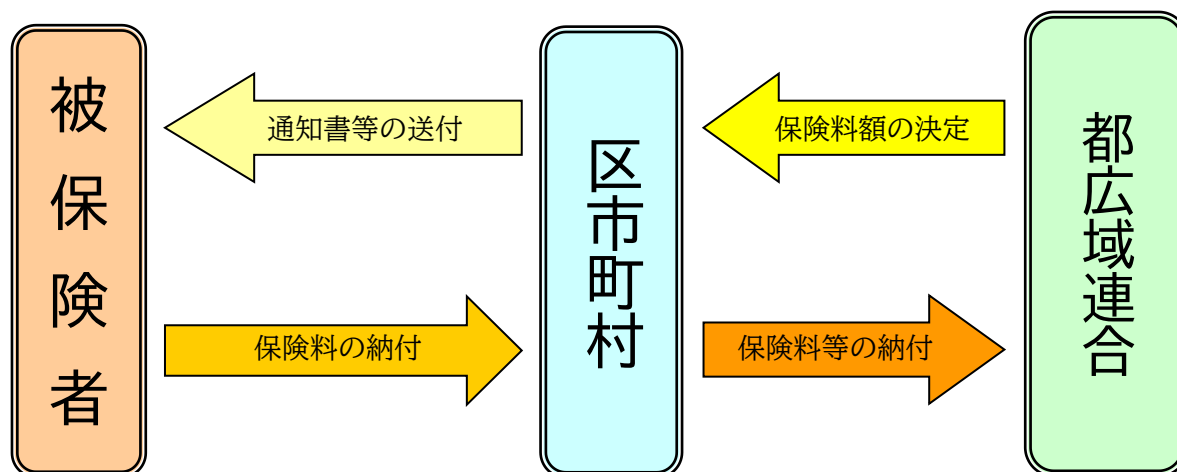
- 都広域連合が運営主体となり、区市町村と事務を分担して運営します。被保険者と接する窓口業務等は、主に区市町村が担っています。
- 財源は、患者負担を除き、公費（約5割）、現役世代からの支援（約4割）、被保険者の保険料（約1割）で構成します。
- 現役世代からの支援は、国民健康保険、被用者保険の加入者数及び被用者保険の標準報酬総額に応じた支援とします。

財源の構成



都広域連合と区市町村の役割

- 都広域連合の役割
被保険者の認定や保険料・給付の決定など制度の運営全般を行います。
- 区市町村の役割
資格の管理、保険料の月割計算、収納事務、給付の申請受付などの事務を行います。



1 被保険者

内 容

(1) 被保険者の範囲

港区内に住所のある 75 歳以上の人 (3 か月以上の在留期間がある外国人も含みます。)

また、65 歳以上 75 歳未満で一定の障害がある場合は、都広域連合に申請し認定された人も対象になります。なお、道府県に転出した場合でも、新住所が特別養護老人ホーム等である場合は、住所地特例に該当し、引き続き被保険者となります。ただし、生活保護受給者は被保険者になりません。

(2) 負担割合

医療機関の窓口で支払う医療費の一部負担金の割合は 1 割、2 割又は 3 割です。

一部負担金の割合は、前年の所得が確定した毎年 8 月 1 日に見直します。

負担割合	条 件
1 割	同じ世帯の後期高齢者医療制度の被保険者全員の住民税課税所得がいずれも 28 万円未満の場合又は下記①に該当するが②には該当しない場合
2 割	以下の①②の両方に該当する場合 ①同じ世帯の後期高齢者医療制度の被保険者の中に住民税課税所得が 28 万円以上 145 万円未満の人がいる ②「年金収入」＋「その他の合計所得金額」の合計額が ・被保険者が 1 人・・・・・・・・・・200 万円以上 ・被保険者が 2 人以上・・・・・・合計 320 万円以上
3 割	同じ世帯の後期高齢者医療制度の被保険者の中に住民税課税所得が 145 万円以上の人がいる場合

住民税非課税世帯の人は、上記に関わらず 1 割負担となります。

※昭和 20 年 1 月 2 日以降生まれの後期高齢者医療被保険者の場合、本人と同世帯の後期高齢者医療被保険者との賦課のもととなる所得の合計額が、210 万円以下であれば 1 割又は 2 割になります。

※住民税課税所得が 145 万円以上で負担割合が 3 割と判定されても、収入額が以下の条件を満たすと、1 割又は 2 割になります。

- ・被保険者が 1 人の世帯は前年の収入が 383 万円未満、又は同一世帯の 70 歳以上 75 歳未満の人の前年の収入を合算して 520 万円未満の場合です。
- ・被保険者が複数の世帯は前年の収入を合算して 520 万円未満の場合です。

根拠法令等

高齢者の医療の確保に関する法律

高齢者の医療の確保に関する法律施行令

高齢者の医療の確保に関する法律施行規則

東京都後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例

港区後期高齢者医療に関する条例

港区後期高齢者医療に関する条例施行規則

開始時期

平成 20 年 4 月

実績表

被保険者数

(単位：人)

年度	被保険者数 ※カッコ内は障害認定（再掲）	負担割合内訳		
		1 割	2 割	3 割
元	22,200 (84)	16,064		6,136
2	22,230 (88)	16,043		6,187
3	22,864 (80)	16,550		6,314
4	23,781 (78)	12,683	4,370	6,728
5	※24,652 (73)	13,089	4,462	7,100

※負担区分が未判定の被保険者については、負担区分割合別の人数に集計されません。

2 保険料

(1) 賦課

保険料は前年の所得に応じて各被保険者が負担します。

保険料額の決定は都広域連合が行い、月割計算や特別徴収と普通徴収の振分け、保険料通知の発送等は区が行います。

保険料（令和 6・7 年度）

- ・年間保険料：均等割額（47,300 円）＋所得割額（賦課のもととなる所得金額×9.67%※1）
- ・賦課限度額：800,000 円※2
- ・確定賦課日：7 月 1 日
- ・令和 6 年度のための激変緩和措置

※1 所得割率については 2 段階方式になります。

賦課のもととなる所得金額 58 万円以下…8.78%

賦課のもととなる所得金額 58 万円超……9.67%

※2 次の方は賦課限度額が 73 万円になります。

ア 昭和 24 年 3 月 31 日以前に生まれた方

イ 障害認定の方（一部を除く）

(2) 軽減措置と激変緩和措置

ア 被保険者本人及び世帯主の前年の所得に応じ保険料の所得割額・均等割額が軽減されます。

イ 後期高齢者医療制度の加入前日まで被用者保険の被扶養者だった人は、制度加入から 2 年を経過する月まで保険料が軽減されます。

(3) 減額・免除

災害や特別の事情により、著しくその生活が困難になり、保険料の納付ができなくなった場合、申請により減額又は免除します。ただし、一定の要件があります。

(4) 保険料の徴収

ア 保険料の納付方法

介護保険料と同様に、原則として年金からの天引き（特別徴収）になります。

ただし、年金の年額が 18 万円未満の場合や後期高齢者医療保険料と介護保険料の合算額が年金受給額の 1／2 を超える場合等は、納付書や口座振替で納めていただく普通徴収になります。また、特別徴収中止の申し出をした場合は、口座振替による普通徴収になります。

イ 納期

毎月末日

根拠法令等

高齢者の医療の確保に関する法律

東京都後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例

港区後期高齢者医療に関する条例

実 績 表

保険料調定収納状況

年 度	区 分	調定額 (円)	収納額 (円)	還付未済額 (円)	不納欠損額 (円)	未収額 (円)	収納率 (%)
元	現年分	3,454,207,600	3,391,177,200	6,157,000	0	63,030,400	98.18
	特別徴収	713,086,000	713,086,000	3,944,800	0	0	100.00
	普通徴収	2,741,121,600	2,678,091,200	2,212,200	0	63,030,400	97.70
	滞納繰越分	86,343,500	27,779,900	300,900	23,115,500	35,448,100	32.17
2	現年分	3,541,623,100	3,491,177,700	4,319,100	0	50,445,400	98.58
	特別徴収	739,097,000	739,097,000	2,950,700	0	0	100.00
	普通徴収	2,802,526,100	2,752,080,700	1,368,400	0	50,445,400	98.20
	滞納繰越分	97,525,400	35,208,300	26,200	26,891,600	35,425,500	36.10
3	現年分	3,560,391,000	3,500,384,800	4,671,800	0	60,006,200	98.31
	特別徴収	742,737,800	742,737,800	2,988,500	0	0	100.00
	普通徴収	2,817,653,200	2,757,647,000	1,683,300	0	60,006,200	97.87
	滞納繰越分	85,933,000	22,032,800	47,100	26,643,900	37,256,300	25.64
4	現年分	3,993,394,100	3,926,645,650	4,927,800	6,700,900	60,047,550	98.33
	特別徴収	788,575,200	788,575,200	2,948,000	0	0	100.00
	普通徴収	3,204,818,900	3,138,070,450	1,979,800	6,700,900	60,047,550	97.92
	滞納繰越分	96,854,900	35,093,800	44,900	38,579,100	23,182,000	36.23
5	現年分	4,171,387,600	4,100,933,500	5,467,100	0	70,454,100	98.31
	特別徴収	802,417,600	802,417,600	3,612,600	0	0	100.00
	普通徴収	3,368,970,000	3,298,515,900	1,854,500	0	70,454,100	97.91
	滞納繰越分	81,835,850	30,007,250	177,900	14,445,700	37,382,900	36.67

※収納額は還付未済額を除いた数値です。

保険料均等割額軽減の状況

各年度5月末現在（単位：人）

軽減区分	元年度	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度
8 割軽減	4,226				
7 割軽減		4,177	8,000	8,342	8,592
8.5 割軽減	3,485				
7.75 割軽減		3,602			
5 割軽減	1,444	1,485	1,572	1,692	1,787
2 割軽減	1,353	1,376	1,446	1,545	1,681
被用者保険の被扶養者 5 割軽減	136	139	150	158	169
合計	10,644	10,779	11,168	11,737	12,229

※被用者保険の被扶養者でも低所得による均等割額の軽減に該当する場合は、軽減割合の高い方が優先されるため、軽減割合の高い区分にカウントされています。

※被用者保険の被扶養者軽減は、令和元年度以降、加入から2年間となりました。

3 医療給付

内 容

被保険者が病気やけがをしたとき、病院や診療所などの保険医療機関等に「マイナンバーカード」又は、「被保険者証」を提示し、一部負担金を支払うことで療養の給付が受けられます（マイナンバーカードを保険証として利用するためには、初回のみマイナポータルなどから登録が必要です。）。

被保険者証は、令和6年12月2日以降は新規の発行をしないため、マイナンバーカードによりオンライン資格確認を受けることが出来ない状況にある被保険者には資格確認書を発行することとなりました。

給付に関しては、都広域連合が行います。補装具や海外療養費等の現金給付についても、申請は区で受け付け、後日都広域連合から支給されます。

根拠法令等

高齢者の医療の確保に関する法律

高齢者の医療の確保に関する法律施行令

東京都後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例施行規則

(1) 特定疾病療養受療証

厚生労働大臣が指定する特定疾病（先天性血液凝固因子障害の一部、人工透析が必要な慢性腎不全、血液凝固因子製剤の投与に起因するHIV感染症）の場合、「特定疾病療養受療証」の交付を受けると1つの医療機関につき自己負担限度額（月額）が1万円になります。

(2) 限度額適用・標準負担額減額認定証

非課税世帯の被保険者は、申請すると入院の際に食事代の減額と保険適用の医療費の自己負担限度額が適用される「限度額適用・標準負担額減額認定証」の交付を受けることができます。

一般病床に入院したときの標準負担額（一食あたりの食事代）

現役並み所得・一般		460 円
低所得Ⅱ	90 日以内の入院 (過去 12 か月の入院日数)	210 円
	90 日を超える入院 (過去 12 か月の入院日数)	160 円
低所得Ⅰ		100 円

※低所得Ⅱは世帯の全員が住民税非課税である人のうち、低所得Ⅰに該当しない人です。

※低所得Ⅰは世帯の全員が住民税非課税であって、世帯の所得が一定基準以下の人及び老齢福祉年金受給者です。

(3) 限度額適用認定証

負担割合が3割の人の内、平成30年8月から同じ世帯の後期高齢者医療被保険者全員の住民税課税所得がいずれも690万円未満の人は、申請すると保険適用の医療費の自己負担限度額が適用される「限度額適用認定証」の交付を受けることができます。

実 績 表

特定疾病療養受療証の交付状況

(単位：件)

年度	元	2	3	4	5
交付件数	47	46	31	41	41

限度額適用・標準負担額減額認定証の交付状況 (単位：件)

年度	元	2	3	4	5
交付件数	4,126	6,476	6,496	6,432	6,071

限度額適用認定証の交付状況 (単位：件)

年度	元	2	3	4	5
交付件数	493	588	759	804	836

4 高額療養費

内 容

1 か月の医療費が自己負担限度額を超えた場合、超えた分が払い戻されます。該当する場合には都広域連合から被保険者に申請書が送られます。

自己負担限度額

所得区分	外来（個人単位）	外来＋入院（世帯単位）
現役並み所得Ⅲ 課税所得 690 万円以上	252,600 円＋（総医療費－842,000 円）× 1 % 年 4 回以上該当がある場合、4 回目以降 140,100 円	
現役並み所得Ⅱ 課税所得 380 万円以上	167,400 円＋（総医療費－558,000 円）× 1 % 年 4 回以上該当がある場合、4 回目以降 93,000 円	
現役並み所得Ⅰ 課税所得 145 万円以上	80,100 円＋（総医療費－267,000 円）× 1 % 年 4 回以上該当がある場合、4 回目以降 44,400 円	
一 般 Ⅱ	6,000 円＋（総医療費－30,000 円）× 10 % または 18,000 円のいずれか低い方 （年間限度額 144,000 円）	57,600 円 年 4 回以上該当がある場合、 4 回目以降 44,400 円
一 般 Ⅰ	18,000 円 （年間限度額 144,000 円）	57,600 円 年 4 回以上該当がある場合、 4 回目以降 44,400 円
低 所 得 Ⅱ （住民税非課税世帯）	8,000 円	24,600 円
低 所 得 Ⅰ （住民税非課税世帯 で所得が ³ 一定以下）		15,000 円

根拠法令等

高齢者の医療の確保に関する法律

高齢者の医療の確保に関する法律施行令

東京都後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例施行規則

5 高額介護合算療養費

内 容

1 年間（毎年 8 月 1 日～翌年 7 月 31 日）の後期高齢者医療制度と介護保険の自己負担額の世帯での合算額（高額療養費又は高額介護サービス費として支給された額を差し引いた額）が自己負担限度額を超えた場合、超えた額が高額介護合算療養費として支給されます。

自己負担限度額

令和4年度分（令和4年8月～令和5年7月）

所得区分	後期高齢者医療制度と介護保険 世帯単位の自己負担限度額（年額）
現役並み所得Ⅲ 課税所得 690 万円以上	212 万円
現役並み所得Ⅱ 課税所得 380 万円以上	141 万円
現役並み所得Ⅰ 課税所得 145 万円以上	67 万円
一 般 Ⅱ	56 万円
一 般 Ⅰ	56 万円
低 所 得 Ⅱ （住民税非課税世帯）	31 万円
低 所 得 Ⅰ （住民税非課税世帯 で所得が一定以下）	19 万円

根拠法令等

高齢者の医療の確保に関する法律

高齢者の医療の確保に関する法律施行令

東京都後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例施行規則

6 葬祭費の支給

内 容

港区の後期高齢者医療制度に加入している人が死亡したとき、その人の葬儀を行った人に葬祭費及び葬祭給付金 7 万円を支給します。ただし、事由が発生した時から 2 年で時効となります。

根拠法令等

東京都後期高齢者医療広域連合と港区との間における葬祭費の事務委託に関する規約

港区後期高齢者医療被保険者に係る葬祭給付金支給要綱

港区後期高齢者医療葬祭費の支給事務に関する規則

開 始 時 期

平成 20 年 4 月

実 績 表

葬祭費執行状況

年度	件数（件）	金額（万円）
元	1,018	7,126
2	1,067	7,469
3	1,048	7,336
4	1,160	8,120
5	1,072	7,504

7 新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金

内 容

後期高齢者医療制度に加入している被用者のうち、新型コロナウイルス感染症に感染した、又は発熱等の症状があり感染を疑われ、療養のため労務に服することができない人に対し傷病手当金を支給します。

根拠法令等

高齢者の医療の確保に関する法律

東京都後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例

8 保健事業

(1) 無料健康相談

内 容

被保険者の健康保持と健康管理のため、区内医師会、歯科医師会、薬剤師会の協力を得て健康相談を実施しています。

期間 6月1日～6月30日、11月1日～12月31日

※令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、6月は中止しました。

根拠法令等

港区国民健康保険及び後期高齢者医療制度無料健康相談実施要領

開始時期

昭和60年度

実績表

相談件数

(単位：件)

区分 年度	内科	歯科	薬局	計
元	109	459	247	815
2	41	224	138	403
3	88	441	268	797
4	100	409	216	725
5	197	405	173	775

(2) 基本健診

内 容

生活習慣病の早期発見・早期治療を目的とし、被保険者の健康管理に役立てるため、港区医師会に委託し、基本健診を実施しています。

ア 対象者

後期高齢者医療制度加入者

イ 実施期間

7月1日～11月30日

※令和2年度は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、実施期間を8月1日～11月30日までに変更しました。

ウ 実施場所

港区医師会所属の健康診査実施医療機関

エ 実施方法

「基本健康診査受診券」「港区健康診査・がん検診のご案内」を他の受診券とともに上記アの対象者に郵送します。対象者は、健康診査実施医療機関に電話等で健診日を予約し、同封の書類の外に「後期高齢者医療被保険者証」を持参の上、受診します。受診にあたっては、「生活機能評価受診票（要介護・要支援認定ありの人以外）」「後期高齢者の質問票」に記入します。

オ 検査項目

◆基本的な健診（必須項目）・・・全員に行います。

問診 血中脂質検査 血糖検査 肝機能検査 尿検査、身体測定、血圧測定

◆詳細な健診・・・医師が必要とした人に行います。

貧血検査 心電図検査 眼底検査

カ 結果の説明

健診結果は、受診医療機関が受診者に説明します。

根拠法令等

高齢者の医療の確保に関する法律
東京都後期高齢者医療広域連合健診事業実施要綱
東京都後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例
港区基本健康診査事業実施要綱

開始時期

平成20年7月1日

実績表

基本健診受診状況

年度	(A) 被保険者総数 (人)	(B) 受診者数 (人)	(B/A) 受診率 (%)
元	22,200	8,939	40.27
2	22,230	8,071	36.31
3	22,864	8,448	36.95
4	23,781	8,642	36.34
5	24,652	8,895	36.08

(3) 保養施設

内容

被保険者の健康保持・増進と保養を目的として、保養施設を開設しています。

開始時期

夏季保養施設 昭和55年7月
秋季保養施設 平成21年8月

実績表

夏季・秋季保養施設の利用状況

(単位 件数：件，延人数：人)

区 分		宿泊施設（夏季）				宿泊施設（秋季）	
所 在 地		静岡県 伊豆の国市		神奈川県 湯河原町		静岡県 伊東市	
借 上 げ 施 施 設		ホテル天坊 5 人×2 部屋		おんやど恵 5 人×2 部屋		青山やまと 5 人×1 部屋	
開設期間		令和 5 年 7 月 20 日～8 月 28 日（40 日間）				令和 5 年 9 月 1 日～ 10月31日（61日間）	
利用実績 （※1）	年度	件数	延人数	件数	延人数	件数	延人数
	元	37	99	44	126	109	192
	2	38	95	49	131	86	150
	3					43	80
	4	46	111	42	116	81	155
	5	45	120	52	142	74	151
利用料金		大人（1泊2食）サービス料・消費税込み 7,150 円（※2） 小人料金等あり				被保険者（1泊2食） サービス料・消費税込み 5,060 円（※2） 付添人、小人料金等あり	

(※1) 令和3年度は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、夏季保養施設は事業中止、秋季保養施設は9月を中止しました。

(※2) 令和2年度から、利用料金を変更しました。

9 趣旨普及

概 要

将来にわたって安定的で持続可能な医療制度の実現、被保険者・若年者等の理解と信頼を基礎とした円滑な後期高齢者医療制度の運営、高齢者の生活の質の維持・向上を図るため、趣旨の普及に取り組みます。

被保険者の健康維持増進を支援するために、「長寿だより」を毎年6月に発行しています。

実 績 表

発送件数

(単位：件)

年度 \ 区分	発送件数
元	21,651
2	22,152
3	21,894
4	22,816
5	23,651

補助金等 有 ・ 無				備 考	
---------------	--	--	--	-----	--

心身障害者医療費の助成（障制度）		所管課	各総合支所区民課 国保年金課			
概要						
心身障害者の保健向上と福祉の増進を図ることを目的として、東京都が実施する制度です。申請書受理、受給者証交付、医療費の支払事務については、特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例に基づき港区が行っています。						
内容						
(1) 対象要件						
次の全ての要件に該当する人が対象となります。						
① 港区内に住所がある人						
② 身体障害者手帳１・２級の人若しくは３級の内部障害（心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸・肝臓・ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能障害）の人、愛の手帳１・２度の人、又は精神障害者保健福祉手帳１級の人						
③ 国民健康保険、社会保険又は後期高齢者医療制度に加入している人						
④ 年齢が６５歳未満の人（ただし、６５歳以上の人で、平成１２年８月３１日現在、障受給者証を持っていた人等は対象になります。）						
⑤ 前年の所得が東京都で定める基準額以下の人						
障医療費助成対象者所得基準額表（令和５年９月１日現在）						
扶養親族等の数	０人	１人	２人	３人	４人	５人
本人所得（千円）	3,604	3,984	4,364	4,744	5,124	5,504
※20歳未満の人は、その人の加入する保険の世帯主等の所得で算定します。 （ただし、本人が世帯主等の場合は本人所得で算定します。）						
(2) 助成対象期間						
9月１日から翌年の８月３１日まで（毎年９月１日に更新）						
(3) 診察を受けるとき						
保険医療機関等で診察を受けるときは、「健康保険証」と「障受給者証」を一緒に提示し一部負担金を支払います。住民税非課税の人は入院時の食事代（標準負担額）のみ支払います。						
① 一部負担金（住民税が課税されている人のみ）						
原則、定率１割負担となっています。ただし、１か月に支払う自己負担の上限が定められています。医療機関で１か月の自己負担限度額を超えて支払った場合には、高額医療費として差額を支給します。						

(令和6年4月1日現在)

	一部負担金	1か月の自己負担限度額	
		外来	入院
住民税課税者	1割	18,000円 (年間上限額144,000円)	57,600円 (年4回目以降44,400円)
住民税非課税者	負担なし		

※**②**制度を取り扱っていない保険医療機関等で診察を受けたときは、いったん健康保険の自己負担分を支払い、区へ償還払いの手続をします。

② 標準負担額（入院時の食事代）

1食につき460円（令和6年6月1日以降は490円）

住民税非課税世帯に属する人は、加入している健康保険に申請することにより減額認定を受けることができます。

根拠法令等

心身障害者の医療費の助成に関する条例

特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例

開始時期

昭和49年7月1日

実績表

対象者数

(単位：人)

年度	元	2	3	4	5
加入医療保険					
後期高齢者医療制度加入者	180	173	163	170	182
国民健康保険加入者	705	678	668	659	659
上記以外の健康保険加入者	416	427	421	410	401
合 計	1,301	1,278	1,252	1,239	1,242

償還払い

年度	元	2	3	4	5
区分					
助成件数（件）	1,605	1,417	1,215	1,399	1,008
支払金額（千円）	11,589	9,736	8,998	9,925	11,299

補助金等 ⑦ ・ 無	国負担割合 —	都負担割合 都基準による	区負担割合 —	補助金名等	心身障害者医療費助成都扶助費
----------------------	------------	-----------------	------------	-------	----------------

国民年金	所管課	各総合支所区民課														
		国保年金課														
概要 国民年金制度は、日本国憲法第 25 条第 2 項（社会福祉・社会保障の向上・増進）の理念に基づき、老齢、障害、死亡によって生活の安定が損なわれることを国民の共同連帯によって防止し、健全な国民生活の維持、向上を図ることを目的として、昭和 36 年に発足しました。 国民年金は当初、厚生年金や共済組合等に参加していない自営業者等を対象としていましたが昭和 61 年 4 月から、基礎年金のかたちで全ての人に拡大されて、被用者年金の被保険者及びその配偶者も国民年金の被保険者となりました。 さらに平成 3 年 4 月から、20 歳以上の学生も国民年金への加入が義務づけられて、現在に至っています。 国民年金は老齢・障害になったときや、死亡したときに全ての人に共通する基礎的な年金給付として「基礎年金」の支給を行います。この他、国民年金独自の給付として、「付加年金」、「寡婦年金」等があります。 また、国民年金制度発足時すでに高齢に達していて、年金を受ける条件に該当しなかった人が受ける老齢福祉年金があり、平成 17 年 4 月から、特別障害給付金の制度が施行されました。 内容 1 国民年金の被保険者 国民年金の被保険者資格の取得、喪失、種別変更等は、各被保険者が自主的に届出を行うのが原則ですが、必要に応じて日本年金機構が文書等による勧奨事務を行っています。 （被保険者の種別） <table><tr><td>(1) 第 1 号被保険者</td><td>日本国内に住んでいる自営業者や学生等で、20 歳以上 60 歳未満の人（社会保障協定に基づき相手国から発行された適用証明書を提示した人、医療滞在ビザや観光保養を目的とするロングステイビザの外国人を除く。）</td></tr><tr><td>(2) 第 2 号被保険者</td><td>会社員や公務員などの厚生年金加入者（65 歳以上で老齢又は退職を支給事由とする年金の受給権を有する人を除く。）</td></tr><tr><td>(3) 第 3 号被保険者</td><td>第 2 号被保険者の被扶養配偶者で、20 歳以上 60 歳未満の人（原則として日本国内に住所を有するもの）</td></tr><tr><td>(4) 任意加入被保険者</td><td></td></tr><tr><td>①</td><td>海外に住んでいる日本人で、20 歳以上 65 歳未満の人</td></tr><tr><td>②</td><td>日本国内に住所のある 60 歳以上 65 歳未満の人</td></tr><tr><td>③</td><td>昭和 40 年 4 月 1 日以前に生まれた人で、受給資格期間を満たしていない 65 歳以上 70 歳未満の日本国内に住んでいる人</td></tr></table>			(1) 第 1 号被保険者	日本国内に住んでいる自営業者や学生等で、20 歳以上 60 歳未満の人（社会保障協定に基づき相手国から発行された適用証明書を提示した人、医療滞在ビザや観光保養を目的とするロングステイビザの外国人を除く。）	(2) 第 2 号被保険者	会社員や公務員などの厚生年金加入者（65 歳以上で老齢又は退職を支給事由とする年金の受給権を有する人を除く。）	(3) 第 3 号被保険者	第 2 号被保険者の被扶養配偶者で、20 歳以上 60 歳未満の人（原則として日本国内に住所を有するもの）	(4) 任意加入被保険者		①	海外に住んでいる日本人で、20 歳以上 65 歳未満の人	②	日本国内に住所のある 60 歳以上 65 歳未満の人	③	昭和 40 年 4 月 1 日以前に生まれた人で、受給資格期間を満たしていない 65 歳以上 70 歳未満の日本国内に住んでいる人
(1) 第 1 号被保険者	日本国内に住んでいる自営業者や学生等で、20 歳以上 60 歳未満の人（社会保障協定に基づき相手国から発行された適用証明書を提示した人、医療滞在ビザや観光保養を目的とするロングステイビザの外国人を除く。）															
(2) 第 2 号被保険者	会社員や公務員などの厚生年金加入者（65 歳以上で老齢又は退職を支給事由とする年金の受給権を有する人を除く。）															
(3) 第 3 号被保険者	第 2 号被保険者の被扶養配偶者で、20 歳以上 60 歳未満の人（原則として日本国内に住所を有するもの）															
(4) 任意加入被保険者																
①	海外に住んでいる日本人で、20 歳以上 65 歳未満の人															
②	日本国内に住所のある 60 歳以上 65 歳未満の人															
③	昭和 40 年 4 月 1 日以前に生まれた人で、受給資格期間を満たしていない 65 歳以上 70 歳未満の日本国内に住んでいる人															

各年度末現在被保険者数の推移

(単位：人)

年 度	元	2	3	4	5
第1号被保険者	38,497	38,043	37,743	38,216	38,342
任意加入被保険者	965	960	1,024	1,058	1,176
合計	39,462	39,003	38,767	39,274	39,518

※第3号被保険者は、配偶者の勤務先を通じて年金事務所への届出のため数値はありません。

2 保険料

第1号被保険者と任意加入被保険者は、個人が保険料を納付し、第3号被保険者については、厚生年金が拠出金として負担しています。

- (1) 保 険 料 年金の保険料は定額制となっています。
月額 16,520 円（令和5年度）
月額 16,980 円（令和6年度）
 - (2) 納付方法 原則として毎月納付ですが、割引のある前納制度もあります。
納付方法は、納付書で金融機関・郵便局・コンビニエンスストア等で払い込む方法と、口座振替、クレジットカード払い、電子納付、スマートフォンアプリ納付があります。
 - (3) 時 効 保険料は、納期限から2年を過ぎると時効により納付できなくなります。
 - (4) 免除制度 所得が少なく、保険料を納めるのが困難な人に、保険料の免除制度があります。
法定免除…公的年金制度による障害年金受給者、生活保護法による生活扶助受給者等は、届出により免除されます。
申請免除…経済的事情などで納付が困難なとき、本人・配偶者・世帯主の所得が一定以下の場合、申請をして承認を受けると所得に応じて保険料の全額・3／4・半額・1／4が免除されます。
 - (5) 学生納付特例 学生で、本人の所得が一定以下の場合、申請により納付が猶予されます。
 - (6) 納付猶予 50歳未満の人については、同居している世帯主の所得にかかわらず、本人と配偶者の所得が一定以下の場合、申請により納付が猶予されます。
 - (7) 産前産後期間免除制度 出産予定日又は出産日が属する月の前月から4か月間（多胎妊娠の場合は、出産予定日又は出産日が属する月の3か月前から6か月間）、所得にかかわらず届出により免除されます。
- ※（4）、（5）、（6）の制度が承認された期間の保険料は、後から納付（追納）することによって、老齢基礎年金の年金額を増やすことができます。追納できるのは、追納が承認された月の前10年以内の期間に限られます。

保険料及び各年度末現在免除承認者数の推移

年 度	元	2	3	4	5
定額保険料 月額（円）	16,410	16,540	16,610	16,590	16,520
付加保険料 月額（円）	400	400	400	400	400
免除 法定免除（人）	1,112	1,148	1,179	1,284	1,290
一般免除 学生納付特例（人）	8,317	10,073	10,395	10,980	11,210
免除率（％）	24.5	29.5	30.7	32.1	32.6
産前産後免除（人）	66	39	34	36	45
産前産後免除率（％）	0.2	0.1	0.1	0.1	0.1

3 給付の種類と金額

（令和6年4月1日現在）

年金の種類	受給要件	年金額
老齢基礎年金	保険料を納めた期間、免除された期間、厚生年金や共済組合の加入期間などを合算して10年以上ある人が65歳から受給できます。	令和6年度満額 816,000円（昭和31年4月2日以後に生まれた人） 813,700円（昭和31年4月1日以前に生まれた人） 保険料を納めた月数＋（保険料全額免除月数×1/2） ＋（4分の3免除月数×5/8）＋（半額免除月数×3/4） ＋（4分の1免除月数×7/8） 480月 （昭和16年4月1日以前生まれは300～468月） ※上記は平成21年4月1日から国庫負担割合が2分の1に引き上げられた計算式です。
障害基礎年金	国民年金の加入者が病気やけがで障害者になったとき受給できます。また、20歳前の病気やけがで障害者となった人も20歳になると受給できます。	1級 1,020,000円（昭和31年4月2日以後に生まれた人） 1,017,125円（昭和31年4月1日以前に生まれた人） 2級 816,000円（昭和31年4月2日以後に生まれた人） 813,700円（昭和31年4月1日以前に生まれた人） 18歳未満（18歳の誕生日後の3月31日までを含みます。）の子がいるときは加算額があります。2人目までは、各234,800円、3人目以降は、各78,300円を加算します。
遺族基礎年金	国民年金の加入者又は老齢基礎年金の受給資格期間が25年以上ある人が亡くなったとき、18歳（18歳の誕生日後の3月31日までを含みます。）未満の子と生活している配偶者が受給できます。	1,050,800円（昭和31年4月2日以後に生まれた人） 1,048,500円（昭和31年4月1日以前に生まれた人） 子が2人以上いるときは、2人目から子の加算額を加えます。2人目の子は234,800円、3人目以降は、1人につき78,300円を加算します。
	国民年金の加入者又は老齢基礎年金の受給資格期間が25年以上ある父や母が亡くなり、18歳（18歳の誕生日後の3月31日までを含みます。）未満の子だけが残されたとき受給できます。	816,000円 子が2人以上いるときは、2人目から子の加算額を加えます。2人目の子は234,800円、3人目以降は、1人につき78,300円を加算します。

特別障害給付金：平成3年3月以前の学生、昭和61年3月以前の被用者年金加入の配偶者で国民年金任意加入対象であり、任意加入していなかった人のうち、当該期間内に初診日があり、現在、障害年金1、2級相当の障害に該当する場合、1級：55,350円、2級：44,280円（月額）が支給されます。

年金生活者支援給付金（令和元年10月施行）：公的年金等の収入や所得が一定基準以下の対象者に年金とは別に支給されます。老齢、補足的な老齢、障害、遺族の4つの種類があります。65歳以上で住民税非課税世帯の老齢基礎年金受給者、障害基礎年金又は遺族基礎年金の受給者が対象です。給付額は次のとおり種類により異なります。①老齢年金生活者支援給付金及び②補足的な老齢年金生活者支援給付金：5,310円（月額）を基準に保険料を納付した期間等により異なります。③障害年金生活者支援給付金：障害等級1級6,638円（月額）、2級5,310円（月額）④遺族年金生活者支援給付金：5,310円（月額）

国民年金の独自給付

年金の種類	受 給 要 件	年 金 額
付 加 年 金	付加保険料（月 400 円）を納めた人が老齢基礎年金と合わせて受給できます。	200 円×付加保険料を納めた月数
寡 婦 年 金	老齢基礎年金を受ける資格期間のある夫（婚姻期間が10年以上）が亡くなったとき、妻が 60 歳から 65 歳になるまでの間受給できます。	夫が受けられた老齢基礎年金の 3/4
死 亡 一 時 金	保険料を 36 月以上納めた人が年金を受けずに亡くなったとき、生計を同一にしていた遺族が受給できます。	第1号被保険者として保険料を納めた期間に応じ 120,000 円～ 320,000 円、付加保険料を 36 月以上納めていたときは、8,500 円が加算されます。

各年度末現在受給権者数の推移

（単位：人）

区分 年度	老年	通算老齢	障害	母子	遺児	寡婦	基礎年金			合計
							老齢	障害	遺族	
元	1,084	597	33	0	0	17	38,754	2,084	268	42,837
2	882	493	32	0	0	16	39,038	2,151	289	42,901
3	810	428	30	0	0	15	39,250	2,197	313	43,043
4	730	354	29	0	0	11	39,444	2,288	314	43,170
5	680	298	26	0	0	11	39,841	2,378	298	43,532

※寡婦・基礎年金以外はいずれも旧国民年金法による給付です。

老齢福祉年金

年金の種類	受 給 要 件	年 金 額
老齢福祉年金	明治 44 年 4 月 1 日以前に生まれた人などが 70 歳に達したとき受給できます（老齢年金を受けている人は該当しません。）。	年 額 416,900 円

各年度末現在老齢福祉年金受給者数

（単位：人）

区分 年度	全額支給	一部支給	全額支給停止	合計
元	0	0	6	6
2	0	0	6	6
3	0	0	6	6
4	0	0	6	6
5	0	0	6	6

根拠法令等

国民年金法

年金生活者支援給付金の支給に関する法律

補助金等 ① ・ 無	国負担割合 国基準による	都負担割合 －	区負担割合 －	補助金名等	国民年金事務費交付金 年金生活者支援給付金支給業務 市町村事務取扱交付金
---------------	-----------------	------------	------------	-------	--

複数課に共通する事業

（保健福祉支援部内の複数課に共通する事業をまとめて掲載しています。）

コミュニティバス乗車券の発行	所管課	各総合支所区民課
		高齢者支援課・障害者福祉課・生活福祉調整課・子ども若者支援課

目 的

高齢者、障害者、妊産婦、生活保護世帯等に対し、港区コミュニティバスの乗車券を発行して乗車運賃を助成することにより、社会参加の機会を増やし、福祉の向上を図ります。

事業内容

(1) 対 象

区内に住所を有し、以下いずれかに該当する人

- ① 70 歳以上の人
- ② 都営交通無料乗車券を所持している人
- ③ 身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳、戦傷病者手帳、被爆者健康手帳を所持している人
- ④ 難病等医療費助成を受けている人
- ⑤ 児童扶養手当証書を所持している人
- ⑥ ひとり親家庭等医療費助成を受けている人
- ⑦ 妊産婦
- ⑧ 3 歳未満の子がいる、区が定める所得基準内（※）の世帯の保護者 1 人

※所得基準表

扶養親族等人数	所得基準
0 人	世帯の生計を維持する保護者の所得額が、192 万円未満
1 人	世帯の生計を維持する保護者の所得額が、230 万円未満
2 人以上	世帯の生計を維持する保護者の所得額が、230 万円に扶養親族等のうち 1 人を除いた扶養親族等又は児童 1 人につき 38 万円を加算した額未満

(2) 費用負担 無料（※1）

根拠法令等

港区コミュニティバス乗車券の発行及び利用助成要綱

開始時期

平成 16 年 10 月

実 績 表

発行の状況

(単位：枚)

区分 \ 年度			元	2		3	4	5
				9月まで	10月以降(※1)			
70歳以上	シルバーパス所持者		12,257	379	16,153	18,139	19,067	19,977
	シルバーパス不所持者	住民税課税	1,411	70				
		住民税非課税	1,391	129				
障害者等(※2)			3,806	3,527		3,871	3,899	4,271
妊産婦等(※3)			6,786	6,322		5,890	5,780	5,704
生活保護世帯等			478	583		424	461	453

(※1)令和2年10月以降はシルバーパスの所持にかかわらず、70歳以上の人は全員無料に制度を変更しました。

(※2)障害者等とは、身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳、戦傷病者手帳及び被爆者健康手帳の交付を受けている人並びに難病等医療費助成を受けている人です。

(※3)妊産婦等とは、妊産婦、児童扶養手当証書所持者、ひとり親家庭等医療費助成を受けている人、3歳未満の子がいる区が定める所得基準内の人です。

補助金等有・ 				備考	
--	--	--	--	----	--

高齢者・身体障害者等 事業者方式救急通報システム	所管課	各総合支所区民課 高齢者支援課・障害者福祉課
目 的 高齢者及び身体障害者、難病り患者が家庭内で病気や火災などの緊急事態に陥ったとき又は一定時間人の動きが感じられないときに、専門の警備員が出動して安否の確認、救助等を行って生活の安全を確保します。 事業内容 (1) 対 象 区内に住所を有し、以下のいずれかに該当する人 ① 在宅で生活する65歳以上のひとり暮らし又は65歳以上の高齢者のみの世帯の人 ② 在宅で生活する18歳以上65歳未満の人で、身体障害者手帳1・2級のひとり暮らし等の人及びひとり暮らし等の難病の人 ③ 高齢者民間賃貸住宅入居支援事業（P120）を利用し、紹介を受けた物件に入居が決まった人もしくは協定債務保証会社と債務保証契約を締結した人 ※家族と同居であり、日中長い時間ひとりになり、安否確認が必要な人についても対応しています。 (2) 内 容 遠隔救急ペンダント、コントローラー、火災センサー（熱感知器）、ライフリズムセンサー（生活活動感知器）を一式で設置し、緊急時、火災発生時等の事業者（警備会社）への通報により、専門の警備員が出動します。状況に応じて救急車などの要請を事業者が行います。 (3) 利用者負担 無料 根拠法令等 港区事業者方式救急通報システム事業運営要綱 開始時期 平成13年4月1日		

実績表

(1) 新規設置台数

(単位：台)

年度 区分	元	2	3	4	5
高 齢 者	143	149	203	218	236
障 害 者	2	4	4	1	1

(2) 年度末設置台数

(単位：台)

年度 区分	元	2	3	4	5
高 齢 者	1,075	1,075	1,140	1,169	1,202
障 害 者	15	17	20	19	20

補助金等 ① ・ 無	国負担割合 —	都負担割合 都基準による	区負担割合 事業費－都補助額	補助金名等	高齢者施策推進区市町村包括補助事業補助金 障害者施策推進区市町村包括補助事業等補助金
---------------	------------	-----------------	-------------------	-------	---

高齢者・障害者（児） 徘徊探索支援事業		所管課	各総合支所区民課 高齢者支援課・障害者福祉課		
目 的 認知症による徘徊行動のある高齢者や徘徊行動のある知的障害者（児）等に対し、GPSを利用した位置情報専用探索機による探索サービスを行うことにより、徘徊高齢者や徘徊障害者（児）の早期発見と安全を確保し、介護者の身体的・精神的負担の軽減を図ります。					
事業内容					
(1) 対 象					
① 区内に住所を有し、認知症の徘徊により探索サービスが必要と認められる在宅の65歳以上の高齢者で、位置情報を確認した後、迎えに行くことができる家族等がいる人					
② 中度以上（愛の手帳1～3度）の知的障害者（児）又は自閉症で、探索サービスが必要と認められる在宅の障害者（児）					
(2) 利用者負担					
GPS端末機 月額 500円					
現場急行サービス 1回 3,000円					
根拠法令等					
高 齢 者 港区高齢者徘徊探索支援事業運営要綱					
障 害 者 港区知的障害者（児）徘徊探索支援事業運営要綱					
開始時期					
平成13年4月1日					
実 績 表					
年度末登録者数 (単位：人)					
年度	元	2	3	4	5
高 齢 者	24	14	19	15	9
障 害 者	19	19	19	15	12
補助金等 (有) ・ 無	国負担割合 －	都負担割合 10／10	区負担割合 －	補助金名等	認知症高齢者早期発見等支援ネットワーク事業補助金

高齢者・障害者（児） 紙おむつ給付及びおむつ代の助成	所管課	各総合支所区民課
		高齢者支援課・障害者福祉課

目 的

日常生活で紙おむつを必要とする高齢者及び障害者（児）に紙おむつ等を給付することにより、高齢者等の快適な生活を確保するとともに、介護する家族等の介護負担の軽減を図ります。

なお、医療機関に入院している人等に対しては、おむつ代を助成しています（限度額月額 12,000 円）。

※同じ月に紙おむつの給付とおむつ代助成との併用はできません。

事 業 内 容

(1) 対 象

高齢者： 区内に住所を有する要介護認定又は要支援認定を受け、常時臥床及び失禁状態にある人

障害者： 区内に住所を有する身体障害者手帳 1・2 級、愛の手帳 1・2 度又は精神障害者保健福祉手帳 1 級で、3 歳以上 65 歳未満の人

(2) 給付内容

紙おむつ等の支給対象商品の中から、給付限度の範囲内で選択する方式

(3) 給付方法

委託業者が、月 1 回指定の場所に配送

(4) 利用者負担

月額 500 円

根拠法令等

高 齢 者 港区高齢者紙おむつの給付等に関する要綱

障 害 者 港区重度障害者（児）紙おむつ給付要綱

開 始 時 期

高 齢 者 平成 6 年 4 月 1 日（おむつ代助成は、平成 7 年 4 月 1 日から）

障 害 者 昭和 54 年 5 月 1 日

実 績 表

(1) おむつの給付

延給付人数

（単位：人）

区分 \ 年度	元	2	3	4	5
高 齢 者	22,402	22,718	23,383	24,072	25,537
障 害 者	1,842	1,713	1,749	1,843	1,861

(2) おむつ代の助成

延助成人数

(単位：人)

年度 区分	元	2	3	4	5
高 齢 者	246	228	209	177	199
障 害 者	27	29	25	16	16

補助金等
有 ・ ⑧

備 考

高齢者・障害者（児） 寝具乾燥等消毒	所管課	各総合支所区民課
		高齢者支援課・障害者福祉課

目 的

在宅で生活する寝たきりの高齢者及び寝具の乾燥が困難と認められる障害者（児）が使用している寝具を乾燥等消毒し、臥床環境を改善することにより、福祉の増進を図ります。

事業内容

(1) 対 象

区内に住所を有し、以下のいずれかに該当する人

- ① 在宅で生活する 65 歳以上で、要介護 3 以上の人
- ② 在宅で生活する身体障害者手帳、愛の手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている、寝具の乾燥が困難と認められる人

(2) 実施回数

年 12 回（うち 2 回は水洗い）

(3) 利用者負担

寝 具 1 組（乾燥消毒）	150円
掛布団 1 枚（水洗い消毒）	300円
敷布団 1 枚（水洗い消毒）	300円
毛 布 1 枚（水洗い消毒）	50円

根拠法令等

港区寝具乾燥等消毒事業実施要綱

開 始 時 期

昭和 48 年 6 月 1 日

実 績 表

（単位：人）

年度 延実施人数	元	2	3	4	5
高 齢 者	257	192	269	267	265
障 害 者	836	704	714	725	796

補助金等 有 ・ ⑨				備 考	
---------------	--	--	--	-----	--

高齢者・心身障害者（児） 福祉キャブ	所管課	各総合支所区民課 高齢者支援課・障害者福祉課
目 的 車椅子使用や寝たきりの高齢者及び障害者（児）、又は知的障害者（児）に対し、港区福祉キャブ利用カードを交付し、その乗車料金の一部を補助することにより、社会参加を促進し、福祉の向上を図ります。		
事 業 内 容 (1) 対 象 区内に住所を有し、以下のいずれかに該当する人 ① おおむね 65 歳以上で、一般の交通機関を利用することが困難な人 ② 介護保険の第 2 号被保険者のうち、要介護認定又は要支援認定を受け、一般の交通機関を利用することが困難な人 ③ 65 歳未満で、次の要件に該当する人 ア 身体障害者手帳 下肢・体幹・視覚 1～3 級の人、内部障害 1 級の人、呼吸器機能障害 1・3 級の人 イ 愛の手帳 1・2 度の人 (2) 予約方法 利用者が、原則として利用日の前日までに、運行委託業者に直接申し込みます。 (3) 補助内容 利用者が負担する乗車運賃を普通車タクシー料金と同額にします。 (4) 介助人利用助成 ヘルパー資格を有する介助人を利用した場合、介助人 1 人までの利用料のうち半額を助成します。 (5) 乗車地域 出発地又は到着地が東京 23 区・武蔵野市・三鷹市		
根拠法令等 港区福祉キャブ利用カード交付要綱		
開 始 時 期 昭和 57 年 5 月 1 日		

実 績 表

(1) 延利用件数

(単位：件)

区分 \ 年度	元	2	3	4	5
高 齢 者	5,435	4,303	4,554	4,597	4,015
障 害 者	2,396	1,549	1,895	1,936	2,060

(2) 介助人利用助成件数

(単位：件)

区分 \ 年度	元	2	3	4	5
高 齢 者	167	104	150	93	71
障 害 者	10	2	16	33	10

補助金等 (有) ・ 無	国負担割合 —	都負担割合 都基準による	区負担割合 事業費－都補助費	補助金名等	障害者施策推進区市町村包括補助事業等補助金
-----------------	------------	-----------------	-------------------	-------	-----------------------

緊急移送サービス利用助成事業	所管課	各総合支所区民課																																							
		高齢者支援課・障害者福祉課																																							
目 的 車椅子等を使用する高齢者や障害者が、緊急時に 24 時間対応の民間救急移送サービスを利用する場合に、その費用の一部を助成することにより、高齢者や障害者の在宅生活を支援し、福祉の向上に役立てます。 事 業 内 容 (1) 対 象 港区福祉キャブ利用カード交付者 (2) 利用方法 利用者が福祉キャブ運行委託事業者に直接申し込みます。 (3) 利用者負担 ① 利用料金が 10,000 円以下の場合 利用料金の 30%に相当する額 ② 利用料金が 10,000 円超の場合 3,000 円+10,000 円を超える部分の額 ※移送補助用具（寝台・車椅子・リクライニング式車椅子）の利用料金については、全額助成します。 根拠法令等 港区緊急移送サービス利用助成事業実施要綱 開 始 時 期 平成 17 年 4 月 1 日 実 績 表 (1) 延利用件数 (単位：件) <table border="1"> <tr> <th>年度 区分</th> <th>元</th> <th>2</th> <th>3</th> <th>4</th> <th>5</th> </tr> <tr> <td>高 齢 者</td> <td>3</td> <td>3</td> <td>2</td> <td>1</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>障 害 者</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>2</td> <td>0</td> </tr> </table> (2) 移送補助用具利用助成件数 (単位：件) <table border="1"> <tr> <th>年度 区分</th> <th>元</th> <th>2</th> <th>3</th> <th>4</th> <th>5</th> </tr> <tr> <td>高 齢 者</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>障 害 者</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>0</td> </tr> </table>						年度 区分	元	2	3	4	5	高 齢 者	3	3	2	1	3	障 害 者	0	0	0	2	0	年度 区分	元	2	3	4	5	高 齢 者	2	2	0	0	0	障 害 者	0	0	0	1	0
年度 区分	元	2	3	4	5																																				
高 齢 者	3	3	2	1	3																																				
障 害 者	0	0	0	2	0																																				
年度 区分	元	2	3	4	5																																				
高 齢 者	2	2	0	0	0																																				
障 害 者	0	0	0	1	0																																				
補助金等 有 ・ 無				備 考																																					

高齢者・心身障害者（児） 福祉理美容サービス	所管課	各総合支所区民課
		高齢者支援課・障害者福祉課

目 的

在宅で生活する寝たきりの高齢者及び外出困難な心身障害者（児）に福祉理美容サービス登録カードを交付し、理容師又は美容師による出張理美容サービスを行うことにより、健康保持の一助とするとともに、家族介護の軽減を図ります。

事業内容

(1) 対 象

区内に住所を有し、在宅で生活する人のうち、以下のいずれかに該当する人

- ① 65歳以上で、要介護3以上の人
- ② 東京都重度心身障害者手当を受給している人
- ③ 下肢又は体幹機能障害で身体障害者手帳1級の人
- ④ 愛の手帳1度の人

(2) 実施回数

年6回まで

(3) 利用者負担

1回 500円

(4) 登録カード有効期間

4月1日から翌年の3月31日まで

(5) 利用方法

港区福祉理美容サービス登録カードを交付し、港区福祉理容協力店名簿・港区福祉美容協力店名簿に登録された理美容店に申し込み、サービスを受ける際に提示します。

根拠法令等

港区福祉理美容登録カード交付要綱

開始時期

昭和52年7月1日

実績表

(単位：件)

年度 利用延件数	元	2	3	4	5
高 齢 者	802	808	905	939	1,043
障 害 者	150	103	109	118	127

補助金等 有 ・ 無				備 考	
---------------	--	--	--	-----	--

高齢者・障害者 配食サービス	所管課	各総合支所区民課 高齢者支援課・障害者福祉課
目 的 ひとり暮らし等で食事の調理や食材の調達が困難な高齢者や障害者に対し、栄養バランスのとれた食事を、居宅に訪問して提供することにより、栄養管理や健康維持の一助とするとともに、安否確認を行い、在宅高齢者及び障害者の福祉の増進を図ります。 事業内容 (1) 対 象 ① 高 齢 者 65 歳以上の区内在住で食事作りが困難な方で次の要件のいずれかにあてはまる人 ア ひとり暮らしの人 イ 高齢者のみで世帯を構成する人 ウ 高齢者と障害者のみで世帯を構成する高齢者 ② 障 害 者 65 歳未満の区内在住で食事作りが困難な方で次の要件のいずれかにあてはまる人 ア 身体障害者手帳、愛の手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた人でひとり暮らしの人 イ 障害者のみで世帯を構成する人 ウ 障害者と高齢者のみで世帯を構成する障害者 ※家族と同居であり、日中長い時間ひとりになり、安否確認が必要な人についても対応しています。 (2) 利用者負担 1 食あたり 300 円～480 円 (3) 実施回数 1 週間に 7 食まで、昼食又は夕食を配食します。 (4) 配食事業者 申請時に 6 事業者から選ぶことができます。 申請後に事業者を変更することもできます。事業者を変更した場合は、変更申請から 10 日以内に新しい事業者のサービスを受けられます。 根拠法令等 高 齢 者 港区高齢者配食サービス事業実施要綱 障 害 者 港区障害者配食サービス事業実施要綱 開始時期 高 齢 者 平成 12 年 4 月 1 日 障 害 者 平成 13 年 4 月 1 日		

実 績 表

(1) 実利用者数

(単位：人)

年度 区分	元	2	3	4	5
高 齢 者	954	1,168	1,168	1,185	1,142
障 害 者	202	206	218	256	299

(2) 延配食数

(単位：食)

年度 区分	元	2	3	4	5
高 齢 者	226,785	253,739	273,742	282,324	278,970
障 害 者	13,566	13,120	13,908	12,896	12,743

補助金等 ⑦ ・ 無	国負担割合 －	都負担割合 1 / 2	区負担割合 1 / 2	補助金名等	高齢者施策推進区市町村包括補助事業補助金
---------------	------------	----------------	----------------	-------	----------------------

無料入浴券の給付		所管課	各総合支所区民課 高齢者支援課・障害者福祉課・生活福祉調整課			
目 的 高齢者、障害者、原爆被爆者及び生活保護世帯等に対して、公衆浴場で利用できる無料入浴券を給付することにより、疲れた体をいやし生活意欲の向上及び健康保持を図ります。						
事業内容						
(1) 対 象 区内に住所を有し、以下のいずれかに該当する人						
① 70歳以上の高齢者						
② 障害者及び原爆被爆者						
③ 自家に風呂のない生活保護世帯等						
(2) 給付時期 毎年4月1日から翌年3月31日まで						
(3) 給付枚数						
高 齢 者 1人当たり年間最大52枚 ※申請月により給付枚数が異なります。						
障害者及び原爆被爆者 大人、中人、小人とも1人当たり年間最大52枚 ※申請月により給付枚数が異なります。						
生活保護世帯等 大人、中人、小人とも1人当たり年間最大60枚 ※開始月により給付枚数が異なります。						
根拠法令等						
港区無料入浴券給付事業実施要綱 ※生活保護世帯等については、「港区生活保護世帯等に対する無料入浴券支給事業実施要綱」に規定されています。						
開始時期						
高 齢 者 昭和57年4月（平成19年4月から70歳以上へ対象拡大）						
障 害 者 昭和57年4月（平成17年4月から精神障害者へ対象拡大）						
原 爆 被 爆 者 平成7年4月						
生活保護世帯等 昭和57年4月						
実績表						
利用状況 (単位：枚)						
年度		元	2	3	4	5
区分						
高 齢 者		150,323	130,695	138,117	142,690	144,767
障 害 者 等		14,370	13,590	12,443	14,188	15,385
生活保護世帯等		3,779	3,231	2,934	2,682	2,310
※障害者等には、原爆被爆者を含みます。						
補助金等 有 ・ ④					備 考	

都営交通の無料乗車券の交付		所管課		各総合支所区民課		
				障害者福祉課・生活福祉調整課		
目 的						
身体障害者、知的障害者、戦傷病者、原爆被爆者及び生活保護世帯等に、無料乗車券を交付することで社会参加の機会を増やし、福祉の向上を図ります。						
事 業 内 容						
身体障害者、知的障害者、戦傷病者、原爆被爆者及び生活保護世帯等に、都営地下鉄、都バス、都電、日暮里・舎人ライナーの無料乗車券を交付します。						
〔有効期間〕						
・身体障害者、知的障害者、戦傷病者及び原爆被爆者は3年間						
・生活保護世帯等は1年間						
根拠法令等						
東京都都営交通無料乗車券発行規程						
開 始 時 期						
・身体障害者等については、昭和39年4月						
・生活保護世帯等については、昭和42年10月						
実 績 表						
交付の状況 (単位：枚)						
年度 区分		元	2	3	4	5
身体障害者等		1,193	958	894	1,059	944
生活保護世帯等		647	671	649	647	668
※身体障害者等には、知的障害者、戦傷病者及び原爆被爆者を含みます。						
※生活保護世帯等には、中国残留邦人等支援給付受給世帯を含みます。						
補助金等					備 考	
有 ・ 無						

高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業	所管課	—
		高齢者支援課・国保年金課・健康推進課

目 的

高齢者のフレイル対策をより効果的に推進することで、健康寿命の延伸及び医療費の適正化を実現し、区民が生涯にわたり不自由なく日常生活を送れるような取り組みを実施します。

事業内容

75歳以上の高齢者を対象に、健診情報や介護保険情報等を横断的分析し抽出した課題を基に、区の決定した基準値に基づくハイリスク高齢者に個別の健康指導を実施します。
(ハイリスクアプローチ)

また、75歳以前から区の課題やフレイル対策の重要性を周知啓発するため、60歳以上の高齢者を対象に講座等事業を実施します。(ポピュレーションアプローチ)

令和5年度は、低栄養傾向とされるBMI18.5未満(やせ)の高齢者の割合が高い区の特性を踏まえ、低栄養対策を区の課題として取り組みました。

根拠法令等

高齢者の医療の確保に関する法律

国民健康保険法

介護保険法

東京都後期高齢者医療広域連合高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業実施要綱

開始時期

令和5年4月1日

実績表

1. ハイリスクアプローチ

対象：75歳以上

区分 \ 年度	5
実施人数(人)	40

2. ポピュレーションアプローチ

(1) 低栄養・生活習慣改善教室(生活習慣病編)

対象：60歳～74歳

区分 \ 年度	5
実施人数(人)	67
実施回数(回)	12

※令和5年度は上記とは別に、試行として食事診断による栄養相談を実施

(2) 低栄養・生活習慣改善教室（低栄養改善編）

対象：75 歳以上

区分 \ 年度	5
実施人数（人）	172
実施回数（回）	24

補助金等 ① ・ 無	国負担割合 国基準による	都負担割合 －	区負担割合 －	補助金名等	特別調整交付金
---------------	-----------------	------------	------------	-------	---------

高齢者・心身障害者（児）訪問電話	所管課	各総合支所区民課 高齢者支援課・障害者福祉課
目 的 ひとり暮らし等の高齢者世帯及び重度の心身障害者（児）世帯に対し、定期的に電話をすることによって、安否を確認するとともに安全を確保し、各種の相談に応じます。		
事 業 内 容		
(1) 対 象		
① 近隣に親族が居住していないおおむね65 歳以上の高齢者でひとり暮らしの人		
② 近隣に親族が居住していない高齢者世帯で昼間、高齢者のみになる世帯等		
③ 重度の心身障害者（児）で外出困難な人		
④ 心身障害者のみの世帯（いずれかが重度の世帯）で昼間重度以上の心身障害者のみの世帯		
⑤ 心身障害者のみの世帯（いずれかが重度の世帯）で同居者が病弱者又は児童のみの世帯		
⑥ 常時介護を要する重度心身障害者（児）をかかえる世帯		
(2) 電話相談員の配置 2 名		
根拠法令等 港区高齢者・心身障害者（児）電話相談センターの設置及び訪問電話事業運営要綱		
開 始 時 期 昭和 49 年 10 月 1 日（心身障害者（児）訪問電話は、昭和 55 年 4 月 1 日）		

実 績 表

高齢者訪問電話活動状況

(単位：件)

年度 区分	元	2	3	4	5
経 済 的	389	195	143	197	229
対 人 関 係	1,161	550	573	662	627
医 療 ・ 保 健	1,918	1,643	1,917	1,607	1,697
生 活 環 境	3,601	3,966	4,083	3,848	3,867
ヘルパー との連絡	116	58	48	25	31
ケースワーカー との連絡	32	39	60	41	41
他 機 関 との連絡	34	28	23	13	22
安 否 確 認	3,899	4,106	4,193	3,963	4,126
計	11,150	10,585	11,040	10,356	10,640

※心身障害者（児）訪問電話は、平成16年度から実績なし

補助金等 ⑦ ・ 無	国負担割合 —	都負担割合 都基準による	区負担割合 事業費—都補助額	補助金名等	高齢者施策推進区市町村包括補助事業補助金
---------------	------------	-----------------	-------------------	-------	----------------------

令和 6 年度に開始する新規事業

ひきこもり支援事業	所管課	— 生活福祉調整課			
目 的					
ひきこもり当事者及びその家族のそれぞれの経緯や事情に対応出来るよう、多様な支援の選択肢を用意し、個々の状況に応じた支援を実施します。					
事 業 内 容					
(1) 相談支援					
① 支援内容					
窓口・電話またはメールによる相談受付					
訪問相談（諸条件あり）					
関係機関と支援の連携（希望者のみ）					
② 対象者					
港区に住民登録がある本人またはその家族					
港区に住民登録がある本人で、港区外に住民登録がある本人の家族					
③ 窓口相談場所					
社会福祉法人 港区社会福祉協議会					
(港区六本木5－16－45 麻布地区総合支所2階)					
(2) ひきこもり支援講演会の開催					
ひきこもりに悩む人、ひきこもり及びその支援について関心がある人を対象とした講演会の開催					
根拠法令等					
生活困窮者自立支援法					
開 始 時 期					
(1) 相談支援 令和6年4月					
(2) ひきこもり支援講演会 令和2年4月					
実 績 表					
(1) 相談支援					
令和6年度から事業開始の為、実績なし					
(2) ひきこもり支援講演会					
年 度		3	4	5	
内 容		思春期講演会	－	ひきこもり支援	
参加者（人）		28	－	21	
※子ども若者支援課及びみなと保健所で実施していた講演会を引き継ぎ、令和5年度単独実施					
補助金等 (有) ・ 無	国負担割合 最大3/4	都負担割合 0	区負担割合 最大10/10	補助金名等	地域就職氷河期世代支援加速化 交付金

参 考 資 料

- 1 港区の人口
- 2 港区の高齢者の状況

1 港区の人口

年齢別・総合支所別人口表

令和6年1月1日現在（単位：人）

区分	地 区 年 齢	港区全体				芝地区				麻布地区			
		男	女	総 数	割 合	男	女	総 数	割 合	男	女	総 数	割 合
年少人口	0～4歳	6,228	5,935	12,163	4.57%	953	889	1,842	4.32%	1,338	1,249	2,587	4.27%
	5～9歳	6,616	6,490	13,106	4.92%	827	884	1,711	4.01%	1,525	1,478	3,003	4.95%
	10～14歳	5,483	5,390	10,873	4.08%	596	599	1,195	2.80%	1,337	1,279	2,616	4.31%
	計(0～14歳)	18,327	17,815	36,142	13.57%	2,376	2,372	4,748	11.13%	4,200	4,006	8,206	13.53%
生産年齢人口	15～19歳	4,457	4,257	8,714	3.27%	483	455	938	2.20%	1,060	954	2,014	3.32%
	20～24歳	5,353	5,718	11,071	4.16%	962	1,088	2,050	4.81%	1,270	1,345	2,615	4.31%
	25～29歳	9,022	9,225	18,247	6.85%	1,960	1,966	3,926	9.21%	2,256	2,215	4,471	7.37%
	30～34歳	9,528	10,667	20,195	7.58%	1,989	2,062	4,051	9.50%	2,153	2,430	4,583	7.56%
	35～39歳	10,055	11,739	21,794	8.18%	1,880	2,000	3,880	9.10%	2,261	2,709	4,970	8.20%
	40～44歳	11,022	12,401	23,423	8.80%	1,877	1,893	3,770	8.84%	2,634	3,068	5,702	9.40%
	45～49歳	11,318	12,580	23,898	8.97%	1,760	1,779	3,539	8.30%	2,599	2,996	5,595	9.23%
	50～54歳	11,065	12,553	23,618	8.87%	1,667	1,731	3,398	7.97%	2,409	2,869	5,278	8.70%
	55～59歳	9,657	10,039	19,696	7.40%	1,412	1,442	2,854	6.69%	2,164	2,263	4,427	7.30%
	60～64歳	6,895	7,307	14,202	5.33%	1,079	1,109	2,188	5.13%	1,489	1,577	3,066	5.06%
	計(15～64歳)	88,372	96,486	184,858	69.42%	15,069	15,525	30,594	71.74%	20,295	22,426	42,721	70.45%
老年人口	65～69歳	4,929	5,343	10,272	3.86%	783	786	1,569	3.68%	1,093	1,153	2,246	3.70%
	70～74歳	4,525	5,695	10,220	3.84%	707	903	1,610	3.78%	961	1,246	2,207	3.64%
	75～79歳	4,047	5,375	9,422	3.54%	711	885	1,596	3.74%	870	1,149	2,019	3.33%
	80～84歳	2,712	4,402	7,114	2.67%	475	722	1,197	2.81%	579	895	1,474	2.43%
	85～89歳	1,587	3,212	4,799	1.80%	259	536	795	1.86%	330	640	970	1.60%
	90～94歳	684	1,853	2,537	0.95%	107	289	396	0.93%	153	402	555	0.92%
	95～99歳	154	645	799	0.30%	27	87	114	0.27%	35	169	204	0.34%
	100歳以上	16	127	143	0.05%	3	22	25	0.06%	2	38	40	0.07%
	計(65歳～)	18,654	26,652	45,306	17.01%	3,072	4,230	7,302	17.12%	4,023	5,692	9,715	16.02%
合 計		125,353	140,953	266,306	100.00%	20,517	22,127	42,644	100.00%	28,518	32,124	60,642	100.00%

区分	地 区 年 齢	赤坂地区				高輪地区				芝浦港南地区			
		男	女	総 数	割 合	男	女	総 数	割 合	男	女	総 数	割 合
年少人口	0～4歳	787	749	1,536	4.02%	1,480	1,444	2,924	4.49%	1,670	1,604	3,274	5.48%
	5～9歳	871	894	1,765	4.62%	1,582	1,620	3,202	4.92%	1,811	1,614	3,425	5.73%
	10～14歳	744	707	1,451	3.80%	1,326	1,382	2,708	4.16%	1,480	1,423	2,903	4.86%
	計(0～14歳)	2,402	2,350	4,752	12.45%	4,388	4,446	8,834	13.57%	4,961	4,641	9,602	16.07%
生産年齢人口	15～19歳	604	637	1,241	3.25%	1,095	1,117	2,212	3.40%	1,215	1,094	2,309	3.86%
	20～24歳	718	732	1,450	3.80%	1,263	1,357	2,620	4.03%	1,140	1,196	2,336	3.91%
	25～29歳	1,197	1,103	2,300	6.02%	1,932	2,179	4,111	6.32%	1,677	1,762	3,439	5.76%
	30～34歳	1,225	1,350	2,575	6.74%	1,982	2,486	4,468	6.86%	2,179	2,339	4,518	7.56%
	35～39歳	1,381	1,504	2,885	7.56%	2,209	2,842	5,051	7.76%	2,324	2,684	5,008	8.38%
	40～44歳	1,497	1,652	3,149	8.25%	2,421	3,018	5,439	8.36%	2,593	2,770	5,363	8.98%
	45～49歳	1,566	1,721	3,287	8.61%	2,595	3,147	5,742	8.82%	2,798	2,937	5,735	9.60%
	50～54歳	1,606	1,798	3,404	8.92%	2,439	3,206	5,645	8.67%	2,944	2,949	5,893	9.86%
	55～59歳	1,484	1,506	2,990	7.83%	2,207	2,664	4,871	7.48%	2,390	2,164	4,554	7.62%
	60～64歳	1,141	1,212	2,353	6.16%	1,629	1,954	3,583	5.50%	1,557	1,455	3,012	5.04%
	計(15～64歳)	12,419	13,215	25,634	67.14%	19,772	23,970	43,742	67.20%	20,817	21,350	42,167	70.57%
老年人口	65～69歳	781	944	1,725	4.52%	1,299	1,474	2,773	4.26%	973	986	1,959	3.28%
	70～74歳	758	973	1,731	4.53%	1,254	1,573	2,827	4.34%	845	1,000	1,845	3.09%
	75～79歳	674	948	1,622	4.25%	1,088	1,497	2,585	3.97%	704	896	1,600	2.68%
	80～84歳	471	722	1,193	3.12%	744	1,234	1,978	3.04%	443	829	1,272	2.13%
	85～89歳	256	594	850	2.23%	461	897	1,358	2.09%	281	545	826	1.38%
	90～94歳	125	390	515	1.35%	189	513	702	1.08%	110	259	369	0.62%
	95～99歳	27	107	134	0.35%	40	203	243	0.37%	25	79	104	0.17%
	100歳以上	3	21	24	0.06%	7	40	47	0.07%	1	6	7	0.01%
	計(65歳～)	3,095	4,699	7,794	20.41%	5,082	7,431	12,513	19.22%	3,382	4,600	7,982	13.36%
合 計		17,916	20,264	38,180	100.00%	29,242	35,847	65,089	100.00%	29,160	30,591	59,751	100.00%

(港区住民基本台帳より)

2 港区の高齢者の状況

(1) 港区の人口と 65 歳以上人口

令和 6 年 1 月 1 日現在（単位：人）

人口の区分			総 数	内 訳		
				男	女	
港 区			266,306	125,353	140,953	
65 歳以上			45,306	18,654	26,652	
内 訳	65～74 歳		20,492	9,454	11,038	
	75 歳以上		24,814	9,200	15,614	
地 区 別 内 訳	芝	芝 地 区		42,644	20,517	22,127
		65 歳以上		7,302	3,072	4,230
		内 訳	65～74 歳	3,179	1,490	1,689
			75 歳以上	4,123	1,582	2,541
	麻 布	麻 布 地 区		60,642	28,518	32,124
		65 歳以上		9,715	4,023	5,692
		内 訳	65～74 歳	4,453	2,054	2,399
			75 歳以上	5,262	1,969	3,293
	赤 坂	赤 坂 地 区		38,180	17,916	20,264
		65 歳以上		7,794	3,095	4,699
		内 訳	65～74 歳	3,456	1,539	1,917
			75 歳以上	4,338	1,556	2,782
	高 輪	高 輪 地 区		65,089	29,242	35,847
		65 歳以上		12,513	5,082	7,431
		内 訳	65～74 歳	5,600	2,553	3,047
			75 歳以上	6,913	2,529	4,384
	芝 浦 港 南	芝 浦 港 南 地 区		59,751	29,160	30,591
		65 歳以上		7,982	3,382	4,600
		内 訳	65～74 歳	3,804	1,818	1,986
			75 歳以上	4,178	1,564	2,614

※高齢化率（総人口に占める 65 歳以上人口の割合）は、17.01%です。（港区住民基本台帳より）

(2) 人口推移

毎年度1月1日現在(単位:人)

年度		元	2	3	4	5
港 区		260,379	259,036	257,183	261,615	266,306
65歳以上 (高齢化率)		44,051 (16.92%)	44,186 (17.06%)	44,335 (17.24%)	44,640 (17.06%)	45,306 (17.01%)
内 訳	65～74歳 (前期高齢者割合)	21,577 (8.29%)	21,582 (8.33%)	21,399 (8.32%)	20,730 (7.92%)	20,492 (7.69%)
	75歳以上 (後期高齢者割合)	22,474 (8.63%)	22,604 (8.73%)	22,936 (8.92%)	23,910 (9.14%)	24,814 (9.32%)

(港区住民基本台帳より)

(3) 要介護(要支援)認定者数の推移

毎年度末日現在(単位:人)

年度	要支援 1	要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5	計
元	1,624	1,009	1,725	1,574	1,265	1,107	960	9,264
2	1,622	977	1,715	1,585	1,324	1,184	972	9,379
3	1,650	1,015	1,696	1,716	1,318	1,218	954	9,567
4	1,684	1,025	1,779	1,803	1,376	1,181	917	9,765
5	1,747	999	1,906	1,843	1,497	1,144	913	10,049

(4) 要介護(要支援)認定者数(総合支所別)

令和5年度末日現在(単位:人)

総合 支所	比率	要支援 1	要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5	合計
芝	16.1%	278	172	338	309	218	163	135	1,613
麻布	20.1%	343	194	367	349	328	258	185	2,024
赤坂	15.8%	254	181	275	290	247	181	156	1,584
高輪	26.5%	504	259	514	499	378	286	227	2,667
芝浦港南	15.8%	316	156	317	277	225	166	133	1,590
その他	5.7%	52	37	95	119	101	90	77	571
合計	100.0%	1,747	999	1,906	1,843	1,497	1,144	913	10,049

※その他…住所地特例者などです。

(5) 年齢別認定者状況

毎年度末日現在

年 度	40歳以上65歳未満			65歳以上			総人口 (人)	認定者数 (人)	比 率 (%)
	総 数 (人)	認定者数 (第2号被保険者) (人)	比 率 (%)	総数(第1号 被保険者)※ (人)	認定者数 (人)	比 率 (%)			
元	100,285	177	0.2	44,819	9,087	20.3	261,923	9,264	3.5
2	100,511	191	0.2	44,866	9,188	20.5	258,821	9,379	3.6
3	101,331	195	0.2	45,102	9,372	20.8	258,783	9,567	3.7
4	103,662	210	0.2	45,434	9,555	21.0	263,970	9,765	3.7
5	104,985	235	0.2	46,077	9,814	21.3	267,250	10,049	3.8

※第1号被保険者の総数及び認定者数は、外国人及び住所地特例者の数を含みます。

※総人口及び40歳以上65歳未満の総数は、翌年度4月1日現在の数値です。

(6) ひとり暮らし高齢者数（実態調査）

令和6年1月1日現在（単位：人）

地区	区分	総 数	内 訳	
			男	女
芝		1,573	446	1,127
麻 布		1,755	429	1,326
赤 坂		1,606	381	1,225
高 輪		2,421	576	1,845
芝 浦 港 南		1,732	528	1,204
合 計		9,087	2,360	6,727

※ひとり暮らし高齢者…港区住民基本台帳上の65歳以上の単身世帯を対象に、民生委員・児童委員等が実態調査した単身居住者です。

事業名（五十音順）索引

あ

愛の手帳（知的障害者） 196

い

いきいきプラザ・
 児童高齢者交流プラザ（あいぶら） 67
 いちょう学級 251
 一般介護予防事業
 （みんなの教室・みんなでトレーニング） 84
 移動支援 274
 医療機関連携型認知症介護者支援事業
 （みんなとオレンジカフェ） 90
 医療費適正化 388

え

NHK放送受信料減免対象世帯の証明 231

か

介護給付 253
 介護給付適正化 172
 介護給付・予防給付 159
 介護サービス事業者支援事業 177
 介護事業所家賃助成 187
 介護人材育成支援事業 180
 介護認定審査会 158
 介護保険 149
 介護保険サービス第三者評価支援事業 176
 介護保険サービスの苦情・相談 174
 介護保険のあゆみ 151
 介護保険ホームヘルプサービス等
 利用者負担金助成事業 167
 介護保険料 153
 介護マークの普及 108
 介護予防・生活支援サービス事業
 （通所型サービス） 82
 介護予防・生活支援サービス事業
 （訪問型サービス） 80
 介護予防総合センター（ラクっちゃ） 77
 介護予防プロジェクト 87
 介護予防リーダー養成講座 86
 介護ロボット等導入支援事業 182
 学習支援事業 335
 簡易陰圧装置等設置経費支援事業 188

き

機能訓練（区単独事業） 295

旧措置入所者の特定負担限度額認定
 利用者負担額減額・免除認定 165
 共同住宅バリアフリー化支援事業 118
 緊急移送サービス利用助成事業 421

く

訓練等給付 254

け

ケアハウス港南の郷 113
 献血事業の推進 55
 原爆被爆者の援護 219

こ

高額医療合算介護（介護予防）サービス費 164
 高額介護（介護予防）サービス費 163
 高額障害福祉サービス等給付費等 258
 後期高齢者医療制度（長寿医療制度） 391
 高次脳機能障害理解促進事業 240
 公衆浴場確保事業 56
 行旅死亡人、行旅病人及び発掘人骨の処理 332
 高齢者エアコン購入費給付事業 133
 高齢者会食サービス 141
 高齢者火災安全システム 131
 高齢者家事援助サービス事業 128
 高齢者紙おむつ給付及びおむつ代の助成 416
 高齢者虐待防止・養護者支援事業 99
 高齢者救急通報システム 134
 高齢者緊急一時介護人派遣 129
 高齢者緊急一時保護事業 109
 高齢者緊急医療短期入所事業 127
 高齢者在宅サービスセンター 123
 高齢者事業者方式救急通報システム 413
 高齢者施設等におけるPCR検査に
 係る支援 144, 189, 312
 高齢者集合住宅 114
 高齢者宿泊デイサービス事業 125
 高齢者昇降機設置費助成事業 117
 高齢者自立支援住宅改修 116
 高齢者自立支援住宅改修等コーディネート 119
 高齢者寝具乾燥等消毒 418
 高齢者生活管理指導事業 130
 高齢者相談センター
 （地域包括支援センター） 100
 高齢者単身世帯実態調査 75
 高齢者通院支援サービス 135

高齢者デジタルデバイド解消事業	76	社会福祉法人の認可等・指導監査	41
高齢者日常生活用具給付事業	136	住居確保給付金	329
高齢者熱中症対策事業	132	重症心身障害児・者通所事業	247
高齢者の地域における セーフティネットワーク構築	102	重症心身障害児（者）等在宅レスパイト等 事業	244
高齢者の保健事業と介護予防の 一体的実施事業	427	重度障害児日中一時支援事業	249
高齢者徘徊探索支援事業	415	重度心身障害者手当（都制度）	216
高齢者配食サービス	423	重度身体障害児学校送迎支援事業	246
高齢者はり・マッサージサービス事業	70	重度身体障害者（児）居宅生活支援事業	245
高齢者福祉キャブ	419	重度脳性麻痺者介護事業	222
高齢者福祉サービスの広報	66	住民税非課税世帯等生活支援給付金	336
高齢者福祉相談	65	就労継続支援B型事業 （みなとワークアクティ）	292
高齢者福祉理美容サービス	422	就労支援事業	319
高齢者訪問電話	429	出産被保険者の保険料の減額措置	362
高齢者補聴器購入費助成事業	137	手話出張講座「手話を知ろう！」	272
高齢者見守りのための講習会	103	手話通訳者設置事業	269
高齢者民間賃貸住宅入居支援事業	120	手話通訳者養成事業	270
国民健康保険	339	障害支援区分審査会	252
国民健康保険医療費の一部負担金の 減額・免除と徴収猶予	370	障害児通所支援	281
国民健康保険結核・精神医療給付金	378	障害児通所支援事業者及び障害児入所施設 の指定・変更・更新・廃止	279
国民健康保険高額介護合算療養費	375	障害児通所支援事業所運営支援補助金交付	280
国民健康保険高額療養費	371	障害児入所支援	282
国民健康保険高齢受給者証	387	障害者意思疎通促進事業	262
国民健康保険事業の運営に関する協議会	352	障害者学習活動支援（助成）	234
国民健康保険趣旨普及	353	障害者基幹相談支援センター	202
国民健康保険出産育児一時金・葬祭費の支給	377	障害者虐待防止・養護者支援事業	203
国民健康保険傷病手当金	390	障害者グループホーム芝浦	302
国民健康保険その他の医療給付	369	障害者グループホーム家賃助成	236
国民健康保険のあゆみ	342	障害者サービス苦情解決委員会 （ヒューマンほっとライン）	201
国民健康保険の保健事業	385	障害者サービス提供事業者育成事業	275
国民健康保険料	354	障害者差別解消推進	261
国民健康保険料年度別調定収納状況	357	障害者支援ホーム南麻布	303
国民健康保険料の減免制度	360	障害者施設等運営支援	243
国民健康保険療養の給付	363	障害者（児）紙おむつ給付 及びおむつ代の助成	416
国民健康保険療養費	364	障害者（児）寝具乾燥等消毒	418
国民年金	404	障害者（児）日常生活用具及び 住宅設備改善費の給付等	259
心のバリアフリー推進事業	263	障害者（児）日中一時居場所提供事業	250
寿商品券等贈呈	71	障害者（児）徘徊探索支援事業	415
コミュニティバス乗車券の発行	411	障害者住宅	304
失語症者コミュニケーション支援事業	273	障害者就労支援事業	241
自動車運転免許取得費助成	226	障害者就労支援事業所設備整備等 補助金交付事業	242
自動車改造費の助成	227	障害者情報バリアフリー推進事業	264
自動車燃料費の助成	225	障害者団体への助成等	233
児童発達支援センター（ぱお）	284	障害者配食サービス	423
社会福祉協議会の運営支援	58		
社会福祉法人等運営助成	110		

障害者福祉避難所運営事業	306	戦没者遺家族援護	330
障害福祉サービス事業者等指導	276		
障害福祉サービス第三者評価支援事業	277	そ	
障害福祉サービス等事業所家賃助成	310	相談支援	255
障害保健福祉センター（ヒューマンぷらざ）	286		
障害保健福祉センター施設貸出	298	た	
障害保健福祉センター相談事業	289	代理電話サービス事業	271
小児精神障害者入院医療費助成	209	タクシー利用券の給付	224
自立訓練（機能訓練）事業	293	短期入所事業	305
自立支援医療（更生医療）	205		
自立支援医療（精神通院医療）	207	ち	
自立促進事業	324	地域活動支援センター事業	
シルバー人材センターの運営支援	59	（障害保健福祉センター）	287
新型コロナウイルス感染症対策在宅要介護者緊急一時支援事業	142	地域生活支援拠点等推進事業	204
新型コロナウイルス感染症対策自宅療養者向け高齢者配食サービス事業	143	地域で共に生きる障害児・障害者アート展	266
新型コロナウイルス感染症対策障害児・者居所確保事業	311	地域包括ケア推進事業	
新型コロナウイルスワクチン接種移動支援事業	190, 313	（１）港区地域包括支援推進協議会	42
新型コロナウイルスワクチン接種高齢者付添支援事業	145	（２）福祉総合窓口事業	43
心身障害者医療費の助成（㊦制度）	402	（３）在宅医療・療養等相談支援事業	44
心身障害者（児）福祉キャブ	419	（４）普及啓発	45
心身障害者（児）福祉理美容サービス	422	地域密着型サービス事業者の指定・更新・廃止	171
心身障害者（児）訪問電話	429	知的障害者グループホーム支援	235
心身障害者福祉手当（区制度）	215	知的障害者福祉相談	199
身体障害者相談員・知的障害者相談員	200	中国残留邦人等支援給付事業	327
身体障害者手帳	193	中等度難聴児発達支援事業	221
身体障害者等事業者方式救急通報システム	413	聴覚障害者等意思疎通支援事業	267
身体障害者福祉相談	198	調査訪問体制強化事業	322
新橋はつつ太陽運営補助	239	長寿を祝う集い	73
		つ	
せ		通所訓練事業への補助	238
生活介護事業（工房アミ）	291		
生活機能評価事業	79	と	
生活支援体制整備事業	106	東京都心身障害者扶養共済制度	220
生活・就労支援センター	334	糖尿病等重症化予防事業	384
生活相談	326	都営交通の無料乗車券の交付	426
生活保護事業	317	特定健康診査	379
生活保護受給者等就労自立促進事業	320	特定相談支援事業者及び障害児相談支援事業者の指定・変更・更新・廃止	278
生活保護受給者等メンタルケア支援事業	321	特定保健指導	382
精神障害者医療保護入院の区長同意	331	特別障害者手当等（国制度）	217
精神障害者グループホーム支援	237	特別養護老人ホーム	112
精神障害者支援センター（あいはーと・みなと）	300	な	
精神障害者保健福祉手帳	197	難病等医療費助成	210
成年後見制度利用促進事業	46		
赤十字事業の推進（日本赤十字社東京都支部港区地区）	54	に	
		入浴サービス	223
		認知症高齢者介護家族支援事業	98

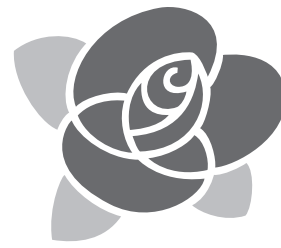
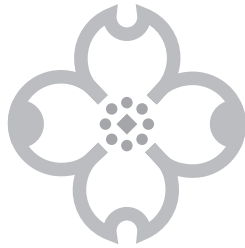
認知症高齢者等おかえりサポート事業	96	放課後等デイサービス事業	
認知症サポーター等養成事業	94	（障害保健福祉センター）	297
認知症初期集中支援事業	93	保護司の支援	52
認知症早期発見推進事業	92	補助犬の給付	232
認知症普及啓発事業	88	補装具費の支給	256
認知症予防事業	89		
は		み	
発達支援センター事業	283	港区みなと認知症サポート店認定事業	95
		みなと障がい者福祉事業団への助成	309
ひ		民営バス乗車割引証	229
ひきこもり支援事業	433	民生委員・児童委員の支援	50
非自発的失業者の保険料の軽減措置	361		
ひとり暮らし高齢者等見守り推進事業	104	む	
被保護者健康管理支援事業	325	無料入浴券の給付	425
100歳訪問	72		
ヒューマンぷらざまつり	299	ゆ	
		有料道路障害者割引制度	230
ふ			
福祉車両（車椅子同乗用）購入費助成	228	よ	
福祉事務所無料職業紹介所	333	要介護・要支援認定	156
福祉のまちづくり	48	養護老人ホーム入所措置	122
負担限度額認定	166		
へ		り	
ヘルプカード普及事業	265	利用者負担額軽減実施法人助成事業	169
ほ			
法外援護事業	323	ろ	
		老人クラブ及び老人クラブ連合会の支援	61
		老人保健福祉月間	
		（みなとほほえみ月間）事業	74
		路上生活者対策事業	328

港区「区の木・区の花」

区の木 ハナミズキ

区の花 アジサイ

区の花 バラ



刊行物発行番号 2024084-3711

港区の保健福祉

令和6年度（2024年度）版 事業概要

令和6年（2024年）8月発行

編集・発行 港区保健福祉支援部
東京都港区芝公園一丁目5番25号
電話 03-3578-2111（代表）



港区は、みどりの保全とごみの減量に努めています。
この印刷物は、古紙を活用した再生紙を使用しています。

